

まちづくりと市民参加
市民活動と自治

『まちづくりと市民参加 - 市民活動と自治』

(財)まちづくり市民財団は、1999年より毎年一冊ずつ「政策研究レポート」として『まちづくりと市民参加』を発行してきました。1999年から2001年までの3年間は、特定非営利活動促進法の成立により日本社会で市民が非営利活動を行うしくみのひとつとしてNPOが台頭してきた、1998年から2001年までのNPOのうごきについてレポートしてきました。

また、2002年は「市民社会へ - 個人はどうあるべきか」というテーマに取り組みました。2003年の今回は、「市民活動と自治」というテーマで、「全国各地で取り組まれている市民の活動が、自治とどう関わってくるのか」についての政策研究報告書を行います。また、2004年については「市民社会」そのものについての政策研究報告書ができればと考えています。これらによって「個人のありよう - 自治 - 市民社会」という三部作としてこのレポートを成立させることができると考えています。

今、全国で一斉に地方分権、市町村合併への取り組みが、法律的な期限もあって、性急に進められています。けれどもそこで話し合われている大半は団体自治のことであり、本来議論されるべき市民自治の部分が抜け落ちてしまっているのではないかと危惧しています。私は、明治維新・戦後に次ぐ第三の改革とまで言われるこの度の「地方分権化改革」は、市民の手によって「真の市民社会」を創りあげる最大のチャンスだと思います。そこに市民がどれだけ関わっているのかを思うとき、あらためて「自治」について、「市民の活動」との関係からきちんと整理しておきたいと考えました。

「市民の自由な社会貢献活動」として、市民が、NPOというしくみを使い、創造性や社会変革性を発揮して社会にかかわっていく。そこに新たな自治の可能性を見ているのは、私どもだけではないと思っています。それが現実の社会をどのようにうごかし、変えていくのか、たいへん大きな課題だと思っています。その意味で、今回の報告書が、全国で同じような取り組みをしている方々の参考になればと思います。最後になりましたが、この報告書を作成するにあたりご協力いただきましたみなさんに感謝申し上げます。

財団法人 まちづくり市民財団 理事長 村岡兼幸

「まちづくりと市民参加 - 市民活動と自治」村岡兼幸	
第一章 「市民活動と自治 - 公共性の哲学」加藤哲夫さんに聞く	7
語り手 せんだい・みやぎNPOセンター代表理事 加藤哲夫 聞き手 財団法人 まちづくり市民財団理事長 村岡兼幸 進行 財団法人 まちづくり市民財団理事 服部則仁	
第二章 「市民活動と自治」全国各地の現場から	27
第一節 参加と協働から新しい自治システムの構築へ	28
市民フォーラム21・NPOセンター 代表理事 名古屋大学大学院法学研究科教授 後 房雄	
第二節 市民活動と自治～理念としての「自治」から、実践としての「自治」へ	43
特定非営利活動法人 まちづくり情報センターかながわ (アリスセンター) 事務局長 川崎あや	
第三節 ふじのくにNPO活動センターの管理運営をめぐる	52
NPO協働体FJI 会長 日詰一幸	
第四節 市民活動と市民自治～協働の現場のリアリティ	62
財団法人 まちづくり市民財団 理事 みえきた市民活動センター 理事 服部則仁	
第五節 自治への責任	77
(特)伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 理事長 (特)伊勢志摩NPOネットワークの会 会長 中村 元	
第六節 みのお市民活動センター設立から市民自治へ	83
前 特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお 事務局長 櫻井あかね	
第七節 市民公益事業の可能性 管崎まちづくり放談会の挑戦	88
特定非営利活動法人 管崎まちづくり放談会 理事長 同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授 今里 滋	
第八節 市民活動と自治 - 自治の芽	95
特定非営利活動法人 えひめNPOセンター 代表理事 菊池 修	
第九節 市民活動と自治	102
特定非営利活動法人 かまくら在宅生活相談センター 理事長 樽井彰子	

第三章 まちづくり市民財団 研究交流事業 北海道5地区巡回フォーラム 報告 109
代表執筆 北海道NPOサポートセンター 津田祥子

- 1 旭川「資源を活用する～自分たちの夢(考え)を文書にまとめる～」
- 2 釧路「NPOの未来を描こう!! in くしろフォーラム」
- 3 函館「市民のための情報デザイン-ワークショップ」
- 4 北見「市民参加型の環境保全を探る～河川環境保護とNPO～」
- 5 帯広「支援費の利用と放課後支援を考える」

第四章 平成14年度まちづくり助成金事業 平成14年度アウトドア・クラスルーム登録事業 報告 125

第一節 平成14年度まちづくり助成金事業 報告 126

- 1 桜井川親子ワークショップ&劇団創作事業
地域創り推進協議会【夢創塾】(代表者) 飯田武正
- 2 まちづくり学習実践報告会
身近な環境と子どもたちを考える会(代表者) 馬場先恵子
- 3 岩手茅葺き民家ネットワーク創設事業
特定非営利活動法人 岩手で茅葺き技術の伝承を促進する委員会(代表者) 吉岡裕
- 4 北海道エコロジー住宅学校
エコビレッジ実行委員会(代表者) 西條正幸
- 5 びん玉ロード創作活動
浜島町まちづくりグループ「WITH AIBE」(代表者) 岩崎充宏
- 6 とよさとまちづくり委員会 OLD&NEW
とよさとまちづくり委員会(代表者) 岡村博之
- 7 大太鼓原木 ケヤキ植林事業 宇土雨乞い太鼓 500年のロマンを秘めて
社団法人 熊本県青年塾(代表者) 熊井良洋
- 8 妙高高原町 イモリ池のブラックバス駆除
溪流再生フォーラム(代表者) 飯塚友章
- 9 小泉八雲「雪女」展
住江町商店街振興組合(代表者) 佐野誠
- 10 五頭の里 どんぐり植え隊
新潟県自然観察指導員の会(代表者) 諸橋潔
- 11 まちづくり事業 定住の環境づくり作業
大東まちづくり研究会(代表者) 矢壁敏宏
- 12 市民が主役の中津干潟保全活動
水辺に遊ぶ会(代表者) 足利由紀子
- 13 「どんが」島興し事業
NPO法人ジュントス(代表者) 有馬寛治
- 14 「表浜海岸シンポジウム」
田原町太平洋岸総合整備促進協議会(代表者) 渥美博孝

- 15 朝日村循環型社会構築事業
朝日村の循環型を考える会（代表者）塩原智恵美
- 16 「まちの文化」をいかした交流の場づくり事業
本町区まちづくり推進協議会（代表者）竹内弘
- 17 住民参加型でのやすらげる憩いの場の創造
阪神・淡路大震災まち支援グループ、まち・コミュニケーション（代表者）宮定章
- 18 都会の廃校になった市民による再利用ワークショップ
21世紀の学校をつくる会（代表者）北浦茂
- 19 放置自転車を活用した脱車社会への町づくり
特定非営利活動法人 環境NPO良環（代表者）川瀬和敏
- 20 日本一安全な村プロジェクト
NPO法人グリーンウッド自然体験教育センター（代表者）村上忠明
- 21 イーストベガス構想 企画・策定事業
イーストベガス推進協議会（代表者）長谷川敦
- 22 大津・町家・まちなか・博覧会
大津の町家を考える会（代表者）森川稔
- 23 里山レディース講座
NPO法人 赤目の里山を育てる会（代表者）吉森加大

第二節 平成14年度アウトドア・クラスルーム登録事業 報告

145

- 1 藁科の里 花いっぱい運動推進事業
静岡市立藁科中学校（代表者）大原一夫
- 2 松代にアンズを広める会
松代にアンズを広める会（代表者）山本和男
- 3 平成14年度新発田地域環境教育講座 水辺の大楽校
加治川ネット21（代表者）若月学
- 4 街道を彩るマイプランター作り
わさびの会（代表者）辻年夫
- 5 我がふるさとの里山づくり
遊木民倶楽部（ゆうぼくみんくらぶ）（代表者）大島隆司
- 6 さくらプロジェクト
NPOたてやま・海辺のまちづくり塾（代表者）辰野方哉
- 7 土日のアウトドア・クラスルーム
田子浦ジュニアリーダーズクラブ（代表者）永友房代
- 8 竹イカダを作成し、川下り及び竹炭作り
中緑がんばる会（代表者）馬原昭
- 9 竹再生プロジェクト
小田原やんべえ倶楽部（代表者）石塚義孝
- 10 いーね！おおあさ「菜の花」のまちづくり事業
特定非営利活動法人 INE OASA（代表者）保田哲博

第一章

「市民活動と自治 - 公共性の哲学」
加藤哲夫さんに聞く

第一章 「市民活動と自治 - 公共性の哲学」加藤哲夫さんに聞く

語り手 加藤哲夫（せんだい・みやぎNPOセンター代表理事）
聞き手 村岡兼幸（財団法人 まちづくり市民財団理事長）
テーマ 「市民活動と自治 - 公共性の哲学」2003.9.29 実施
進行 服部則仁（財団法人 まちづくり市民財団理事）

(村岡)

私ども、まちづくり市民財団は、『まちづくりと市民参加』という報告書を毎年出していて、全国の草の根のまちづくり運動を紹介しています。例えば去年は「市民社会へ - 個人はどうあるべきか」ということで全国のNPOのキーマン30人の方たちから寄稿していただき、私もそのテーマについて立教大学大学院教授の中村陽一さんと対談させていただきました。今年は「市民活動と自治」というテーマを掘り下げてみようと思っています。何故なら、今全国一斉に地方分権、市町村合併への取り組みが、法律的な期限もあって性急に進められているようですが、そこで話し合われている大半は団体自治のことであり、本来議論されるべき市民自治の部分が抜け落ちてしまっているのではないかと危惧しているからです。今日は、加藤さんからそのあたりのいろいろなお話を聞き出せればと思っています。

排除される側に身を寄せて、「法治」と「自治」、「共同体」と「公共性」で考える

地方自治というと、「国からの独立性」と「市民自身の自治」と、ふたつの柱がある

(加藤)

自治というと、政治と行政が絡むじゃないですか、当然それによる国のレベルの話と、地方自治の話と両方ありますよね。それと市民自身の生活レベルの市民自治ということがありますね。地方自治の土台ですが、「地方機関・自治体の国からの独立性」ということと、「団体自治を含む市民自身の自治を根拠にする」というのが地方自治法上の考え方です。

それで、地方自治体の行政職員の方とは、地方自治について、「地方自治の土台となる、ふたつの柱のひとつは市民自身の自治、その機能を無視して地方自治はないのではないですか。つまり地方自治には市民自治というのがもともと入っていますよね。」という話をよくしますね。なので、市民活動はまさに市民の自治的な、あるいは公共的な領域ですよといつも言っています。今日のテーマにそって言うなら、そういうところから出発するのかなと思っています。

例えば「仙台市」と言ったときに、これは行政機関を指す場合と、当然ながら仙台市民100万人を含む総称である場合と二種類あります。でも大部分の仙台市民にとっては「仙台市」といえば、自分自身を含むものではなく、行政機関のことを言うものと思うのです。でも、いままで基礎自治体が住民を相手にしているときや、条例上で「仙台市」と書くときなど、行政上の用語の「仙台市」というのはそれが二重映しになっていて、当然市民を含むのです。その辺のズレというのが現場で見ているとよくわかる。市民側も、仙台市の行政職員の方が「仙台市」と言ったときは、「それは行政機関なのか、それとも我々市民を含む総体を仙台市と言っているのか」と聞かないと、いつのま

にかだまされていくとか、いつのまにか互いに誤解してしまうとか、そういうことをいつもやっているのではないかなど。

「法治によって市民の行動をコントロールしたい」と考える市民もまた多数いる

ポイ捨て問題に取り組む条例をつくるときに、私どもがお手伝いして、行政と市民参加でワークショップをたくさんやって「どういう条例をつくるか」「どういう実行計画をつくるか」とやりました。もう5年ほど前の話です。そのときに、仙台市という行政機関に強く市民を指導してほしいという人たちがいっぱいいたのです。自治ではなく、法治によって市民の行動をコントロールしたいと考える市民もまた多数いるのです。そして、そういう市民の要望に行政機関は常にさらされているといってもよいのです。

犬の糞の問題とか、ポイ捨てごみの問題とか、公共施設における市民のふるまいとか、実は自治的に解決されていなくて、そういうもののほとんどが今は行政機関の法的権限、つまり法治で解決してほしいという市民側のニーズが高いのです。だけれど行政機関では「それって根拠がないよね」とか「全部やると予算が足りないよね」という話で、「そこまでおれたちはできないよ」ということです。いかに規制したって僧簡単に市民の行動のコントロールなんかきかない。そういう問題のコンフリクトは実に高いのです。これは法治の問題ではなくて自治の問題、あるいはその境界の問題。それを市民側がどう理解するかということを考えないと、分権や自治の話にならないのではないかと、僕なんかは思っているのです。

市民の問題解決の能力を高めるといようなとり組みにしている。
それって市民活動でしょ。

せんたい・みやぎNPOセンターが行政事業のある種の手伝いをしているときに考えていることは、市民の側も、法治（法権力による市民統治の概念）から、自主的な自治概念（自分達の地域を自分達でおさめたり問題を解決したりしていくこと）へというとり組み、そういう力を高めるようにしているわけです。それって市民活動でしょ。そういうながれをつくるためにせんたい・みやぎNPOセンターはこういうことに関わっているといってもいい。

たとえばこの「まち美化条例」については、条例づくり、行動計画づくりから市民参加でつくった。そのなかで「仙台市はこういうことをやります」というときに、「市民自身が自主的に問題解決行動をするならば、仙台市は行政機関としてその市民の活動を支援する義務がある」としました。条例は逆に行政機関をも縛っているのです。そういう活動をする市民を応援しますと書いている。市民活動支援条例みたいな非常にめずらしいポイ捨てに関する条例をつくったんです。

それで「アレマキャンペーン」をやっているのですが、アレマ隊と言って、チラシの「アレマ隊員証」の裏に「アレマ隊員3つの誓」が書いてあるんです。どうしてアレマかというと、『わたくしたちは、「ポイ捨て」を「見て見ぬふり」は決してしません。「アレマ！」と驚きます。』と書いてある。おもしろいでしょ。これが仙台市の公式の文章に書かれているのです。市役所にも垂幕でこのあいだまで掛かっていた。そうとう冗談なのだけれど、こういうユーモア入りでキャンペーンに取り組んでいる。実際には調査キャンペーンです。

これは、いわゆる清掃美化運動を脱却したいということなのです。アレマ隊員に申し込むとどうなるかという、「キレイにし隊」「数えてみ隊」「考えてみ隊」の3つのコースに分かれていて、きれいにしたら、「数えてみ隊コース」では調査表があってゴミを数えて報告書を書く。「考えてみ隊」では、それを全部やった上でワークショップを開く。市民同士があーでもない、こうでもないと話合う。場合によっては自分達で解決策を立てて実行するというのが、マニュアルもあってやっています。そしてその実行の結果を市に報告します。3コースあってできれば「考えてみ隊」となるといいねということなのです。これは世界的なビーチクリーンアップ運動の仙台市内版なのです。

いま、チラシを見て、仙台市にファックスで申し込んで、自主的にグループをつくって、100から200ヶ所で何万人かの人がこのゴミ拾いをしている。そのレポートをもとに仙台市では分析をして、せんだい・みやぎNPOセンターが受託してやっているのですが、「こういうとり組みが効果をあげている」とか「ここではこういう成果が出た」ということを、報告書によって市民にフィードバックする。完全な市民参加型、あるいは市民そのものが主体となったキャンペーンを市役所が応援するという、市民活動支援型のキャンペーンになっている。簡単に言うと、法治型の行政の権力によるコントロールだけでは及ばない領域に対して、自治的に市民が取り組むことに、行政機関はどういう対応をするべきかというモデルケースをひとつつくった。

法治か自治かというときに、
法治に傾きやすいことをいかに自治的に解決していくか

もちろんこれでも間に合わないこと、たとえば「繁華街でのタバコのポイ捨てなんかについてはどこかで規制しなければいけない」というような話は常に出てはきます。それには面的な規制や、この地域は特別なルールですよとやらないといけない。コミュニティの存在しないところほど荒れるのです。団地とかでは取り組みに成功しているところが多いんです。特定の人たちや限られた人たちだけが利用する道路や場所では、とり組みの姿を見せれば一定の成果をあげるんです。ただ、ものすごい行楽地とか繁華街といったよそ者がくるところでは、一度きた人が捨てて二度はこない人に継続的なとり組みを反映させて相手が行動を改めるということは少ないかもしれない。そういうところはむずかしい。そういうところは法治のとり組みも必要になってくるかもしれないということです。

そういう使い分けをしてもらおうとか、市民自身に考えてもらう。なんでもかんでも市役所に言っていくのではなくて、たとえば自動販売機のまわりがゴミだらけで片づけられていないとかであれば、自動販売機の事業者や設置者に対して市民がきちんと意見を届けるということをやってもらう。そうすれば市役所の手間もはぶけるし、市民自身の問題解決能力もあがるでしょ。そこができるかどうか。せんだい・みやぎNPOセンターが市民参加の事業とかをコンサルしていることのほとんどは、法治か自治かというときに、「法治に傾きやすいことをいかに自治的に解決していくか」をテーマにしているといってもよいと思います。

ニューヨークがジュリアーノ市長の頃、ブロンクスが荒れたときの「割れ窓理論 / ブロークン・ウィンドウズ・セオリー」というのがありますよね。いまガーディアン・エンジェルスの人たちが活動の理論にしていますけれど、あれはなかなか適切な理論で、「その地域の人々がこういうことは許さないといつもびしっとその姿を見せている。見せると人々はその姿に影響される」ということなんですね。こっそり直したのではダメなのです。たとえばブロンクスに車を停めておくとし

て、きれいな車だと壊されない。ところが窓が一個割れた車を置いておくと、二時間後には部品が全部バラバラにされていて、影も形もなくなっている。みんな持って行っちゃう。だから、その一個の割れ窓をいかに姿を見せてふさぐかというのが、「割れ窓理論」を考えたジョージ・ケリング教授の実験なんです。

まちの問題に取り組むというのは実はそういうことだろう。それって市民の自治能力ですよ。それが高まっていて、地域の問題を見て見ぬ振りをしない市民がいるぞと示す。昔の自警団的にやればいいのかということそうではないと思いますけれど、基本的には、ある種の市民の自治能力が発揮されている地域に人々は悪い手を出さないと犯罪も減るとか。いろんなことが起きますので、まちの問題に取り組むというのは、そういう自治能力を考えることだと思います。

もうひとつの例でいうと、たとえば河川敷ってラジコンの飛行機を飛ばせる人たちがたくさんくるのだそうですね。そうすると実際に河川管理事務所の方が言っていたのですが、ラジコン飛ばしてはいけないって法律で規制するのは難しい。けれども、堤防越えて民家の上とかガンガン飛ばして、中には民家に墜落していくのがあるってことです。そうすると赤ん坊なんかいたら危ないじゃないですか、というような問題があったときにも、法規制をする前に、「ラジコンを飛ばしている人たちがコミュニティをつくって、ここで飛ばす限り堤防を越さないようにしよう」とかのある種の自主管理をすとか自治を行うことで、少なくともそういうことをして、自分達がここで飛行機を飛ばす楽しみの自由を守りながら、人々に悪い影響を及ぼさないようにコントロールするって自治じゃないですか。

行政機関の人が市民の要望に対して単に規制するというのではなくて、そういうように市民がやることで成功したケースがあるのです。それはあたりまえのことと思うのですが、世の中ではあまりあたりまえではないようなのです。みんな規制を要望する方に行ったり、行政の人は悩みながら規制するということになったりしているのです。

市民同士が議論で自分達の問題を解決したり、高めたり、
ルールを自発させたりという回路がなく、
行政機関が張り紙をするということで問題解決をしている

市民利用の公共施設のなかで起きていることは、「うるさい」とか「あの人は弁当食っている」とか、いろんな文句が行政職員に全部くるんですね。これもおかしいのではないかと。公共性というのが、多くの人たちに開かれているというのはよく言われますよね。だから特定の人が専有しているとかうるさいとかという問題を解決するために、権力によって公共性を担保するというのを、公共施設においては、いつも市民が実は要求しているのです。

仙台市市民活動サポートセンターでも初期にはそうでした。フリーにテーブルがあって集まれる交流サロンというところがあるのですが、テーブル3つぐらいくっつけて30人ぐらいで会議する人たちがでてしまうのです。何人以上はいけませんというルールはないのです。すると、「ルールをつくれ」、「注意してくれ」とすぐくるのです。待ってくださいと。隣でおかしなことをしていたら何故あなたが言わないのですか、同じ市民活動をしている者同士で。たとえば高校生がさわいでいたら先輩の大人としてどうしてそれを言わずに、なぜこちらに持ってくるのですかと。少なくともいっしょにいて相手と話をしましょうと。

そういうことを仙台市のサポートセンターで私どもの職員が積極的にやっている訳です。そうすると4年やってほとんどそういうクレームはこなくなりました。つまりそこで起こっていることは、開かれている空間を行政権力によって保障するだけではなくて、異質な価値観を持った市民同士が対話による言論によってある種の文化やルールをつくっていく、これをコモンズ、公共圏といいます。これをつくっていくはたつきもまた公共施設の大きな役割なのですが、これを行政機関が法治で介入することでつぶしているのだと、私は思っている訳です。公共施設とか公共空間と呼ばれている場所でありながら、これは法律による権力をバックにした法治空間でのみになってしまう。だからこそ、そこにはいつまでも自由がない。つまり市民同士が議論で自分達の問題を解決したり、高めたり、ルールを自発させたりという回路がなく、行政機関が張り紙をするということで問題解決をしている訳です。

公共施設というのは圧倒的にそうで、市民もまたそれをよしとしている。市民活動をしている人たちでもそれをよしとしている人たちがいて、管理者に要求をすることが市民活動だと思っている人たちも多いのではないですか。それは大きな勘違いだと私は思って、仙台市のサポートセンターではそういう対応をとっている訳です。公共機関で、市民同士の問題を自治的に解決しましょうという対応を職員がしているというのは、おそらく全国的にも希有のケースだと思っているのです。

委託というのは、うちの職員が行政機関の職員と同じことをしているということですから、行政の立場としてこの場所の公共性を高めるにはどうすればよいかと考えて、こういう対応をしているのです。それによって現実には高校生がさわいだときに、別の団体でがんばっているおばちゃんの話をする訳です、するとそこで知り合いになるじゃないですか。その結果、「あんたら何してるの?」「オレたちは高校生の文化祭をやりたいんだ。」「あら、いいわね。私たちは子ども達の緊急電話、チャイルドラインのとり組みをやっているのよ。」という会話が始まります。この電話番号を書いた紙を学校経由で配ると権力といっしょになる、子どもは信用しないのですね。けれどもこのようなやりとりと関係があるところでは、「あんたら直接、配ってくれない」となる。こういうつながりがここで生まれる。ところが行政による法治空間ではこれは生まれない。この違いが大きいと思って取り組んでいるところです。「法治と自治」として考えると、うちはこういうとり組みをしているということです。

自治的解決の場のはずが、
そこにある種の公権力に近い権力構造を持ってしまうことが...

(村岡)

いま、言葉で整理していただいたので、なるほどなと思いながら聞いていました。そうなので、これからは市民自治でやっていかなければと言いながら、身体の中は法治を求めてしまうんですね。身体にしみついているというか、「自治」を論じるときに「法治」と「自治」と対比させて考えていくとよく解ります。そういうところが我々住民には無自覚のようなところがありますね。

小さな地縁型の自治組織があるとして、同じような問題の解決方法を話あっても、それぞれの組織やいろいろな地域によって解決の方法が違ってきますね。違ってあたりまえなのですが、しかしそこにある種の公権力に近い権力構造を持ってしまうこともあります。

共同体は、異質のものを排除して単一の考え方にそまることを強制する。
公共性というのは、異質な価値観を持つ人同士の言論空間という要素が重要だ

(加藤)

それは公共性と共同体という問題なのです。日本の社会は世間型、談合型とよくいわれる。いわゆる「世間」というのが支配していて、組織が公共性を持たずに共同体になっていくのですね、圧倒的に。日本は特にそういう傾向があります。共同体は、異質のものを排除して単一の考え方にそまることを強制するのです。訳語としてはコミュニティは共同体なのですが、同じコミュニティでも日本ではまさに共同体型のコミュニティになってしまって公共性がなくなるのです。公共性というのは異質な価値観を持つ人同士の言論空間という要素が重要だと私は考えているので、そういう公共性はこの国にはほとんどないのではないかと、NPOといえども共同体になってしまうのではないかと考えています。

日本はいろんな組織が共同体になってしまう国なのです。だからこそ公共施設というのは、共同体の枠を越えて人々が無縁化して、出会って、そこで議論をし、新しいコモンズ、新しいコミュニティ、新しい公共性をつくりだしていく創造の場所にならなくてはいけないと思って、仙台市市民活動サポートセンターを運営しているのです。そもそも公共性が日本の国のなかで窒息しているのではないかと考えています。それは共同体主義と法治主義の結託であり、その反面として、自治的な要素と公共性が窒息している。

単に開かれている、誰でも使える場所ということ言えば、日本の公共施設は法律によって全ての人に開かれているふりをしている。たとえば、公園でホームレスのおじさんがダンボールのテントを張って住家をしていると、周囲の人の意識は、圧倒的に排他的にはたりますよね、日本の場合は、けれどもホームレスの立場に立ってみると、いまの社会で唯一水が飲めてトイレが使えるインフラは公園です。公園のパブリックはまさに最下層の人たちにそういうことを保障するということです。だから生きていくということ自体は、もっとちゃんとした施策があるべきだとは思いますが、ないとしたらしょうがないではないですか。それをさらに排除するのは間違いでしょ。パブリックパークというのはそういうことでしょうかというのが私の理論です。公園とか公共施設のパブリック性は、日本の社会の根底から、共同体から公共性を奪還しないとダメだろう。そのためには法治に対して自治を対置するだけでなく、公共性の水準を議論する必要がある。それを戦略的にこういう仕事や市民活動の受託の中でねらっているわけです。

行政職員の研修の中でこれを教えています。みなさんが思っている公共性と市民的公共性の違い、共同体型でない公共性をつくらないとアウトでしょうと。そのために公共施設は役に立っていますか？むしろ反対ではないですかと問いかけて、ウチやっている実験をいかにこれからの行政の中で普遍化するか。行政の公共施設管理の改革や管理担当部署の人たちに政策提言している訳です。委託をとおして、行政の内部改革や本質的な行政改革、行政が公共施設と名乗るなら、こうした新しい公共性を育むような公共施設運営はできないのかという問いかけをしているのです。

例外的にできたウチのケースを、理論化し普遍化しモデルケースをつくり、行政の中でそれをやってみたいという人をつくっていっしょにやっていくということです。ウチは仙台市の中心地にあって全市的にそれを活用する訳ですから、ウチを利用している人たちも地域に行く訳です。ところがそこでは多数派の共同体の人たちに押されてしまったりして、少数で孤立しているから真ん中に

集まっているのかもしれませんが、一方で地縁型のだ真ん中で、仙台市に委嘱されたボランティアのリサイクル推進委員の人たちとかが、日々ゴミの分別とかをいっしょうけんめいやっている訳です。ところがそこには環境団体の人はなかなか行かないのです。それともう少し力を合わせたり、いっしょにやらなければ地域の力は上がらないではないですか。

「活動している人がもっと地域に還ろう」というキャンペーンをしようと思っていて、それには地域の公共施設がもっとそれを応援しないと、地域ではむずかしいでしょう、共同体型だから排除されてしまうのです。なかなか入れないというのが現実なので、地域の市民活動センターや公民館などでは、実はそういうチャンネル、地域の個人や住民だけを対象に支援するのではなくて、市民活動の団体が複数存在して、地縁型の組織もあり、さまざまな個人を含めて、運営の委員会や活動の方向を住民自身がパブリックに議論するということがあたりまえにできることを、行政の施設は援助すべきでしょう。こういう位置づけですね。

わかりやすく具体的な活動や行動をとおして、少しでも自治能力をあげていく
地域の問題解決に関わることによって、
地域に問題解決能力のある人が醸成されていく

(村岡)

なるほどそういうことかと思って聞いていましたが、そう簡単には変わらないのも現実です。やろうとしているのは、わかりやすく具体的な活動や行動を通して少しでも自治能力をあげていくという方法は、私が前から関心を寄せてたびたびお話ししている英国の「グランドワークトラスト」の考え方と同じですね。地域におきている問題点に対して、地域住民が中心になって、様々な関係者がパートナーとして力を出し合い関わって、地域の問題解決を図る。すなわち、地域に問題解決能力のある人が醸成されていくということなんです。具体的な活動を通さないとそれが解らないのです。法治ではない部分、「こうこうこうだからこうしなさい」というのではなくて、自分達で活動したことの運動が社会的に評価されて、まわりの人も良いことだねと評価してもらい、それがいくつか積み重なって、それを条例とかで整備していく、即ち法治的にも育てていくという。そういうことをねらっているということなのですね。私も、法治から自治に少しずつ変えていくために、こういう「実践」と「理論」に裏付けられた活動がひじょうに大切だと思っているひとりです。

すべて否定するのではないけれど、
それだけではこれからの社会で「市民自治」を形成するということにはなっていないので、
そこでどうしていくのかということなのですが。

少し話が変わりますが、一方で共同体という意識が強いのがまた日本の社会でもあります。ついこのあいだ終わったばかりなのですが、全国にある八幡神社の祭典があって、今年私の町内が13年に一度の当番町内だったのです。毎年9月のおよそ二週間祭りにかかりつきりになるのです。ふだんはまったく顔を合わせていないし仕事も関係ないのに、お祭りになると二週間は毎晩集まってお酒飲んでお祭りのために準備するのです。よくこれだけやれるな、頑張れるなと思うのですが、一年でこの二週間だけはみんなにとっては特別な期間なのです。そういうまさに地縁的共同体的に町内40軒が一致結束をしてやるのです。しかしそれはみんなにとって決していやな時間ではなく、大変だけれども心安らく時間でもあるのです。

ところが13年に一度の当番町内のときはそれが一ヶ月半なのです。神社に集まって毎晩、一ヶ月半準備をしたり話をしたりするのです。お金もずいぶんかかるのです。100軒200軒の町内でも40軒の町内でも最低でも約300万円かかるのです。私たちの小さな町内では、一戸あたり毎月500円ずつ積み立てをして、1年で6000円、それが40軒で約24万円になります。それを12年間積み立てると288万円になります。それを一挙に使う訳で、町内にとっては13年分のエネルギーを一挙に爆発させる最大のイベントです。

お祭りになると活躍する人っているのです。つまり動きの中心になる人。そういうときには、人間関係の中から共同体のよさとかが発揮されて一大事業をやるというパワーが生まれるのもある種のコミュニティですよ。それをすべて否定するものではなくて、それはとても大事なことなのです。ただし、それだけではこれからの社会で「市民自治」を形成するにあたっては、問題解決につながっていかない。そこでどうしていくのかということなのですが、加藤さんの言葉を借りれば、共同体的コミュニティから、先ずは公共性を議論できる空間（コミュニティ）づくりから始めなければと思うのですが、これは各地が抱えている共通の問題点だと思いますけれど。

今の時代は共同体も崩壊して、
共同体がある部分とバラバラの部分と人が複雑に入り組んでいる社会。
こういう時代の祭の持つ意味が変質し、変化してこないと通用しなくなるのでは

(加藤)

京都の町衆の祇園の祭もそうですね、みんなが出て総力でやる、同じですね。本来の共同体の祭の意味は、「まつりごと」と言って神様といっしょに供食して、共同体の成員が全員それにかかわることによって年間の計画を立てたり、一体性の確認をしたりするのです。もともとは神様との一体性なのですが、それがなくなって共同体の一体性になっていくのですが、大きな儀式です。これをやらないと共同体が持たない。ガス抜きですね。固定した社会、人口変動の少ない社会の特徴です。これはなにも日本に限ったことではなくて、世界中これです。こういうのをすぐに日本の伝統とか独特の文化と言うとインチキになってしまう。世界中共通に共同体のあるところでは見られる普遍的なものです。それがそのまま生きているのはそれでいいのですが、それが排除の共同体になる可能性を秘めているというか、もともとそういうものを持っているのです。

今の時代は共同体も崩壊して、共同体がある部分とバラバラの部分と人が複雑に入り組んでいる社会になっている。こういう時代には、祭の持つ意味が変質し、変化してこないと通用しなくなってくるのではないか。今までのこと自体は悪くはないとは思いますが、もうちょっと行くと、「こんなに異質な人々がいるのに私たちは共になんとかやっていけるよね」という新しい時代のメッセージを祭が発するという事だと思えます。

「俺達もともといっしょだよ、違っていたらまずいよね。おんなじだという確認をしようよ。」というのが今までの共同体の祭の発信ですね。公共性を持つ市民社会というのは共同体ではありませんから。いまは、バラバラな人々や共同体に所属しない、あるいは家族を構成しない独身のひととか、外国の人とか、いっぱいいます。たとえばさきほどの祭の中にはクリスチャンの人は入れないですよ、宗教ですから。これはまさに排除の共同体です。そういう人たちが一人もいないときはよかったのですが、そういう人がひとりでもふたりでも存在するような時代になったときに、祭の意義が問われるようになってくる。宗教的な祭だと別の宗派は入れないというようなこともあるの

で、新しい市民の祭として変化してくる可能性があるか、あるいはそれはそれでいいとして、新しい市民の祭が起きてくるということでしょうね。

異質なものを受け容れる祭という方向が強まっている。

各地で市民の祭が復活していて、心の奥には一体性の確認を求めているから

実は、新しい市民の祭がもう一方で盛り上がってきている。たとえばよさこいソーラン祭りとか、仙台でいうと定禅寺ストリート・ジャズフェスティバルとか青葉祭りとかとおきの音楽祭とか。みんな踊りや音楽が絡むこういう祭は、同じように一体化するのですが宗教じゃない、神様ではない訳です。こういう祭は共同体型ではなく、バラバラの市民のなかから意志あるものが集まって、「俺達こんなに違うのに、半年もがんばってこんなにすごい祭をやったよね」という確認の場所。異質なものを受け容れる祭という方向が強まっている。各地で市民の祭が復活しているのは、心の奥には一体性の確認を求めているからなのですが、それを特定の宗教や何かの一体性に持っていってしまうとたちまち排除が起こる。だからそういうものを持ち込まない新しい祭がつくられていて、そこに人々は多様に所属をしたり自己実現をかけたりするということが起きてると理解した方がよいのかな。

祭の根本はよくわかるのです。そのことが生きている地域では保存をしたり高めたりするのは全然悪くはない。けれどもそれだけではなく新しい時代の新しい祭が並行して増えてきている。私は共同体を否定するのではなく、新しい公共性というのは、いくつもの違った価値観を持つ共同体がありながら、私たち市民社会はこれをいっしょにやっていくのですよという新しいメッセージがある。これがいままでの共同体のメッセージにはない。だからこれはいま僕らがつくらなければいけないメッセージであり、もし祭が新しくなるとすればこういうメッセージを持った祭をやる必要がある。というより、そういう祭りでないとも成功しませんね。

新しいメッセージを持った祭は、今は誰も意識していないとしても、異質なものを受け入れる方向に、自然とながれていっていますね。

(村岡)

新しいメッセージを持った祭は、今は誰も意識していないとしても、自然とそういう方向にながれていっていますね。実はね。本当なのです。すごい排除の論理で、昔の旧八町以外の人たちを実行委員会は入れようとしないう訳ですよ、氏子ではないということから。ただおもしろい現象として起きたのは、かつてはこのお祭りがあると何重にも人垣が出来て、なかなか「祭りの行列」が見えないほど人があふれてにぎわっていたのです。ところがこの十数年のあいだに、市民の中でお祭りに自分達が参加できないのであれば同じ日に自分達でお祭りをやろうとなって、それぞれの小さな神社を中心にして、全市内的に同じ日に同時進行でお祭りをやるのです。だから見る人は急激に減って市内はがらがらなのです。これでいいのかということに気づいた人たちは盛んに「改革しなければならぬ」と言い続けているのですが、守旧派は何百年も続いている伝統と格式を守らなければいけないということではなかなか変わらない。

(加藤)

今みたいな構造で、どこかのひとつに入って、それ自体はあってもいいのだけれど、排除された人も含めてもういちど別の祭にという時代に入ったのではないかと思いますね。

近代社会は、排除することで、
健全なる自分の意志が行使できる主体的な人間による社会を構築しているので、
そこから排除されるのは何なのかなというのをずっと気にかけてきた

(加藤)

私は排除されたのではなくて、排除された人の方に共感して身を寄せるタイプの人間なんです。常に。どうしてもそうです。だからやってきたことのほとんどはそうで、そもそも私の持っている資質だと思います。古い共同体が排除したものだけではなくて、近代社会そのものが排除した人たちにも関心を持ってしまうんです。たとえば近代社会になってはじめて精神障害という概念が出てくるので、それまではひょっとしたら神様に近い者だったのですが、それが近代になって精神分裂病といわれるものが出てきた、今は名前が変わりましたが。あるいは、犯罪者のタイプとか、H I Vもそうですが、そういう刻印された、スティグマを押された病気であるとか、病人とか死も、社会から徹底して排除されてきたわけです。

たとえば病院に入って退院してきたり、刑務所に入って出所してくると「社会復帰した」とか言うでしょう。精神病院もそうです。ということは、病院や精神病院や監獄は社会ではないという論理で、近代社会はそういう人たちを排除することで健全なる自分の意志が行使できる主体的な人間による社会というのをそもそも構築しているので、そこから排除されるのは何なのかなというのをずっと気にかけてきた訳です。

自分にウソをつかなければならないのです。
こういう同化圧力にいつもさらされて人々は生きているのです。
...そこから公共性ということを考えている。

みんな日本人と言いますが、ジャパニーズ、日本人というのは、人種なのか国民なのか民族なのか、日本ほどあやしい国はない。アメリカならばアメリカ人はプエルトリコ系アメリカ人も中国系アメリカ人もアメリカンです。しかし、日本のジャパニーズでは、青い目をして日本の国籍をとった人はジャパニーズではないじゃないですか。これもものすごく問題で、近代国家ですらない訳です。そののところが自動的に「我々日本人は」としゃべると、たとえば在日の人で日本国籍をとっている人たちでまったく同じ顔をして日本語を話している人がいるときに、「我々日本人は」と言った瞬間にそういう人たちは排除されるのです。その日本人という自画像というのは変ではないかと私は疑ってきたんです。

H I Vのことは典型で、自分が感染者だとしゃべる人はいないので、私が感染していても感染者がここには誰もいないということで皆さんはしゃべるのです。すると自動的に感染している人が社会から排除された状態を無自覚に人々はつくるのです。ゲイの人なんかもそうです。彼らは、そういう排除の視線にいつもさらされながら生きていかなければいけない。自分にウソをつかなければならないのです。こういう同化圧力にいつもさらされて人々は生きているのです。その少数者の立場で、いつも私はその側にいてものを考える、身を寄せてしまうくせがあるらしいので、そういう問題に対して非常に敏感なのです。そこから公共性とは何かということを考えている。

ふつうは社会復帰させようとする。私は「排除された人の方に社会を取り戻す」というように考えていて、排除された側に社会が寄り添わないといけないのではと考えている。今は排除した側

だけが社会であると言われているので、そうではないのではと考えている。この人、病気を治して早く社会に戻りなさいと言うのはちょっと変ではないか、病気のままでもその人はひとつの社会の中で受け容れられなければならないので、排除されてはならないというのが、私が長年H I Vに関わって得た結論でしたね。

それでN P Oではどうなのかというと、ひとつは、自助努力・自己決定の路線という、障害者なら障害者が、病者なら病者というように、当事者がこの社会の中で組織をつくり、きちんと自己主張していくということがN P Oの基本のひとつにあるのではないかと思います。けれども、アメリカで言うところのアドボカシーというのは、さきほどの意味での少数者の権利の擁護運動から、これを法制度化して権利を保障する運動としてある訳です。邦訳されて「政策提言」となっていますが、少数者の権利擁護運動というのがおおもとにあるのですね。そこから出発するということなので、その社会の中で力の強い人が自治を行うということだけでは、それは排除の共同体がいくつもできるということではないと思います。今の日本のN P Oを見てみても、たとえば専門家であるとか業界団体とかがお仕事をとるためにN P Oをつくっているという状況を見ていると、何ひとつそれが本質的な社会変革性を持っていないと思いますね。

(服部)

今の日本が市民社会へ向かっていく道筋を考えると、それをとても危惧しています。そして、「違いを認めず、いままでどおりで問題ないではないか」と思う人たちがいるだろうことも。

少なくとも多様な種類の共同体が共存し、異質な個人もまた共存し得る社会を構想すること、私たちが市民社会と言うときに、今、一番、求められているのはそういうことではないか。

(加藤)

異質のものを排除するということは、多数派にとっては問題ないのかもしれませんが、少数派にとっては問題ありですよ。たとえ排除される少数派の人でも、憲法や法律できちんと参加の権利を保障されてしかるべきでしょ。たとえばH I Vの患者さんが差別されて病院で治療を受けられないということはおかしいですよ。でも現実に治療を受けられなかったというケースがたくさんあるので、これについては一定の水準で人権が保障されるべきだということです。

また、自治に参画をする権利があって、人々は異なる考え方を持っているという前提では、自治が機能していないという現実があるということです。特に、多様性が保障されないということです。すべての人たちがみんな会議を開いて日本のことを決めなさいとは言っていないくて、独自に自治を行ったり共同体があったりしているのです。問題は、共同体と共同体、あるいはそれらとバラバラの個人をつなぐ公共性のしくみが意外に多様には存在していないということです。社会の多様性というのはそういうしくみが多様に存在するということなのでしょうね。

排除が起きることは止められない、つまり何かを排除しないことには共同性は生まれえないということです。だからこれは人類史上の必然なので、逆排除もありえますし、とりあえずそういうものが共存し得る社会を構想するしかないんじゃないのということです。少なくとも多様な種類の共同体が共存し、異質な個人もまた共存し得る社会を構想することが望まれていて、私たちが市民社会と言うときに、今、一番、求められているのはそういうことではないか。そうでないと困る人が出てくるでしょう。

その程度で壊れるような多数派の一体性に依拠して生きていくのは危ないのではないか。
実はその多数派の一体性の内側に問題が存在することが多いのでしょ、

一方で、多数の人が幸せならよいよねという論理もあるので、多数決の論理でやる人はそうですね。少数者の権利なんか保障する必要はないと言うでしょうし、もうひとつ言えば、少数者の権利を保障すればするほど多数派の共同性が揺らぐので、秩序が乱れますというのが保守派の意見ですね。たとえば夫婦別姓なんかを見ればわかります。けれども、すでに揺らいでいるものを露呈するだけではないかな。多数派の言うことは現象でいえばあたっていると思うのです、壊れないことはないだろうと。でもね、その程度で壊れるような多数派の一体性に依拠して生きていくというのは危ないのではないか。

多数派の人は、少数者がいるために問題が起きていると考えるのですね、でも実はその多数派の一体性の内側に問題が存在することが多いのでしょ、いじめ問題などを見てもね。排除される人の側に問題があるのではなくて、排除している社会の側に問題がある。たとえばH I VなどではH I V対策とか、H I V問題とか言うでしょ。でもね、その人たちを排除している側の問題として受けとめない。障害者の差別問題というのは障害者の問題なのではなくて、障害者をいやがったり排除したりしようとしている健常者の側の問題だということが多いでしょ。

ただし特別な病気に対して排除が働くというのは、有史以来の共同体保全のための生存戦略なのである種本能に刻印されている文化。だけど人間というのはそういうのをそのまま受け容れると危ないのではないかというのが僕らにはあって、ときどきそういうのを疑ったほうがいいと思う。そうすることによって新しい生存戦略が生まれてくるのではないか。というのは、旧来の生存戦略でやってきた結果、今、世界中で殺し合いをしているじゃないの私なんかは思う。新しい生存戦略を人類は立てなおさないと、共同体と共同体の殺し合いと排除の論理というのは有る意味で世界をますます不幸に陥れているのではないかという実感があります。

そういうことが表に現れてきて、多数派がいままでどおりには行けなくなってきた。多数派が多数である根拠そのものが崩れてきたり、多数派であることによって自己腐敗したり行き詰まったりするという状態ですね。何かを排除することによって見えなくなったものがあって、そのことが自分で自分の自家中毒をひきおこすというふうになっている。だから一定期間はいいですけどもかならずそれがどこかでおかしくなるということが共同体にはあると思っています。

N P Oというのは、

行政機関とか、日本社会の世間という共同体に入らないよと言ったことで、
どんな少数でもこの社会を映す鏡となれるということからはじまったと思う

だからN P Oというのは行政なら行政機関とか、日本社会の世間という共同体システムに入らないよと言ったことで、どんな少数でもこの社会を映す鏡となれるということからはじまったと思うのです。そのことを抜きにしていっしょに中に入りましょうとやっているだけでは問題は解決しない。常に異物や鏡や目の上のたんこぶを自ら生み出す社会、あるいは多数派はそういうものを認知して活用できる社会、そういうことによって自分自身を映して、自分自身を点検していくことが社会の自浄能力に関係していくことなのです。でないと、ローマ帝国の衰退というようになるのですね、文明というのはつねに。かならずこけるのは多数派がその多数に満足してしまうからです。

団体自治と市民の参加を考える

NPOは大切だと、社会の中で育てていかなければいけないというのはよく聞くけれども、でもどう必要なのかまでは、まだまだ理解できていないと思います

(村岡)

自治体とか行政の人たちのNPOに対する理解は、しっかり分かっている人もいればどちらかと言うとそうでない人の方が多いと感じています。でも「NPO」という言葉はどこでも使われますよね。NPOは大切だと、社会の中で育てていかなければいけないというのはよく聞く共通認識だと思いますけれど、でも社会の中でNPOがどう必要なのかまではまだまだ理解できていないと思います。

市町村合併というのは、地方分権化の先にある「真の市民社会」をつくるというのが、ある意味で究極の目的だと思うのです。

法治から自治へという話は、私も大切だと思います。今、まわりを見てみると市町村合併というごきが全国各地にたくさんあって、私も地元の市町村の「合併法定協議会」の委員でもあります。本当は市町村合併というのは、地方分権化の先にある「真の市民社会」をつくるというのが、ある意味で究極の目的だと思うのです。ただ単に団体自治の変更ではなくて、市民自治というしっかりとした根底のものがあって、はじめてその上で団体自治の部分も変更して、自分達の地域を自分達も自助努力をしながらやっていくという社会に生まれ変わっていくと思うのです。ところが、基本的に話合われているのは団体自治のことだけなのですね。そこで出てくるのが各市町村間のひっぱりあいだったりする訳です。合併するのはしかたがない、けれども地域の団体自治、あるいは独自性は認めてほしいとあっていて、まだ国の方でもこのところの見解（地域自治組織のあり方）はしっかり定まってははいないのが実情です。

きめこまかい自助努力をきちんとすることで
たとえばそういう費用負担でも非常に低いまちづくりというのできる。

(加藤)

本質的な必要性から合併が進められているからではないからなのでしょうね。合併の是非はいろいろありますが、ヨーロッパなどの自治体は小さいですよ、みんな非常に小さい。いままで歴史が違うとか成り立ちが違うとかで単純に比較はできないですけど、首長さんや三役、市議員レベルなど、フランスでは無給ですよ、基本的に。住民の数が700人とか1000人というクラス自治体なんです。それで仕事ができるという、社会構造が大きく違うのかもしれませんが、そのあたりのことをどう考えるかということですね。

それから、このあいだ長野県のある首長さんが投書していましたが、「小さい自治体は効率が悪いのだ、だから合併して効率化をはかり、都会に負担をかけさせないのだ」と言われていると。要するに田舎は都会に負担をかけているという石原慎太郎さんの論に近いのですが、反対に、長野県は実は全国一老人医療費が低い。しかもその村は長野県でも一番老人医療費が低い。きめこまかい自助努力をきちんとすることでたとえばそういう費用負担でも非常に低いまちづくりというのできる。合併で大きくするとそういうことができなくなる可能性が高い。そういう部分を全然評価しな

いで、小さな自治体は異常にコストをかけて負担をかけているのだという理屈はおかしいのではないかとその小さな村の村長さんはちゃんと主張しておられた。おそらくそういう要素が強いところが一方ではあるのだらうと思います。

新市建設計画というまちづくりのコンセプトを住民参加で決めるというのは、市民が自治体というものを理解するひじょうに希有なケースなのではないか

私は今、あるところで、合併協議会のなかの新市まちづくり計画の検討委員会のお世話をしているのです。まあ、市民参加のお手伝いなのですが。新市建設計画というまちづくりのコンセプトを住民参加で決めるというのは、日本の市民が自治体というものを理解するひじょうに希有なケースなのではないかと。つまりお上だった部分に対して、まちの理念や方向性や基本方針やこういうことを重点のまちにしましょうということを、住民参加で理解をし、自分たちで決めていくプロセスに住民が関与できるというのは、最後は議員さんが決めるにしても、その前段階で住民の意見がかなり尊重される議論をちゃんとやるということをきちんとやるべきなのです。けれども結局ものすごいスピードとスケジュールに縛られていて、各まちから3人ずつくらい選ばれた人がワークショップをやるということぐらいしかできないのですね、いくら言っても。それをきちんと草の根からやらないと、村岡さんが言ったような自治に乗った合併というのはそうとうむずかしそうだなというのが、見ていてわかります。

その大部分の市民がそのとき主張をしていたのは、合併のときに議員さんが利権を得るようなことに対して、ほとんどの人はものすごく否定的ですね。誰もが議員を信用していないというのがその提言の中に出てきてしまうのです。これを合併協議会の議員さんたちにおとどけするのですが、その住民と議員さんの亀裂はすごいなと。それと無理矢理スケジュールに合わせた合併。そういうことが起きている。もしかしたら千載一遇のチャンスなのかもしれないものを活かせるかどうかという、真に活かしたり、住民がいていねいな議論をしてそこにたどり着くというケースがどれくらいつくれるかという。まちのコンセプトというのは非常に重要で後々まで影響してくるのですが、結局みんな要望要求で考えていますからあれもほしいこれもほしいなのです、あいかわらず。でも、あれもこれもは得られないとしたら、私たちのまちは別にそんなに便利にならなくてもいいのではないかと、極論言えばそういう選択肢も含めて何かちゃんとしたまちの理念を出してきてもいいのではないかと、結局はそうなりにくいのが現状かなという気がします。

(村岡)

さきほどの話で、法治にのった形での現状のままでは維持できないので、合併ということを選択しているということにひっかかったのですが。

法治でなくて自治的に変えればできるのに、それを法治のまま考えるから、合併という枠組みを大きくしましょうということにしか行かない。それはすごいマイナス。

(加藤)

法治でなくて自治的に変えればできるのに、それを法治のまま考えているから、合併という枠組みを大きくしましょうということにしか行かないのです。それはすごいマイナス。ひじょうによいとり組みをしている小さな自治体ほど、大部分の人たちが反対なのだけれどやむをえず巻き込まれていますというお話がひじょうに多いですね。これはなさないのではないですかね。ひじょう

うにいいとり組みをしている役場はたくさんあるのですよ。それがなんで生き延びられないのだろうと思う。

今回の合併は地方分権のながれのなかでの合併のうごきですから、その本質を理解しないと「市民の自治」という方向にうごかないのです。

(村岡)

わかりやすい対置で話していただいて、整理できたのですが、法治ではたちゆかないから合併すると。それを法治のままの議論では意味がないのですよね。そうではなくて、法治の考え方でやむを得ずテーブルについたにしても、今回の合併は地方分権のながれのなかでの合併のうごきですから、「自治とは何か」という、その本質を理解した上で、目指すべき「自治」を活かす市町村合併でなければあまり意味がない。

それで自治組織はどうするのかという別の意味で足のひっぱりあいをしている。実は気づいている人もいるのですが、地域自治組織というのが考える人によって全然ちがうので今は議論がうまくかみ合わないでいる。地域自治組織には、選挙で選ばれた代表者がいるのか？あるいはまた首長が指名した行政の区長なのか？バラバラなのです。それらの考え方を整理した上で自分達で決めればよいと思います。しかし事務局側の答弁は、『国がその方針を決めるまでもう少し待ってください』ということだった。そこで我々合併協議会のある委員は、『そうではない、地方分権型社会をつくるということであるから、我々自身の問題であると受けとめれば、我々の協議会の場で話し合っというカタチにするのか議論して決めましょう』と。国の先取りをすればいいじゃないかという議論になっているのです。

(加藤)

国がそのルールを全部決めて自治体に押しつけるというのはダメなんじゃないか。住民が自分達で決めてダメだったら自分達で変えればよいと思う。じゃあ俺達のまちはこれでいこうよと、どっちに決めるにしても国が統一して決めるというのはおかしい。そういうことをいくつも実践できてこそその地方分権ではないかと思う。

(服部)

地方自治体に対して市民活動団体が接点を持つときに、「本質的に社会変革性をもった関わり方や距離感」というのはどうなのでしょう。地方自治体が市民の自治的な活動を応援していくような組織に変えていくにはどうすればよいのかということなのですが。

市とか行政が持っていきたい方向ではなく、コントロールはきかなくなっていて、今までの計画づくりと完全に変わってきているのです。

(村岡)

住民参加のまちづくり計画に私もかかわっていて、2年間やってきて、何度もワークショップもやってきました。当初は行政から指名された27人のメンバーなのですが、私は、「行政がこうしたいという計画は作りません、メンバーが自由に発想をしてつくります」と言って、いろいろなとり組みをしながらつくったのです。我々の考えていること、アイデアを形にしてみるとこんな想像図になると。考え方やコンセプトは我々が作り、図面はプロの手に委ねました。

ところがプロの手を経たものはあまりにもきれいな設計プランで出てきたので、それが市民の前に出てしまうと、構想プランなのに「役所から出た計画は、こういうようにつくるのだな」と市民に思われる危険性があると言うのですよ。なるほどなと思って。確かに、その計画図面には現在人が住んでいるところも含んでいるのです。すると「将来、ここは買ってくれるのか」という話にすくなってしまう。

そこで、これは構想プランというか夢プランなので「我々としてはこう考えました。」ということをどんでんいろいろな場所に出してオープンに議論して、これはこのとおりになるものではないと...。よくある事例だと思いますが、駅前の一等地にあった中核病院が郊外に出て、10年間空き地のままであったところをどうしようかという構想案ですから、その是非を含めて、こんなことをしたらいいのではという追加提案等、市民からの様々な意見を聞き、外部評価していただきたいと思っています。たぶん今までの計画づくりと完全に変わってきているのです。市とかが行政が持っているという方向ではなくて、コントロールはきかなくなっていて、我々も意識的にそのようにやっているのですが、行政もどのようにこれから進めたらよいかわからなくなってきたのではないかと同時に、今回のケースはある一つの方向性を示すのではと考えています。

市民の自治は、同時に行政や企業に対する監視機能を自立して市民が持っていることが前提。それがないとやはりいつのまにか一体化してしまうのです。

(加藤)

箱物なり土地をどうするかかなり振興策をどうするかという話なのですが、私はこれまで行政内部でそういうものの意志決定をするプロセスが非常に不透明だったと思います。そのことを抜きにして市民参加ということはなく、本当の意味で行政がその意志決定のプロセスについて透明性を確保するとか資料を残す決意を持っているかどうかだと思のです。

なぜかという、オンブズマンのことを行政との関係で言うと、市民の自治というのは同時に行政や企業に対するモニター、監視機能を、自立して市民が持っているということが前提なのです。それがないとやはりいつのまにか一体化してしまうのです。行政の方は市民と一体でという言葉が好きなのです。協働の話をするときなど、町長さん方はかならず住民と一体になってと言うのですが、これって共同体型なんです。これがダメなので、異質なものの対話によってというのが公共性ですから。それを常に言いつづけているのですが、本当に日本の行政は一体が好きなのです。

行政の意志決定というのはブラックボックスで、きちんとした意志決定の記録を残し、市民にきちんとアカウンタビリティを発揮する、というようにはなっていない。

せんだい・みやぎNPOセンターの歴史をさかのぼって見ると、93年にゼネコン汚職で市長逮捕というのがあります。その秋には知事の逮捕です。このふたつの逮捕があったとき、旧市長時代はまさに箱物行政だった訳で、そこでオンブズマンが公開請求をしておかしいことがいろいろ出てきました。そこで仙台が最初に食糧費に気づくのです。その公開請求をすると年間70件ほどの何百万もお金を出すのに、そのうち60件ほどが全部同じ日付になっている。これは全部架空の伝票だろうと大騒動になった。これは仙台の市民オンブズマンがやったのですが、行政の内部告発があった。接待交際費をあたっていたら食糧費をやってみると。でオンブズマンが調べていく過程で

発見があった。ひとつは悪しき慣習というもの、悪いとわかっていてもみんなやっているので行政の人は変えられない。赤信号、みんなでわたれば怖くないという。もっとすごかったのは、それが財政で発見されて大騒ぎになっているときに、出先の土木事務所でまだ同じことをやっている。とまらない。自分の部局では関係ないというので他山の石にならないのです、行政機構は。これはすごいことだなと。あっちで裏金が新聞沙汰になっているのにこっちではせつせと裏金つくっているのです。

その少し後で、宮城県庁が国際交流センターと公務員共済の宿泊施設という大きなビルを建て替えるという案を出してきたのです。これが実は追求されて最後は白紙撤回されるのです。場所が転々としてひじょうに不透明でね、建てる場所を決定した経緯が。結局情報公開請求をして、その場所をどのような根拠にもとづいて誰が意志決定したのかについて資料請求したのだけれど、一切の資料がない。どの部長と誰がいつここに決めたのかがない。一切の資料がないということは説明することができないのです。ということは、誰かが入れ知恵したとか横車を入れたとか言われてもしょうがない。ということで白紙撤回になった。

こういうことを見てみると、行政の意志決定というのはひじょうにブラックボックスで、きちんとした意志決定の記録を残し、市民にきちんとアカウントビリティを発揮するというようにはまったくなくなっていない。ということに、オンブズマンの人たちは気づいていく。それを改めさせようという運動として、事業の終わった後の事後検証ではなくて、意志決定プロセスで積算した資料を公開させることでそこにインチキが忍び込むことを減らせようという事前チェック方式に仙台の市民オンブズマンは変わっているのです。

そういう体制が整ってはいはじめて市民参加や協働が成立する。
その前提をちゃんとやらないで、
ブラックボックスのままいいように行政と市民の協働が進むというのが現状だろう

議会を通ったからいいじゃないかではなくて、その事業が正しいかどうか資料を見せると、さまざまな情報公開請求をするのです。そうして見ると、たとえば地下鉄の輸送量の積算や建設費などほとんど根拠がないのではないか。ほとんどは出口の事業のためにキロメートルあたり何億かかるという数字を逆算してつくるといふ手法をコンサルがやっているのです、それに乗っかってやっているのではないか。そういうことが疑われてくるわけですね。

そうなる、意志決定のプロセスに市民参加するということは、実はそういうものを行政側がきちんと積算しオープンにしてきたものにもとづいて市民が判断するという。当然ながらそういう体制が整ってはいはじめて市民参加や協働が成立する。その前提をちゃんとつくるといふことをやらないで、ブラックボックスのままいいように行政と市民の協働が進むというのが現状だろうと思います。

NPOと行政の協働は当然ながら市民オンブズマンの対象になります。
それを他山の石としてNPOはフェアネスで透明な関係をどう築くかということ

そこを変えるというのは、私は仙台のNPOなりせんだい・みやぎNPOセンターが幸せだなあと思うのは、市民オンブズマンの人たちがそこをきちんと切り開いているところにNPOが参画し

ていているというところですよ。これはNPOといえども特定の行政機関との癒着が起こればかまませんが、オンブズマンが活躍した後ですから、癒着しにくいのです。その前提がきちんと切り開かれていないところでは、行政の担当者とNPOとで癒着が進むということがあり得るのです。

そこでオンブズマンの視点とか、オンブズマンの人たちが何を発見したのかということやNPOの人たちが我が身にひきかえて、オンブズマンの視線で我が身を点検するということが要求されると思います。そうするとNPOと行政の協働は当然ながら市民オンブズマンの対象になります。それを他山の石としてNPOはフェアネスで透明な関係をどう築くかということだと思います。

(村岡)

そこを一番気をつけないと、一番危険なのですね。うっかりすると逆に成熟しないで衰退してしまう。

市民参加という土台の上に協働が成り立つ。

ノウハウだけ売るというケースでは、市民参加ではなくて入札が土台にあるのではないかと。ここにグレーゾーンがある。

(加藤)

たとえば行政がNPOに相談してくるときでも、その相談の内容によるのですが、市民全体に相談すればいいのかというようなことがありますね。私も自分のところがこの仕事をやるからというのではなくて、いろんな市民団体がいかに知恵やノウハウを市民のキャンペーンとして活かすことができるかというように、こちら側を複数にした上で、行政と関係を持つというのはあり得ると思います。逆に、いわゆるノウハウの部分などの相談では微妙なところがあるのですけれど、ウチだけがやっていることとなるとコンサルタント的になってしまうので、そういう場合は事業者と比較したりするという公開制が必要になってくる。事業者と同じようにノウハウだけ売るというケースでは、それは市民参加ではなくて入札による競争が土台に必要なのではないかと。

市民参加と協働ということなら、市民参加という土台の上に協働というのが成り立つと僕は思っています。考え方としては、市民参加の権利の行使の延長上での問題解決行動としての協働というのはたくさんあるので、ここの部分は事業者とのコンペでありさえすればいいのかというところではない要素が出てくる。たとえば地縁組織である町内会には固有の環境があるので、この町内会とこの公園の関係について行政はこの町内会といっしょに取り組みますというのはありますね。これに近いことが当事者性を持つ特定のNPOと行政とで課題解決に取り組むとき、行政とNPOとが持っているノウハウで、社会や受益者に対して協働するという場合。これのときは政策的に選択をするので、最初から相談せざるを得ないときがある。だからたとえ相談されてもフェアにやってくとか、自分達だけとの関係性に閉ざされずに関係者を増やしていくとかしていく。そういうことをNPO側が考えられるかということですね。単純に、外注事業者側に扱われるかということにならないので微妙なところなのだと思います。ここにグレーゾーンがあるのです。ここのところは今、理論的に整理をしているところですよ。

(村岡)

そうですね。大きな流れは当事者性を持った市民による協働であるとしても、個々の共同体意識も必要ですし、外注とか企業の論理にお願いする部分もありますし、むずかしさがあります。

今日はお忙しい中、興味深いお話を聞かせていただき、ありがとうございました。

[加藤哲夫さん プロフィール]

1949年福島県生まれ。広告代理店を経て宝石貴金属卸業を1989年まで営む。本業のかたわら1981年に出版社「カタツムリ社」を設立、1985年には、エコロジーショップ「ぐりん・ぴいす」を開店。環境・エネルギー問題・食と有機農業などに取り組む。また当初よりエイズ問題に積極的に関わりHIV薬害訴訟を支援、1993年には患者・感染者サポートの民間団体「東北HIVコミュニケーションズ」を設立して活動してきた。1997年11月に日本で4番目の民設民営によるNPO支援センター「せんたい・みやぎNPOセンター」を設立、1999年特定非営利活動法人化して、代表理事・常務理事を務めている。行政職員研修、NPOマネジメント研修等幅広いテーマの講演・ワークショップに全国を飛び回っている。他に、特定非営利活動法人 日本NPOセンター 理事、カタツムリ社 代表等。著書に、「加藤哲夫のブックニュース最前線」無明舎出版刊、「NPO その本質と可能性」せんたい・みやぎNPOセンター刊、「市民の日本語/NPOの可能性とコミュニケーション」ひつじ書房刊等がある。

[村岡兼幸さん プロフィール]

昭和32年生まれ、青山学院大学経営学部卒業、現在、鳥海プラント株式会社代表取締役。青年会議所(JC)には1984年に入会、1994年(社)由利本荘青年会議所理事長。その後、秋田ブック協議会会長、東北地区協議会会長、(社)日本青年会議所の委員長、室長、専務理事、副会頭を歴任し、1997年には、「小さなデモクラシーが未来をひらく」をスローガンに(社)日本青年会議所会頭に就任する。新しい時代を切り開くために、地方分権とNPOによる『社会システムの変革』が必要と主張し、現在もその活動を続けている。現在の公職は、財団法人まちづくり市民財団理事長、青年経済人政策研究会理事長、総務省新ふるさとづくり懇談会委員など。著書には『大変革・夜明け前～メダカたちのデモクラシー』(パロル舎)がある。

第二章

「市民活動と自治」全国各地の現場から

第二章 「市民活動と自治」全国各地の現場から

第一節 参加と協働から新しい自治システムの構築へ

市民フォーラム21・NPOセンター代表理事
名古屋大学大学院法学研究科教授 後 房雄

1 参加と協働の流行と混迷

市民参加やNPOと行政との協働がこの数年、一種の流行となっている。ほとんどの自治体は、何らかの形でそのような理念を掲げているといってもいいほどである。流行によって新しい事柄が普及、定着するのは日本社会の特徴ともいってよいので、こうした流行にはそれなりの意義はあるわけだが、同時に、流行が過ぎると同時に導入された参加や協働も風化してしまうことを避けるためには、流行のなかで過度に単純化されたり理念化されたりしている参加や協働の内容を明確化するための詰めた議論をしておくことが必要である。市民参加やNPOと行政との協働については、まさに現在、そのような時点に来ていると私は感じている。

たとえば、自治体における大小の政策の企画、立案、首長による決定などの過程において、審議会や委員会に市民公募委員を加えたり、素案について市民からのパブリック・コメントを求めたりする場合に、出てきた市民の意見をどのように扱うべきかという問題がある。多くの自治体の担当者においては、それらをどのように扱ってよいかの方針が定まっていないような印象が強い。

市民参加を掲げてせっかく市民の意見を出してもらった以上、それらの市民の意見を採用すればするほど市民参加を重視していることになるので、無理にでも採用した形にしようとするような対応が一方で見られる。意見を出してもどうせうやむやになるだけだ、という市民側の批判を意識すればするほどそうなる。

他方で、市民と言っても何万人もいる以上、そのうちのごく少数の、しかも選挙で選ばれたわけでもない市民の意見をそのまま採用していいのかという当然の迷いもある。選挙で選ばれた首長や議員の権限との関係もあるが、公募委員とは違った意見をもつほかの市民たちの発言権との関係も問題とならざるをえない。市民といっても、対立するさまざまな意見をもった人たちの集合だから当然のことである。だからこそ、選挙という形で時限付きの公式の多数派＝政権責任者を選んでいるわけである。

もちろん、そのような間接民主主義の制度が、明確で事後検証可能な公約のない選挙によって4年間の白紙委任に近い状態になっており、市民の自己決定という観点からは著しく機能不全になっているという現状があるのは事実であり、せめても市民参加によって補完しようとすることは意味のあることである。しかし、少数の市民の意見が選挙で選ばれた政権責任者を拘束するというのでは本末転倒である。

2 ミクロの市民参加とマクロの市民参加

このように考えれば、そのような市民の意見については、最終的には首長の責任でよいと判断し

たものだけを採用すべきであって、採用すればするほど市民参加を重視したことになるなど考えるのがおかしいことは明らかだろう。もちろん、それらの意見には、首長やそれを補佐する行政が見落としていた有益な意見が含まれている可能性があるので慎重に検討すべきことは当然であり、採用しなかった場合はなるべく丁寧に採用しなかった理由を説明すべきである。つまり、採否の最終的な権限と責任は首長（または首長から委任された担当者）であって、そうした首長の判断の責任は次の選挙において有権者全体の評価を受けることになる。

ここから明らかになることは、個々の事業や政策をめぐる行政担当者が市民の意見を採用すればするほどよいというほど問題は簡単ではなく、任期終了後に検証できるほど明確な政権公約（マニフェスト）を掲げる複数の候補者の間で首長選挙が行われ、4年間の任期中はそこで選ばれた政権政策の枠内で首長がたえず市民の意見を受け止めながら自らの責任で採否を決定し、そうした判断の可否も含めて次の選挙の審判を受けるといようなサイクルを確立することが必要だということである。

そして、そのようなサイクルを前提としたうえで、政権公約への支持とはズレる形で有権者の間に意見対立があるような個別の重要問題（たとえば政権公約は自民党を支持するが、原発だけは賛成できないという有権者がかなりいるような場合）については、住民投票が必要不可欠となる。そのような事態は、議会の現多数派の立場に不満な市民がかなりいる場合に起きるので、現在のように議会の多数で住民投票条例を可決しなければ住民投票が実施できないというのでは意味がない。高浜市のように、常設の住民投票条例を作るか、地方自治法で規定することが望ましい。

要するに、個々の事業や政策の企画、立案、決定をめぐるのいわばミクロの市民参加と、市政全体を選挙や投票を通じて市民がコントロールするマクロの市民参加ないし自治とを区別しつつ結合する新しい自治システムを構想することが必要になっているのである。

3 住民参加型の行政評価 東海市のまちづくり指標

そのような新しい自治システムを構築するうえで、2003年春の統一地方選挙において試みられたローカル・マニフェストや2003年11月総選挙における自民党、民主党のマニフェストなどの事例に見られるように、政権の任期終了後に明確に検証できるような数値入りの政権公約（マニフェスト）をめぐる選挙が行われ、そこにおいて有権者が政権選択を意識的に行うという間接民主主義の活性化が不可欠である。

そのことを確認したうえで、ここでは、マニフェスト選挙がなされていない状況での代替物であると同時に、マニフェスト選挙と結合可能なものでもある社会指標型の行政評価であるまちづくり指標の事例を紹介してみたい。

日本における社会指標型の行政評価の数少ない事例の一つとしてすでに青森県の「政策マーケティング」（66指標）があるが、ここでは、それを参考にしながら私自身が関与して作成した東海市の「まちづくり指標」（99指標）を紹介したい（東海市では、まちづくり指標を骨格として次期総合計画を策定する方針であり、まちづくり指標作成と総合計画策定の支援を私が代表理事を務める市民フォーラム21・NPOセンターに委託している。全国的にもおそらくはじめての事例だと思われる）。

アメリカのオレゴン州やポートランド市の事例で有名な社会指標型の行政評価は、市民がもっとも知りたい地域の社会的変化を直接に示すために市民が関心をもちやすい点や、施策・事務事業の効果を判断するより上位の政策の成果を測定することでそれ以下の施策評価、事務事業評価の基礎を提供する点で、市民が自治体をコントロールする有力な手段なので、少なくとも日本で大流行している事務事業評価と同じ程度には試みられてよいはずであるが、日本では事例は少なく、しかも、住民のニーズ調査を踏まえて指標を設定した例は青森県が唯一と思われる。

東海市においても、青森県の政策マーケティングにならって、住民のニーズ調査から始めた点が特色である。具体的には、2002年度の1年間を使って次のような手順で行った。

- 1 作成の主体となった市民参画推進委員会の外部委員3名以外の47名の市民委員が6グループに分かれて、東海市で生活している実感から重要と思われる生活課題を自由に出し合った。さらに、小学生、中学生、高校生、20代の青年たちにもそれぞれグループを作って生活課題を出してもらった。
- 2 これらの発言をすべて記録したうえで個別の生活課題へと分解、整理することで、約100の生活課題を確認した。
- 3 それらの生活課題を、方向性が共通すると思われる7つのグループに分類し、それぞれにその方向性を表現するキーワード(まちづくりの理念)を付けた。「いきいき」「ふれあい」「共創」「安心」「活力」「魅力」「快適」の7つである。
- 4 2002年8月から9月にかけて、満16歳以上の東海市民から無作為抽出した3500人を対象にアンケート調査を行った(回答率46.2%)。その結果から、より重視されている理念として、「安心」(82.0%)「快適」(74.8%)「いきいき」(67.5%)「ふれあい」(46.7%)「活力」(44.9%)という上位5つを採用した。さらに、それぞれの理念を実現するうえで重要な生活課題として回答率が高かったもの上位5つ(合計25)と、個別に重要度が高いと評価された生活課題13の合計38の生活課題を採用することに決定した。こうして作成されたのが「重点的生活課題マトリックス」である。
- 5 これらの生活課題が達成されつつあるかどうかを毎年数値で点検できるように、一つの生活課題について2ないし3の指標を設定することにより、99のまちづくり指標を選定した。その際、客観的な統計の数値が存在する指標と、市民の満足度などの主観をアンケートによって調査する指標を組み合わせ、生活課題の達成度を多面的に把握できるように工夫した。
- 6 99のまちづくり指標について、既存のデータが存在するかどうかを調査したうえで、存在しないものについては新たにアンケート調査を行って、それぞれの現時点での数値(現状値)を算出した。
- 7 5つの政策分野ごとに、その分野の活動に関わっている当事者、関係者20人ずつ、合計100人に依頼して、5年後、10年後の現実的目標としてどのような数値が適切かという「目指そう値」案を出してもらい、その中央値を目指そう値として設定した。
- 8 市民参画推進委員会で、まちづくり指標の改善において責任を担うべき重要な主体を検討し、「個人・家庭」「NPO・市民団体」「コミュニティ・町内会」「企業・農協・商工会議所」「学校」「市」「県・国」「その他」の8つの主体を設定した。それを前提に、それぞれの指標の改善についてそれぞれの主体がどの程度の役割や責任をもっているかについて20人ずつの当事者、関係者にアンケート調査を行い、それを基にして8つの主体に期待される役割の大きさを示す「役割分担値」を設定した。

ここまでの作業はほぼ青森県の経験を踏襲するものであったが、今後のまちづくり指標の活用方法についてはいくつかの独自の工夫を行っている。

まず、2004年度以降、新しい数値が出揃う6月前後に、市長や部課長と市民とが一堂に会して、行政の活動がまちづくり指標の改善という形で成果を挙げているかどうかを確認するとともに、それを踏まえて今後の市行政の政策をどのように改善するべきかについて意見交換を行う予定である(その前提として、2003年10月19日には、市長、市職員と市民とで合同の「東海市まちづくりキックオフ大会」を行い、まちづくり指標を軸にした共創のまちづくりをスタートさせた)。その際、まちづくり指標の数値の変化は、市長の市政運営に対する通信簿の機能をもつと同時に、役割分担値の考え方に基づいて、個人・家庭、NPO、町内会など市民の側にもその責任を果たしたかどうかを問いかけることになる。

このようなまちづくり指標をめぐる市政運営と市民側の活動の年間サイクルを前提に、それが成果を挙げるようにするために双方が取り組んでいるのが、市の側の新しい第5次総合計画の策定であり、市民委員会の側の市民活動プランの作成、市民活動促進のための条件整備である。

市の側がまちづくり指標に基づいて毎年その業績を評価される以上、5年ないし10年の市の活動計画である総合計画をまちづくり指標を基軸として立てることは必須となる。そこで、東海市としては、総花的な事業のメニューになりがちであった総合計画を、38の重要生活課題に対応する施策を骨格にし、その成果を99のまちづくり指標で確認するものとして策定しつつあるところである。そのなかで、国や県の補助金があるからという理由で実施していた事業を、まちづくり指標への貢献が小さい場合には削除するという決断もなされるようになっていくことが注目される。

また、市民委員会の側も、さまざまな市民の活動が、まちづくり指標を意識しながら展開されるための条件整備として、政策分野ごとの第1部会から第5部会が中心になって各地の先進事例の紹介など市民活動促進のための情報を提供する市民活動プランの作成に取り組んだり、「広めたいグループ」(普及・広報)「編集グループ」(次年度のまちづくり指標パンフレットの編集)「パートナーシップ・グループ」(市民と行政の協働のための仕組みづくり)などの活動を開始したりしている。

4 「NPOへの事業委託は協働ではない」のか

すでに指摘した市民参加と類似の問題状況が、NPOと行政との協働についても見られるように思われる。ここでも、個々の事業での協働と自治システム全体との関係が不明確なままの議論や実践が混迷をもたらしている。市民フォーラム21・NPOセンターが行った全NPO法人(2002年4月末時点)へのアンケート調査の結果を踏まえながら、今後の議論へ向けた問題提起をしてみたい(引用の出典や私の議論の詳細については、報告書『事業委託におけるNPO-行政関係の実態と成熟への課題 全国のNPO法人への委託実態調査に基づいて』市民フォーラム21・NPOセンター、2003年7月を参照)。

これまでもNPOと行政の協働に関して、かなり議論が行われてきたことは周知のとおりであるが、振り返ってみれば、NPO側に協働の一方の主体となるだけの条件が乏しい状況で、著しく理念に傾斜した議論、いわゆる「あるべき論」がなされてきたといっていよう。他方の行政側の状況も、NPO理解が不十分で、公益法人などの「古いNPO」へのコントロールを「新しいN

PO)(NPO法人を中心とするが、同様の性格をもつ任意団体も含む)に対しても再現しかねない恐れがあっただけに、そうした理念的な議論が必要だという側面もあった。

しかし、私たちの調査によれば、全NPOの40・3%が行政からの事業委託を経験しており、今後の事業委託への姿勢についても「積極的に受けるべきである」と「受けたほうがいい」を合わせて73・5%となっている。行政側においても、NPOへの事業委託に踏み切る自治体の数も委託件数も急増しているのが現状である。

このような状況を考えるならば、NPOと行政の協働についての議論は従来からの過度の理念傾斜から脱却して、現実のNPO-行政関係をめぐる双方の試行錯誤に資するような実践的なものへと転換していくことが必要だというのが私の主張である。

こうした立場からみると、協働をめぐる最近のいくつかの議論の場で耳にした「事業委託は協働ではない」(真の協働は事業委託とは違った形態を追求すべきだ)という意見が、協働をめぐる現在の過渡的な状況を象徴的に示しているように思われる。そこで、この議論を手がかりにして、いくつかの論点を提起してみたい。

これまでの議論では、望ましい協働の要素として、目的の共有、相互理解、対等性(NPOの自立的尊重)、透明性、有効性などが指摘されてきたが、現在求められているのは、これらの諸要素をどのような制度や手続きを通じて両立させながら具体化していくかという実践的な提案だと思われる。そこでは、それぞれの要素が百パーセントは実現できなかったり、諸要素の間の矛盾のなかでいくつかの要素が相対的に犠牲にされたりすることが不可避であることを認めながらベターを目指すという姿勢が要求される。

さてそこで、「事業委託は協働ではない」という主張の趣旨を推測してみると、事業の目的や仕様が行政によって一方的に決められてNPO側の意見やアイデアが反映されにくい、実施過程においても委託契約書に書かれたことに縛られるのでNPOの良さが発揮しにくい、などの問題点があるので、目的の共有、対等性などの条件が満たされないということだと思われる。

しかし、ここで確認しなければならないのは、民主主義の原則からして、税金を使用するうえでは政府(首長、議会)や有権者へのアカウンタビリティの確保が不可欠だということである。政府の決定と指導に従って活動する立場にある行政としては、ある委託事業に認められた予算が、決定どおりに使われて成果を挙げたかどうかについて政府に対して責任を負うので、NPOへの委託事業の実施過程や成果をある程度コントロールしようとするのは当然であり、むしろ責務というべきである。NPO関係者としても、自らが納税者、有権者の一人でもある以上、行政がそのような責務をきちんと果たすことを当然要求するはずである。

もちろん、他方で、委託を受けるNPOとしては、なるべく自律的に自らのスタイルで事業を実施してNPOとしての良さを発揮できることを望むわけだが、そのことは、NPOに委託することの独自のメリットに期待する政府、行政側にとっても、さらには有権者にとっても本来は望ましいものであろう。

どちらかに悪意がある場合は別として、双方が自らの役割を誠実に果たそうとする場合であって

も、というよりそういう場合であるからこそ、政府（＝有権者）の決定を遵守してアカウンタビリティを果たすこと（そのために一定のコントロールをすること）と、NPOの良さが発揮できるような自律性を尊重することとの間のディレンマに双方ともが直面せざるをえないのである。

イギリスNCVOのガッチ氏が言うように、「自律性とアカウンタビリティのバランスを保つ必要性」が事業委託関係の核心であるとすれば、行政とNPOの双方が、緊張をはらむ共同作業を通じて、そのディレンマに対するベターな解決策を絶えず模索していくしかないのである。

理念を重視して協働を狭く定義し、「事業委託は協働ではない」と主張することは自由だが、そのうえでも、日本を含む多くの国において、公的資金がNPOに支出される制度形態としては事業委託契約が中心的であると言う事実は残る以上、委託関係のディレンマに対するベターな解決策を模索するという課題から逃れることはできない。

そもそも、公的資金を使わないイベントの共催などを除いて、公的資金を使う行政とNPOとの共同事業のどのような形態もそうしたディレンマを免れないことは明らかである。アメリカの研究者クラマー氏が主張するように、おそらく事業委託契約という枠組みは、対立する二つの要請を両立させる「最良の方法の一つ」だと私も考える。だとすれば、事業委託関係のディレンマを直視してベターな委託関係のあり方を実践的に模索することが日本のNPOセクターにとっても急務ではないだろうか。

付言すれば、企画立案段階でNPOが自らのアイデアの採用を行政に迫るというのも、選出された政府が行使すべき決定権を行政に行使させることになりかねない。日本では行政が実質的な決定権を握ってきた伝統があるだけに、NPOのアイデアはまず政治システムのレベルで反映すべきである。政府の決定の枠内での細目の決定への参加についても、アイデアを提供したNPOが事業委託を受けるものとする、NPO間の競争、チャンスの平等が損なわれることになるというディレンマがある。逆に、競争によって受託NPOが決まる場合は、アイデアを出したNPOの知的所有権が侵害される危険がある。

5 NPOの「自立性」をどう考えるか

もう一点、事業委託の拡大が中長期的にNPOを公的資金に依存させることで、NPOの自立性や安定性を損なう危険があるという問題点も重要である。しかし、アメリカの研究者サラモン氏が言うように、「結局のところ、NPOセクターが独立しているという考えは誤解を招きかねない。」「財政的に言えば、NPOセクターは、公的財源でなければ民間財源に、ほとんど不可避的に依存する。そして、歴史的に見れば、民間資金はどのような政府資金の場合ともまったく同じほど厄介で危険な縛りを伴っていた。」

端的に言えば、市場で自力で収入を獲得できる企業とは違って（企業も顧客に依存するとも言えるが）、NPOとは資源を外部（民間寄付、公的資金、ボランティアなど）に依存することを本質とする存在である。そうしたNPOにとっての「自立性」とは、外部資源への依存をなくすということではなく、資源を外部に依存しながら組織としての意思決定の自律性を堅持することと考えるべきではないか。その綱渡りこそが、NPO経営の宿命であり、かつ醍醐味だということは、経験者には明らかだと思う。

そうした綱渡りにおいて、他の諸国のNPO関係者たちも、事業委託契約の相手を多様化したり、専門性やサービス供給における独占的地位を武器に交渉力を強化したり、非政府資金によって財源を多様化したりと、さまざまな努力を積み重ねてきている。日本のNPOセクターもまた、セクターの成長にとって避けて通れない課題であると同時に巨大なチャンスでもある事業委託という挑戦に正面から、しかも戦略的に取り組むべき段階だと考える。

これに関して、最後に紹介しておきたいのは、埼玉県志木市の穂坂市長が、今後一切、市の職員の新規採用と退職者補充をやめ、将来的に市の職員数を現在の10分の1に減らし、それに伴って市の業務の10分の9を行政パートナーと呼ばれる市民有償ボランティア（時給700円）によって構成されるNPOに委託するという「地方自立計画」を決定して公表しているということである。要するに、市の政府・行政は政策の企画・立案・決定および評価に役割を集中し、政策の実施は基本的にNPOに委託するという鮮明な自治自治システムの提案である（もちろん、企画立案や評価における市民参加も組み込まれている）。

依然として、日本ではNPOへの事業委託のために行政が新たな事業を作り出すというような現状にあるが、基本的な公共サービス（特に福祉や教育などの人的サービス）の提供において中核的な役割を担うアメリカやイギリスのNPOセクターと同じような水準の役割を日本のNPOセクターが果たせるのかどうかという重大な挑戦が突きつけられているのである。

私自身は、今後のNPOセクターが、政府や企業への批判や政策提言を行うNPO、民間資金を調達して行政とは無関係に事業を展開するNPOなども含む重層的な構成をもつことが望ましいと考えているが、そのなかで、民主主義的に決定された政府・行政の事業の実施において不可欠の役割を果たすNPOが中核的な存在となるだろうし、なるべきだと考えている。これは、アメリカやイギリスでの現実でもある。もちろん、この場合、市民が政府・行政全体をどれだけ実施的にコントロールできているかで問題状況は大きく異なることはすでに指摘した通りであるが。

そのような形で、自治システム全体の一つの柱としての役割を担いながら独自性や自律性をいかに獲得するかこそがNPOが挑戦すべき課題であり、自律性を公的資金に頼らないことだと単純化するのでは課題からの逃避になりかねない。挑戦すべき課題を直視したうえで、個々のNPOの経営戦略をめぐって、また重層的なNPOセクターとしての戦略方針をめぐって、現実的かつ実践的な討論を行うことが必要となっていると考える。

[後 房雄（うしろ・ふさお）さん プロフィール]

1954年富山県生まれ。1977年京都大学法学部卒業。1982年名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期単位取得。名古屋大学法学部助手、助教授を経て、1990年から教授。1989年から1991年ローマ大学留学。組織再編に伴い、1999年から名古屋大学大学院法学研究科教授。1996年から民間政治臨調（その後21世紀臨調）運営委員。1997年11月の市民フォーラム21・NPOセンター設立に伴い代表理事。大学での講義担当科目は、行政学、政治学、NPO論など。主な研究テーマは、日本とイタリアの現代政治（選挙制度改革と政党再編）、福祉システムの再編成と非営利協同セクター、自治体改革とNPO、行政のNPOへの事業委託など。著書は、『政権交代のある民主主義』窓社、『「オリーブの木」政権戦略』大村書店、『事業委託におけるNPO-行政関係の実態と成熟への課題』市民フォーラム21・NPOセンターなど。

ここに 02011tokai1.pdf のファイルを挿入 (1 ページを割り当て)

ここに 02011tokai2.pdf のファイルを挿入 (2 ページを割り当て)

ここに 02011tokai3.pdf のファイルを挿入 (1 ページを割り当て)

ここに 02011tokai4.pdf のファイルを挿入 (1 ページを割り当て)

ここに 02011tokai5.pdf のファイルを挿入 (1 ページを割り当て)

ここに 02011tokai6.pdf のファイルを挿入 (1 ページを割り当て)

ここに 02011tokai7.pdf のファイルを挿入 (1 ページを割り当て)

第二節 市民活動と自治～理念としての「自治」から、実践としての「自治」へ

特定非営利活動法人 まちづくり情報センターかながわ
(アリスセンター) 事務局長 川崎あや

1988年から神奈川県内の市民活動支援を行ってきたアリスセンターの目的は、「この法人は、課題解決を市民自らが担う自治型の地域社会をめざし、市民がまちづくりの主体となるための手法やシステムの開発、社会環境整備に関する提案を行うとともに、地域における市民の活動やまちづくりのための実践・政策提案を支援することを目的とする」。

1999年にそれまでの任意団体からNPO法人へと移行する際に定款に記した目的であるが、「課題解決を市民自らが担う自治型の地域社会の実現」は、アリスセンターが発足時から掲げてきたものである。そのための市民活動支援であり、NPOと行政や企業との協働も、自治型の地域社会を実現するための方策のひとつとしてとらえてきた。

市民活動は、様々な転換期を経て今日にいたっている。アリスセンターが市民活動の情報拠点として発足した1988年当時も、まさにこうした転換期のひとつであった。その後、十数年を経て、市民活動という言葉がNPO(民間非営利組織)の活動とほぼ同義語として用いられるようになり、市民活動に対する社会の受けとめ方も大きく変わった。しかし、市民活動と自治の関係をあらためて振り返ると、「市民活動によって自治型社会が実現する」といった運動論の域を超えられないままに今日までできてしまった。市民活動やNPOを媒介にして、果たして自治は具現化しうるのかをあらためて問う時期にきていると感じる。

1 市民活動と自治をめぐる状況の変化

(1) 市民運動と自治～自治体の政策形成過程への市民参加

1960年代、高度経済成長による社会のひずみは、公害や自然環境破壊などの都市問題を生み出し、住民の反対運動など、市民運動が地域で展開されるようになった。60年代半ばから70年代半ばにかけての革新自治体の広がりも、それまでの国レベルでの大衆運動から地域や自治体レベルで市民の権利意識や草の根の行動が定着する土壌となっていたと言える。さらに、80年代に入ると、市民運動は生活や地域のあり方を問い直す運動となり、政治を生活課題の解決に機能させるべく、市民運動を母体に無所属の自治体議員が各地で誕生した。生協を母体としてローカルパーティを提唱する女性議員たちが増えたのもこの時期からである。

こうした「市民派」と呼ばれる議員と連携した市民運動の展開や、市民参加の制度化などは、自治体の政策形成過程に市民が関与する機会を増やし、それはまた市民自治への道のりであるとも期待された。1984年には、逗子市で池子の緑を守るために米軍住宅建設に反対する市民運動から富野暉一郎市長が誕生し、米軍住宅建設問題が決着を見せる90年代半ばまで、逗子市は「市民自治」のモデルとして全国にその名をとどろかせていた。

(2) 市民活動・市民事業の実践と自治～市民による社会システムの創出

他方で、80年代の後半から90年代前半にかけて、地域では、地域の課題解決を反対運動や要望でも、また、市民派議員を通じた政治参加という手法でもなく、地域で市民が自ら継続的な活動や事業を実践することで解決していこうとする試みが次々と生まれた。

身近な自然を市民が自ら手入れをしながら保全しようとする活動や、高齢化社会を前に有償の在宅福祉サービスを事業として立ち上げようとする動き、親たちが中心となった不登校の子どもたちの居場所の運営、障害者の就労と社会参加の場（喫茶店など）づくり、女性や青少年などに対する相談事業などである。

そうした試みは、政府に対して問題提起をし変革を促がそうとするそれまでの市民運動とは趣を異にしており、市民活動や市民事業という表現がなされたが、社会や地域に新たなしくみを作り出そうという運動的な要素を持ち合わせていた。

アリスセンターが発足したのは、まさに、こうした地域で実践を伴う市民活動が増えつつあった時期である。新たなしくみづくりには、市民対行政というそれまでの構図にとらわれることなく、市民だけでなく行政職員や専門家の参加も見られるようになっていた。アリスセンターは、神奈川県内の他地域他分野間の市民活動の交流と、市民、行政職員、専門家、議員などが共同作業を行うための拠点としての機能を模索した。

(3) NPOと自治～公益的なサービスの供給

1998年のNPO法の制定は、市民活動の担い手である市民組織が法人格を取得できるようになったにとどまらず、市民活動に対する社会の関心や関与を一変させた。

NPOという言葉に特徴づけられた「非営利性」と「公益性」によって、市民活動は、行政や企業ではできない社会サービスを創出し供給する活動として期待を寄せられるようになった。80年代の後半から地域で増えてきた課題解決に向けた市民の実践は、社会サービスの創出と供給という形で、社会に認知を得、定着していった。既存のシステムでは解決できない課題に対して、必要なサービスやシステムを自ら創出し、社会に発信してきた市民活動の経験は、それ自体が社会変革である。しかし、今やそうした創出プロセスより、サービスの供給行為に関心が集まり、市民活動は、運動や政治とは一線を画した、むしろ奉仕の精神に基づいたボランティア活動と同義語となることも少なくない。

2 NPO時代の市民活動と自治

(1) 市民の合意形成

議会や行政が、市民活動を反対や要望の行動として疎んじる状況のもとでは、市民活動による問題提起や提案が何らかの形で政策形成過程に反映されることが、「参加」であり、「自治」への前進だととらえられた。市民というそれまで何ら代表性をもたない存在だった人たちが市民活動に結集することで、政策形成に影響力を行使しうる主体（地域組織や業界団体など）の仲間入りをしたと

いう点では画期的であったが、そうした主体間の調整や合意形成は、従来通り、他者(多くの場合、行政の担当部署)が担っていた。この調整や合意形成を誰が担うのかという「自治」の本質的な問題に対して、市民活動は無頓着であった。

NPOと行政の協働が模索され、自治体の計画づくりや施策実施において、当該テーマに関わる市民活動団体の存在がむしろ歓迎されるようになると、市民活動団体や市民活動関係者が政策形成の当事者に迎え入れられたり、市民活動が独自で実践してきたことを行政が施策として後付けるようなケースも多くなった。こうした状況の変化は、市民の政策形成過程への参加がより進むことにもなったが、同時に、それまで無頓着だった関係者間の調整や合意形成に市民活動自身も向き合わざるを得なくなる。

例えば公有地である里山や緑地などの自然を保全するために、その手入れや管理を市民活動団体が担おうとする活動においては、近隣住民(個々の住民、自治会・町内会、商店街、小中学校など地域の組織や機関)の理解と賛助を得ることができないと、活動は孤立化し、公共財を私物化していると見なされることにもなりかねない。福祉の計画づくりを福祉分野の市民活動団体が参加して検討するような場面でも、市民活動団体間で、必ずしも意見が一致するとは限らない。

一定の社会的評価を得て活動しているリーダーたちからは、「活動を進める上での最も大きな課題は地域や関係者間の調整や合意形成」という言葉を聞くことが増えた。

皮肉なことであるが、様々な市民活動を通して市民の政策形成過程への参加が図られるほど、「自治」の壁はその厚さを増すようだ。

(2) 自治を媒介するコミュニティ～地域コミュニティとテーマコミュニティ

自治体の住民が何千人という規模ならともかく、何十万、何百万となると自治体政府の意思決定に市民や市民活動団体が参加することだけでは、人々の生活圏での自治を実現することにはならない。(特に神奈川では、350万都市横浜と、130万都市川崎をはじめとし、自治を語る規模を超えた基礎自治体が多い。)

人々が実感できる自治はコミュニティの自治であろう。コミュニティの自治が保証され、コミュニティ自身はその力をもつこと、そして、コミュニティだけでは解決できない問題への対応や、コミュニティ間の調整を行うのが自治体政府の役割となることが必要である。

市町村合併に伴って検討課題にあがっている都市内分権(行政区への権限委譲等)や地域自治組織は、より市民に身近な「地域コミュニティ」において公共的な意思決定を可能にするという点においては期待したい。(とはいえ、地域自治組織が、連合町内会の延長線上にあるような組織であればほとんど機能しえないだろうが)

他方で、今日の社会における「コミュニティ」は、一定の地理的範囲の住民を構成員とする「地域コミュニティ」に限定することはもはやできない。社会が抱える様々な問題や、人々が関心をもつ領域が多様化し、「コミュニティ」そのものが多元化しているのである。

横浜市では、市民と行政による地域まちづくりの検討過程で、まちづくりの担い手として、自治会・町内会などの地域組織を「地域コミュニティ」、市民活動団体を「テーマコミュニティ」と位置づけた。共通の社会的背景や属性をもつ人たちの集団を示す本来の「コミュニティ」の意味からすれば、「テーマコミュニティ」もれっきとしたコミュニティであり、「地域コミュニティ」は、多元的な「コミュニティ」の中のひとつの形態にすぎない。

そして、NPOとは、その非営利性や公益性だけでとらえると、単なる社会的サービスの供給体だともとえられがちだが、様々な問題の当事者や関係者、あるいは、ミッションに賛同する関心層によって構成され、自ら課題解決を实践する市民組織であるという面からは、NPO活動や事業は、まさに「テーマコミュニティ」における自治の实践でもある。

市民参加や市民自治という言葉は、生真面目な市民や良心的な行政職員に、自治体の政策決定に関わるすべての問題に関心をもち何らかの参加や意思表示をすることが理想の市民であるという誤解を与えてきたようにも思われる。行政に対して単に意見を述べるということが参加や自治ならば、様々な課題について浅く広く問題意識されもってさえいれば可能であろう。しかし、課題解決のために自ら事業を实践したり、政策提案を行ったり、また、地域コミュニティとの調整や合意形成も必要となるテーマコミュニティの存在を前提とした自治では、市民はあらゆるテーマコミュニティに参加するのではなく、自分の置かれている状況や関心によって、属するテーマコミュニティを選択する。

多種多様な市民活動やNPOが登場することは、コミュニティの多元化のプロセスであり、それぞれのテーマコミュニティが課題解決に取り組むことで、総体として社会的課題の解決が図られるという自治の構図を描く必要があるのではないか。もちろん、それぞれのテーマコミュニティが市民に開かれており（基本的には誰でも参加できる）かつ、取り組んでいる課題やその解決策について、そのコミュニティに参加していない市民への発信を怠らないということが前提となる。

組織としてはあいまいであることをむしろよしとされた時代の市民運動・市民活動においては、運動として自治を目指すことはできても、システムとしての自治を担うことは難しかった。NPOに組織としてのマネジメントやエンパワーメントを求めることは、事業体としての力量を高めるとどまらず、コミュニティとしての自治能力を高め、それをシステムとして運営する力を求めることに他ならない。

3 コミュニティによる自治のための基盤整備

(1) コミュニティの代表性の再定義

在住外国人のコミュニティの代表者が参加して在住外国人に関わる施策を検討する会議や、地球環境問題に取り組むNPOや企業の代表者が参加し、地球温暖化防止のための市民、行政、企業の取り組みを検討する会議など、普遍的な課題を自治体が施策化するような場合には、当該テーマで活動するNPOを中心とした参加の場が設けられることも多く、テーマコミュニティの代表性は定着しつつある。

しかし、子どもたちの遊び場としての公園の整備、高齢者を対象とした地域福祉施設の建設、地域に残る緑地の保全活用策の検討など、地域とテーマが重なりあう課題では、依然として、自治会・町内会等の地域包括組織の代表性が優先される傾向にある。委員会等の場が設置される場合でも、子育て支援のNPO、高齢者の在宅福祉サービスを行うNPO、緑地の保全活動を実践しているNPOなど、当該テーマで活動するNPO関係者として参加が求められることはあっても、旧来型の「地域代表」が大半を占める委員構成の中で、1人異質な存在なり、現実的には意見反映が難しいということも多い。結果的に、子どもがほとんど遊ばない公園、高齢者への配慮を欠いた福祉施設、生態系をむしろ脅かす環境保全策などがつくられることもめずらしくない。地域社会は、地域コミュニティとテーマコミュニティが重複するフィールドでもあり、地域コミュニティとテーマコミュニティの対等な代表性とそれぞれの専門性や得意分野に即した役割分担を確立することが必要である。

また、テーマコミュニティと一言で言ってもその性格は様々である。自助的な団体（難病患者の会や子育てグループなど）や人権を侵害されている人たちが中心となって権利保証を求める団体など当事者性の高いNPOもあれば、テーマに関心をもつ一般の人たちが集まるNPO（緑地や河川の保全や清掃を市民参加で行う団体など）もある。社会的なサービスを提供する団体や専門家が中心となった支援組織（プランナーや医者などが市民や当事者に対して専門的な支援を行う団体など）など、当事者ではないが当事者の代弁機能をもつNPOもある。テーマコミュニティの代表性を考える上では、より当事者性の高い団体の代表性が優先されるべきであろう。

自治体による市民参加の制度化は、審議会等の委員公募、パブリックコメントなど、コミュニティの代表性にとらわれない一般市民の参加に力を入れてきたとも言える。一般市民に参加の機会を開くことは、市民参加の必須要件でもあるが、当事者性や当事者の代弁機能をもつテーマコミュニティと、一般市民の意見の扱いは本来同列にされるものではない。

実際には、あるテーマや課題に対してひとつのNPOが存在するわけではない。テーマごとにNPOの連合組織をつくってその代表性を確保すべきだという意見もあるが、時限的な問題への対応手法としてならばともかく、恒常的な組織をつくろうとすると、NPOが業界団体化し、その多元性を損なうことにもなる。テーマコミュニティの代表性を、自治体の政策形成過程に位置づけることはたやすいことではないが、自治体のガバナンスにおけるコミュニティの位置づけとその代表性の再定義が必要である。

（２）コミュニティの分権

コミュニティの代表性とともに、コミュニティそのものへの分権（権限委譲）が不可欠である。地域コミュニティへの分権は、地方分権の延長線上でとらえられるが、さらにテーマコミュニティへの分権も検討されるべきである。

テーマコミュニティへの分権としてまず考えられるのは規制緩和である。里山などの保全活動は、その自然資源を活用して採算のとれる事業が可能ならば、活動資金としてのみならず地域経済の活性化にもつながり、持続的な保全も可能となる。しかし都市公園法などの法律が壁となってその実現は難しい。NPOが運営するフリースクールでは義務教育課程を終了したとみなされず、高校卒業の資格を得ることもできないことが、フリースクールを選択した子どもたちの進学や就職を厳しい状況にしている。NPOの有償移送サービスでは、タクシーの事業許可等が必要とされ、ニーズ

への迅速な対応を阻んできた。こうしたNPOの活動を制限する数々の規制の中には、すでにその緩和が省庁で検討されているものや、構造改革特区に取り上げられているものなどもある。あらゆる分野で、こうした規制の見直しが求められるが、その際に留意することは、ややもすると公共的な事業への民間参入を促し多元化することで、良質なサービスや安価なサービスを提供するという視点のみが先行することである。権限委譲としての規制緩和は、何をどう規制緩和するのかと枠組みを決定する過程からの権限委譲が必要となる。

(3) 自治の財源～課税と公金支出の問い直し

さらに、NPO等の提案や参加を踏まえた自治体の施策や事業であっても、さらにその事業がNPOの参加や受託によって実施される場合であっても、その事業の具体的な内容や予算費目の振り分けを決めるのは行政である。公金の支出が必要な課題においても、具体的な事業計画や予算配分はNPOに委ねる(もちろん、計画段階、事業終了段階での報告・評価の情報公開は必要であるが)ことも分権のひとつになりうるだろう。

しかし、現実には、公金支出をとまなう事業を上記のように柔軟に実施することは難しい。公金(税金)は市民の共通財であるが、行政は議会や一般市民に対する説明責任や監督責任を負われ、その支出に臆病にならざるを得ない。

NPO法人への税制優遇は、認定NPO法人制度という大変使い勝手の悪い制度しか実現していない現状であるが、政府に納める税金にかわる、もうひとつの税金としてNPOへの寄付をとらえるならば、寄付金の全額控除や、市民が自分の税金を配分すべきだと考えるNPO活動を指定できる制度などをつくることも検討すべきではないだろうか。

4 NPOの政策提案力と政治との関わり

98年のNPO法施行以降、NPOとして活動する団体は増えてきた。しかし、この間、行政や企業の側からのNPOへの期待が先行し、NPOも行政や企業からの支援や表面的な協力関係への期待に翻弄されるといった相互依存的な状況が目立つようになってきた。上記のような基盤整備は、誰かがNPOに一方的に与えるものではなく、NPO自らがその中心となって進めていかなければならない。NPOが社会の中で十分自立(単に委託や補助などによらない自主財源で運営するという財政的自立ではなく、社会的役割の認識やミッションの確立、意思決定の自立などの方が重要である。)しきれていない状況のもとでは、基盤整備というのは時期尚早であり、NPOの既得権益化など、現在、自治会・町内会や外郭団体が抱える問題をそのまま受け継ぐことにもなりかねない。

NPOが、行政や企業との相互依存傾向から脱却し、自治の主体となるためには、NPOがその政策提案力・実現力を高め、さらに、政治への関与も自らの社会的役割であるということを認識することが求められる。

(1) NPOの政策提案・実現力

アリスセンターでは、NPOの政策提案力・実現力を高めるために、せんだい・みやぎNPOセンター(宮城県)と市民活動センター神戸(兵庫県)との共同体制により、2003年4月より、「N

POの政策提案力の開発と、NPOの参画を保障する自治体の政策形成システムの提案」という3年計画のプロジェクトを立ち上げた。(トヨタ財団の助成プロジェクト)

ここで言う「NPOの政策提案力」とは、「NPOが社会に対して、必要なシステムや事業を提案し、行政、企業、市民などとの交渉や関係形成を進めながらそれを遂行する能力」である。法や条例の立法による遂行、既存の制度を活用した政策反映による遂行、自治体の政策立案過程に参画し反映させることによる遂行、NPOが市民や企業など民間の資源を集めて独自の社会的システムを稼働させることによる遂行など、方法や領域は多様である。

このプロジェクトでは、NPOと行政の「協働」があらゆる分野で急速に進められようとしている現在、自治体の政策形成に関わるNPOの「政策提案力」に焦点を絞り、その技能開発と普及をめざすことにした。政策提案の技能とは、法的制度的な知識もあるが、地域課題の分析力、行政との交渉力、議会(議員)への説得力、関係者間の調整力、世論形成力など、政策実現に向けての総合的なプロデュース能力が必要となる。

ここで、誤解を避けたいのは、「NPOの政策提案」は「NPOと行政の協働」とは別ものだという事である。このプロジェクトにとりかかった当初には、行政の方から「NPOと行政の協働を進める上で、NPOの政策提案は大事ですよ。」というような声も聞いた。しかし、「NPOと行政の協働」は政策決定ではなく、政策の実施過程(施策や事業)もしくは政策の立案過程での、NPOと行政という組織間関係のあり方である。もちろん、すでに予算化された行政事業がNPOの協力を得て行なわれるような場合に、NPOが単に行政の言うなりに事業を実施するのではそれは下請けにしかすぎず、NPO側からその事業の具体的な内容や実施方法についての提案があることは望ましい。しかし、「NPOの政策提案」とは、そうした事業レベルに矮小化された提案ではなく、NPOは政治や議会に直接関与して立法化を推し進めるような役割も持つべきだということである。そこは、NPOと行政の協働の領域ではない。むしろNPOの政策提案は、政治を視野に入れなければならない。

(2) NPO法人と政治・選挙

市民活動が、市民運動との連続性でとらえられていた当時は、市民活動はその課題解決のために必要に応じて、政治への関与(議員への働きかけや請願・陳情、直接請求等)や選挙への関与(特定の候補者の支援党)を当然行うものだと考えられていた。しかしNPO法が成立し、NPO法人をはじめ、NPOと呼ばれる組織が広がるにつれ、NPOは政治や選挙には関与すべきではないという風潮が蔓延してきたように見受けられる。

NPO法は、その「第二条第2項第2号八」で、NPO法人を「特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと」と規定し、組織として特定の候補者等を支持することを禁止してしまった。

NPO法の成立当初、NPO関係者の間で「NPO法人は政治に関わることはできるのか、できないのか」という問題がずいぶん取り沙汰された。例えば、環境問題や平和問題など、政治的争点ともなるテーマで活動している団体がNPO法人化した場合、開発や自衛隊派遣などに異議を唱え

て、議員と交渉したり、請願や陳情などの行動をおこすことは十分考えられる。それが禁止されてしまうというのでは、法人化する意味がないと。幸い、NPO法は、NPO法人が政治に関わることを禁止していないということは分かったのだが、そこで安心してしまい、選挙に関しては具体的にどこまでできるのかの確認を怠ってしまった。

私自身について言えば、NPO法「第二条第2項第2号八」についても、「目的とするものでないこと」という表現があったことで、その団体が、特定の候補者や公職にある者の支持や反対を目的とした団体でさえなければいい、つまり、環境保全を目的とする団体が、その目的を実現するために特定の候補者や公職にある者を支持したり反対したりすることは何ら禁止されていないと受け止めてしまった。立法の趣旨が、特定の候補者や公職にある者の支持や反対をすることをあらゆる場合について禁止していると知ったのはつい最近である。(詳しくは、アリスセンター発行のたあとる通信11号「NPOと政治」)

「NPO法人が政策決定に影響を及ぼしたり、立法を行おうとする場合には、超党派で、すべての議員や候補者に働きかければいけないか。」という考え方もあるだろう。まさにNPO法の制定や改正は、そうした国会への働きかけによって実現してきた。しかし、それでは問題が解決しない場合もある。解決大規模開発から自然を守ろうと活動するNPO法人は、その開発を進めようとしている首長のリコール運動を団体としてはできない。また、その問題が争点となり、開発推進派と開発阻止派の首長候補が一騎打ちとなるような場合でも、団体としては候補者に対する支持・不支持の態度表明や運動ができない。

実際には、すべてのNPO法人の活動が政治や選挙に関わる必然性があるわけではない。しかし、NPO法人は、「問題解決の方法として選挙という民主主義の手法を選択することが禁止されている」という状況を、NPOと、NPOに期待を寄せるこの社会は、もっと深刻に受け止めるべきではないだろうか。

(3) NPOはどのように政治に関与すべきか

2003年春の統一地方選では、札幌市と福岡県でNPO法人の代表者や関係者が首長選に立候補し、札幌市では当選を果たした。NPO法人の選挙への関与はもちろんのこと、任意団体も含めたNPOが選挙とどのように関わるのかという問題があらためて現実のものとなってきた。

市民活動が政治や選挙を通して市民参加や自治を実現しようという動きが活発だった80年代も、特定の候補者を市民団体が組織として支持や推進するということはあまりなかった。「　さんを市政に送る会」「　市政を実現する会」といった支持母体を別に結成するのが常だった。その点では現在と大きな違いはないが、そうした支持母体となる組織に、環境や福祉という活動分野を超えて市民活動に関わる人たちが集まり、「市民派」候補を応援するということはあった。現在は、そうした動きも沈静化している。

市民活動に参加する人たちは、20年前とは比べ物にならないほど増えている。しかし「社会や地域の変革を行う」という当時の市民活動を担う人たちの共通認識は、ボランティア団体やスポーツ団体、企業の非営利部門など、様々な性格をもった組織をひっくるめたNPOの登場によって拡散した。今では、よほど争点が明確で、地域での世論を二分するような大問題(ダム建設や空港建設

など)でもおこらない限り、特定の候補者への支持をアクションとして示すような勢力とはならないだろう。

しかし、そのこと自体は決して市民活動の政治的後退ではない。市民活動に関わる人々が「市民派議員」「市民派首長」を担いで結集し、「多数派を占める既存の勢力」対「少数派の市民派」という構図のもとで、政治的影響力を行使しようとしたことは、既存の政治のあり方を転換するための意義ある前進ではあったが、あくまでも過渡期だった。現在では、ほとんどの議員や首長(あるいはその候補者)が、実際にどれほど深く理解しているかは別として、市民活動やNPOの掲げる課題にも触れ、かつ、その課題解決のために市民活動やNPOの存在が重要であることを訴えている。市民、市民活動、NPOというのは、もはや政治的なイシューでも、候補者を選択する材料にもなりえない。むしろ「市民派」に固執し、多元的な市民活動や市民セクターを代表できると考えたり、その支持が得られると考えることは時代錯誤となっている。

今後、NPOに求められる政治・選挙への関与は、80年代のような「市民派」もしくは「NPO派」という政治勢力をつくることではない。札幌市長選、福岡県知事選などの新たな動きは、NPOがその掲げる課題を選挙を通して解決することの必要性や、そのためにNPOが組織として特定候補者を支持することの是非を社会に問いかけた点では画期的であるが、こうした候補者をNPOセクターは自らの代弁者として支持すべきだととらえるべきではない。

政治が価値の創造なき利害の調整である現状に対して、NPOに求められる政治的な役割は、価値の創造とその価値に基づいた調整であろう。NPOは、平和や人権、環境といった普遍的価値(もっとも基本的な「公益」でもある)を言葉だけでなく、基本的な行動様式として示し共通理解を広げている。こうした普遍的価値を国、自治体双方の政策形成の前提に据えること、そして、そうした価値のもとで、それぞれの地域における意見の不一致やニーズの相違を調整し、具体の施策やサービスとして実現していくことではないだろうか。意見の不一致やニーズの相違に対して、二者択一ではない方法が、NPOの実践の中から見出せることもあるのではないだろうか。

様々なテーマコミュニティを背景に様々な議員が誕生し、利害としてではなく普遍的な価値や地域社会にとってよりよい選択は何かという視点で、テーマコミュニティ間の調整、地域コミュニティとテーマコミュニティの調整を行うシステムへと政治を展開していくことがNPOに期待されてもいいのではないだろうか。

[川崎あやさん プロフィール]

1962年千葉県生まれ。10代を鎌倉市で過ごす。高校卒業時に、あまりの社会・政治意識の欠如に自ら気づき、中央大学法学部政治学科に入学。大学の先輩にそそのかされ、1人暮らしを始めた川崎市多摩区で自由ラジオ放送の活動に参加。地域で活動する生活クラブ生協の女性たちと出会い、地域の市民活動や市民選挙活動へと参加。大学卒業後、世田谷区へ移転。中央大学大学院で地域政治を専攻する傍ら、1988年に発足したアリスセンター(まちづくり情報センターかながわ)のアルバイトスタッフになる。そのまま就職。1995年から事務局長。1999年のアリスセンターNPO法人化に伴い、理事・事務局長を兼任。2002年9月末で理事を退任し、事務局長職に専念することになる。1997年より藤沢市在住。2001年に設立したふじさわNPO連絡会代表理事。

第三節 ふじのくにNPO活動センターの管理運営をめぐる

NPO協働体FJI 会長 日詰一幸

1 市民活動と自治の交錯

構成員の主体的な参加によって団体のあり方が決定され、それに基づいてその団体が運営されて行くことが「自治」だとすれば、国から独立した「地方自治体」にも、そして市民自身が運営の主体となる「市民活動団体」にも、この「自治」という側面を見出すことが可能だろう。最近、「ガバナンス」(協治)という言葉がよく使われるようになったが、それを「地方」というローカルな場で考察するとすれば、そこに存在する行政体(地方自治体)だけでなく、市民や企業、そして市民によって構成される市民活動団体や法人格を持つNPOなどが協働しながら、地域の諸課題・諸問題を解決し、安定した地域社会を作り上げようとする枠組みであるととらえることができる。つまり、「自治」を体現する「地方自治体」と「市民活動団体」の相互作用の中にこそ「ガバナンス」の一側面を見出すことができるのである。

21世紀の「ガバナンス」社会において、多様化し複雑化した社会のニーズに対して迅速に、そして柔軟に対応することが可能な「市民活動」は、行政を補完する役割を担うことができる主体として期待されるようになった。「市民活動団体」は、地域に生じた具体的な課題・問題の解決に向け、自ら持てる資源を活用するばかりか、不足する資源を社会から調達しながら解決の処方箋を提示し、さらにその解決に自ら乗り出して行く。時には、行政や企業と連携をしながら課題・問題解決のための枠組みを構築するが、その際、この枠組みに参画する諸主体間の相互対等性が求められるのは当然であり、相互に自律した主体間における協働の枠組みが維持されてこそ、そこに本来の「自治」の契機を見出すことができる。

本稿では、このような市民活動団体と地方自治体との相互作用の中で、新しい公共性を生み出す活動がどのように形成されて行くのか、「自治」という側面を意識しつつ、静岡県のNPO活動センター管理運営業務委託という事例を通して考えて行くことにしたい。

2 静岡県のNPO政策

1995年の阪神・淡路大震災の後、日本でも非営利活動を社会的に認知するための法整備を促す動きが高まり、1998年3月に特定非営利活動促進法(通称、NPO法)が制定され、同年12月から施行された。日本にもようやくNPOの時代が到来したのである。静岡県においてNPO活動に焦点を当てた体制がつくられたのは、1998年4月に生活・文化部県民生活課にボランティア専門監とボランティアスタッフが置かれてからである。

県民生活課では、1998年当時二つの大きな仕事に着手していた。一つは「静岡県NPO活動促進指針」の策定であり、もう一つは市民活動をより活性化するための「NPO活動センター」の設置であった。前者は「市民活動懇話会」を設置し、そこでの議論をもとに1999年3月に指針を策定公表した。また、後者については「NPO活動センター検討委員会」を設置し、静岡県がNPO活動センターを設置する場合の基本構想を策定した。筆者もこの検討委員会に関わり、その後1999年7

月に誕生することになる「静岡県NPO活動センター」の基本構想を検討したのであった。

その後、1999年4月には静岡県全体の機構改革に合わせて、生活・文化部にボランティア・NPO活動を所掌するNPO推進室が設置された。全国の地方自治体の中でも、NPOを担当する「課」と同等のNPO推進室の設置は最初のことであった。そして、このNPO推進室は7月1日以降、「ふじの国NPO活動センター(パレット)」のオープンと同時に執務室をそこに移し、文字通り静岡県内のNPO活動推進における指導的な役割を果たすことになったのである。こうして、県が主導するNPO政策が展開されていくことになった。

静岡県のNPO政策において特徴的なことは、一貫して人材養成に力点が置かれているということである。県民生活課にボランティア専門監とボランティアスタッフが置かれた1998年度より、「NPOマネジメント養成塾」が開講され、その後1999年4月に設置されたNPO推進室の事業として引き継がれ2001年度まで計4回開講された。この講座は、将来の静岡県内におけるNPO活動を担う人材を養成していこうというものであり、ある程度ボランティア活動を経験している人々を対象とした中級コースである。当時、NPOに対する関心が社会的に高まっていたこともあり、第1回目の講座には83名の人々が集まった。そして、2001年度の第4回目までに合計230名の人々がこの講座で学び、県内のNPOを支える担い手となったのである。この講座は、当初2年間は県が直営で行なっていたのであるが、第3回目(2000年度)と第4回目(2001年度)は県内の中間支援NPOに業務委託され、事業が進められた。このマネジメント養成塾は2002年度より、「マネジメントサポーター養成塾」に衣替えをして今日に至っている。

県に人材養成に関しての戦略があるのだとすれば、それは、まず最初にボランティア活動経験者に焦点を絞って、中級レベルの講座で学ばせ、ここでNPOの即戦力となれる人材を育成して法人の設立に向かわせるというものではないだろうか。そして、受け皿としてのNPO法人が増加する頃、NPOを支える人材の裾野を広げ、さらにNPOで活動する人材を供給するという意味で、NPOを知らない人々を対象に初級レベルの講座を開講し、そこでNPOへの橋渡しをするというものであった。さらに、NPO法人の数が増加すると今度は、実際にNPOに関わっている人々を対象に、より高度なレベルのマネジメント能力を養うために「NPO市民大学院講座」を開講するというように、NPOで活躍できる人材を育成するためのシステムができあがっていった。初級講座としては「NPO地域講座」があり、2000年から2002年にかけて計3回全県下で実施され、合計3,726名の人々が受講した。

このような静岡県の人材養成戦略がNPO法人の認証数とある程度リンクしているものと考えられる。1999年4月、静岡県初のNPO認証団体が5団体登場したが、その後認証数はうなぎ上りに上昇した。累積認証数は1999年度末40、2000年度末70、2001年度末180、2002年度末267である。

ところで、このような県主導型の人材養成戦略については、賛否両論がある。県内にも行政とは距離をおき、自律性の高い活動を継続する中でNPO法人格を取得した団体も多い。そのような団体からすれば、行政が人材養成に乗り出すということは行政に都合の良い人材を育成するのと同じであり、それらが長く続くようであればNPO法人は増加しても行政の下請け化するような法人を増やすだけとなり、真の市民社会を構築する妨げになる。健全な市民社会を日本に築き上げるためには、行政に頼らずに市民自ら自律の道を模索するのが望ましく、行政とは常に対等な立場をとることができるような力をつけなければならない、というのがその主な趣旨であろう。県内のN

PO団体は確かにその数は増加し、多様な活動を行なうNPO法人が登場した。しかし、筆者の目に、他の地域に比較して弱い領域だと写るのは、中間支援組織である。もちろん、県内にも自律した中間支援団体がわずかながら存在しているが、やはり今後に負うべきところが大きいのではないかと思われる。本来ならば、専門的なマネジメント能力に関わる人材養成は中間支援型NPOが担うべき領域だと考えられるが、今だ県内にはそれを担えるだけの力量をもったNPOが十分ではないように思われる。そのあたりは、県の人材養成戦略を凌ぐ対案を打ち出すことのできないNPO側にも原因があるのかもしれない。県内にはそれなりに優れた力量を備えた人材とNPOが多数存在しているにもかかわらず、それらのネットワーク化が十分には行なわれておらず、力の結集が不十分であることが決定的にマイナスに作用しているのではないだろうか。今後、このようなウィークポイントをどのように克服することができるのか、そこに静岡県内NPOの将来がかかっているような気がしてならない。

さて、静岡県のNPO政策で2つ目に重要な事業が「ふじのくにNPO活動センター」の管理運営である。このセンターは、県内NPOの活動拠点として位置付けられ、1999年7月1日にオープンした。この活動センターは最初から公設公営という管理運営方式をとっていたが、県内のNPO法人の数も増大し、その活動も活発化していることを契機に、センターの管理運営のあり方を検討するため2001年8月に「NPO活動センター運営等に関する研究会」が設置され、2002年10月に中間報告が出された。その中では、「公設民営化を前提に、NPOへの委託による管理運営方式が望ましい」という提言が出され、公設公営から公設民営に向けての方向転換が行われることになったのである。

その際、管理の方針としては、NPO推進室の占有するスペース（会議室、印刷、作業場等）の管理と相談業務などをNPOに委託するというものであり、これによって、利用者への多様なニーズへのきめ細かい対応が期待でき、合わせて現行のサービスの質を維持しつつ、行政側の人的・財政的負担の軽減を図ることが可能となるというものであった。

県はこの提言を受け、2003年度に入ってから委託に向けての手続きに入ったのである。3月と6月に県内のNPOに対し、委託の概要に関する情報提供や説明会が行なわれた。そして、6月から7月にかけて受託者の公募が行なわれ、7月25日にプロポーザル方式での選考が行なわれた。この公募には5団体が応募した（NPO法人静岡県ボランティア協会、NPO法人しずおかNPOセンター、NPO協働体FJI、しずおか流域ネットワーク、静岡ユネスコ協会）。その結果、筆者の属するNPO協働体FJIがこの業務を委託することになった。

以下、筆者が所属するNPO協働体の形成過程、そこでの公募への応募に関する議論、受託後の対応などを述べることにしたい。

3 しずおかMSOと生き生きネットワーク

「ふじのくにNPO活動センター」の管理運営が民営化されることが明らかになった頃、しずおかMSOでは、この業務にどのように対応すべきか検討を始めていた。しずおかMSOは、静岡県内におけるNPOを支援することを目的として、2000年4月に設立された中間支援団体である。MSOはManagement Support Organizationの頭文字をとったものだ。この組織は、1998年に静岡県が主催した第1回「NPOマネジメント養成塾」を受講し、修了した受講生が中心になって立ち上

げられた。その代表理事に就任したのが、近藤勇さんである。近藤さんは、静岡市内の印刷会社で企画部門を担当し、定年退職後は、何か社会を変える活動ができないものだろうかと模索していた。そして、地球温暖化防止の市民運動に加わって活動をしていた時、その運動の代表者から県主催の「NPOマネジメント養成塾」を紹介され講座を受講したのである。それが、近藤さんにとって、NPOとの最初の出会いであった。この講座が修了する頃、何人かの有志が集まり、これから県内に登場してくるNPOをサポートする組織をつくれぬものだろうかと相談したことがきっかけとなり、NPO法人化に向かった。そのメンバーの中には近藤さんも加わっていて、代表理事には近藤さんが就くことになったのである。

筆者も、その当時、県内のNPO政策に関心をもっていて県の職員だけでなく、県内の市民活動家やこの講座の受講生とも接触する機会があった。そのこともあったのか、組織の立ち上げにあたっては理事への就任を要請され、NPO研究をしているという気軽さから受諾することにした。しかし、筆者はMSOが法人格を取得して間もなく、ニューヨークでの1年半に及ぶ在外研究に出かけてしまい、NPO法人になってからの活動には加わることはできなかった。その間、MSOは県からの受託事業（NPO広報誌の制作、第4回目「NPOマネジメント養成塾」など）を中心として活動を続けていた。

2002年になって、MSOの2年間に及ぶ活動の総括が行われた時、いくつかの課題が明らかになった。まず、事務局長が不在であることから事務局としての機能が十分果たされていないということ。理事が県内各地に分散している上、それぞれの理事が自らの活動を抱えているため、理事会を機動的に開催することが困難であること、また、2年間県からの受託事業に依存していて自主事業がほとんど展開できなかったこと等であった。これらの問題は組織のマネジメントの根幹に関わることであり、2年間の活動実績はあるものの、中間支援組織として他のNPOをサポートしていけるだけの力量が十分ではなく、自立への向けての基盤を築くことができずにいた。しかも、この組織は近藤さん一人が奮闘しているという状態であり、もう一度初心に戻って組織を立て直すことが求められていた。筆者も帰国後はなかなかMSOのことに関わることができずにいたが、2002年の秋頃から近藤さんと組織運営のことで話す機会が増えた。そして、理事会の定例開催など基本的なことから着手することになった。そのような中で、すでに親交のあったNPO法人活き生きネットワーク理事長、杉本彰子さんの存在が大きな支えとなった。

「活き生きネットワーク」は、静岡県内NPO法人認証第1号の組織で、高齢者介護をはじめ障害者向けサービスや託児、そして家事援助全般に関わるサービス提供が主な活動である。杉本さんは、自ら困った時の体験をもとに1983年、会員制の相互扶助組織「静岡働く母の会」を設立し、その後「静岡ウーマン」に発展し有限会社化されたが、1997年に会員制サービス事業部を有限会社「静岡ウーマン・ホームネットワーク」に別法人化して、家庭生活全般にわたって必要とされる様々なサービス提供を事業として展開していた。しかし、NPO法が成立した時、「静岡ウーマン・ホームネットワーク」は有限会社ではあったが、活動の内容はまさにNPOそのものであるため、有限会社ではなくNPOにしようということになり、1998年12月のNPO法施行と同時に法人格取得の申請を県に行なった。そして、翌1999年4月に認証されたのである。静岡県ではこの4月に5団体が認証され、県庁内で行なわれた認証式の後、座談会が行なわれた。その時、筆者も同席させていただいたことがきっかけとなり、その後も杉本彰子さんとは親しくおつきあいをさせていただくことになった。

杉本彰子さん、近藤勇さん、そして筆者の3人が一同に顔を合わせ活動する機会が与えられたのは、2002年6月に発足した静岡市市民活動懇話会であった。旧静岡市（2003年4月1日より、旧静岡市と旧清水市が合併し新静岡市が誕生）が市民活動指針を策定するに先立ち、市民からの提言を作成することを目的としてこの懇話会がつくられたのである。

そして、この懇話会に杉本、近藤、筆者の3人が委員として加わった。2003年3月に提言をまとめ懇話会は解散したが、その後間もなく近藤さんはMSOの将来のことを考え、杉本彰子さんをはじめ、同じ懇話会委員であり自営業を営んでおられる宮田嘉彦さんや深澤英雄さんにも声をかけて、MSO理事への就任を打診したところ、了解していただくことができた。加えて、杉本彰子さんの実兄である杉本昭夫さんにも理事として新たに加わっていただくことになった。杉本昭夫さんは大手流通グループに32年間在籍された後退職され、2003年4月より静岡に戻り、生き生きネットワークに勤務して新たな人生を歩み始めたばかりであった。

MSOはこのような新たな理事に加わっていただき、再出発することになったが、今後のMSOのことを議論した際、組織の刷新が必要であることが話題となった。近藤さんは、抜本的に組織を変えるためには代表理事の交代も必要であるとされ、その任を筆者が担うよう提案された。もちろんこの提案に筆者も躊躇したが、その議論に参加された方々の期待に応えることも大切なことであると考へて、お引き受けすることにした。

こうして、筆者は2003年5月の総会で正式にしずおかMSOの代表理事に就任し、近藤さんは副代表理事になっていただいた。

2003年4月以降、MSOにとって大きな懸案事項は、県が既に公設民営化という方針を決定していた「ふじのくにNPO活動センター」の管理運営業務への対応であった。組織の規模は小さいとはいえ、しずおかMSOも一応中間支援組織としての看板を掲げていた。そのため、このような管理運営業務を経験することで、組織の基盤を強化し、加えて中間支援組織としての力量をつけるまたとないチャンスであるというのが筆者の考え方であった。しかし、それに対しては他の理事から、組織の規模からするとかなり大変な仕事になるので、本当にやっていくことができるのだろうかという慎重な意見も出された。その後、関係者が集まって何度か議論した結果、受託に向けて対応することに意見が一致し、それを総会で承認していただくことができた。

さて、MSOとして、この業務への対応のスタンスが決まったのであるが、MSO単独で管理運営を担うことはまずもって不可能なことであり、他の組織との協働が必要とされた。そのため、近藤さんと筆者は杉本彰子さんに、この管理運営にはしずおかMSOと生き生きネットワークとの連携は欠かせないことを伝える協力を仰いだ。杉本さんは、その要請を受け入れて下さり、早速生き生きネットワークの理事会に諮ってくださった。そして、正式に生き生きネットワークもこの事業に参加することを決めていただいた。

こうして、しずおかMSOと生き生きネットワークが連携してこの管理運営にあたることになり、2003年6月4日、最初の「NPO活動センター管理運営受託推進実行委員会」（以下、実行委員会）行なわれて以来、7月14日締切りの応募書類を作成するための打ち合わせと作業が始まった。そして、このような作業を進める際、生き生きネットワークの杉本昭夫さんが事務局を担ってくださった。

4 NPO協働体F J I

「ふじのくにNPO活動センター」の管理運営にあたっては、静岡県NPO推進室があらかじめ説明会（6月12日から14日まで4回）を開催し、委託業務の内容について説明を行なった。それによると、委託される業務の内容は大きく4つあった。一つ目は、施設・設備の利用に関すること。二つ目、NPO・ボランティアに関する情報収集・提供に関すること。三つ目、NPO・ボランティアの相談・助言に関すること。四つ目は、NPO・ボランティアのネットワーク形成・連携・交流に関することである。

そして、委託の条件として、管理運営方法、組織体制、業務委託期間、予算額等が示された。組織体制については、5つの条件が示された。センターに関する委託業務内容を遂行するにあたり、十分な能力を持つ職員を確保すること。設備、備品等の管理、来館者への対応・相談等、センターの円滑な管理運営に支障のない組織体制を整えること。職員が委託業務の遂行に専念できる体制を整えること。原則として常時2名以上の職員を配置すること。静岡県NPO推進室と連絡調整を図ること。また、業務委託期間は平成15年10月1日から平成16年3月31日までの半年間であり、その間の業務委託額は737万4千円である。

このような条件のもとで、応募書類を作成することになったが、第1回目の実行委員会で長い時間をかけて議論したことは、組織形態をどうするかということであった。今回の業務を受託するにあたっては、「しずおかMSOと生き生きネットワークが全面的に提携・連携して2つのNPO法人が一体となって受託に応募する」（平成15年度NPO法人しずおかMSO通常総会資料）となっており、しずおかMSOは2団体による協働体をイメージしていた。しかし、応募にあたってはこの組織を「協働体」にするのか、それとも代表を2つの組織のどちらか1つにして単独の組織とするのがよいのか、再度検討することになった。というのも、契約する県からすれば、協働体という組織形態よりもNPO法人格を有する単独の団体の方が責任の所在が明確で受け入れられやすいのではないかという配慮があった。実行委員会ではこの点をめぐって議論を進めた結果、NPO協働体で応募することに決定した。それは、2つの団体が「全面的に提携・連携」するのであるから、両者は全くの対等であり、これまで活動の領域は異なっていたとはいえ、2つの団体が持っている個性や能力、諸資源を出し合い、補い合って一つの目的に向かう時、形式的であっても一方の組織が他方の組織を包摂してしまうような形態は望ましくないということで、実行委員会の意見が一致をみたからであった。こうして、NPO協働体F J Iが成立することになった。そして、この会の会長を筆者が担うことになり、副会長には杉本彰子さんと近藤勇さんが、さらに、事務局長に杉本昭夫さんがそれぞれ就くことになった。

以後、この実行委員会は正式な名前を「ふじのくにNPO活動センター管理運営実行委員会」に改め、それを省略して「F J I」と呼ぶようになった。F J Iというネーミングは杉本昭夫さんの発案であり、6月8日に開催された第2回目の実行委員会からそれが使われることになった。F J I = Formal Joint Integrationが、「正式に結び合い統合された組織 = しずおかMSOと生き生きネットワーク、両者の協働体」という説明は、7月25日のプレゼンテーション時に筆者が用いたものである。実行委員会はその後も応募書類を作成するために大小合わせて10数回開催され、時には打ち合わせが深夜におよぶこともあったが、なんとか提出期限までに書類を静岡県NPO推進室へ提出することができた。

5 管理運営にあたっての基本的な考え方

こうして完成したF J Iのプロポーザルから、N P O活動センター管理運営の基本的な考え方を簡単に示しておきたい。

F J Iがこのセンターの管理運営においてめざすものは、一言で表現すれば「N P O、自立への支援と協働を目指して！」である。静岡県内のN P Oにとって、今後数年間において大切なことは「自立」と「協働」ではないか、これがF J Iからの提案であった。もちろん、F J Iも協働体という組織形態をとっているため、私たち自身もある面でN P O間の「協働」をどのように進めるべきかということを試みるチャレンジャーでもある。そして、F J Iの経験を多くの方々と共有したい。これも私たちの願いであった。したがって、契約期間は当面半年ではあるが、この間にできるかぎりの経験を積みたい。そして、私たちの経験が今度は多くのN P Oに生かされたら、これほどの喜びはない。「次に続くみなさんの礎となる」ことができるのであれば、例えこの業務が半年で終わろうとも、それで十分だ。これがF J Iのメンバーの想いであった。

「N P O、自立への支援と協働を目指して！」を実現するために、N P O活動センターでは大きく4つのことの実現を提案した。一つ目は、「ヒトづくり」である。N P O活動センターを、N P O・ボランティア活動のおもしろさを知り、自らが主体となって参加するヒトを育むスペースにする。二つ目は、「交流」である。N P O活動センターを出会い、交流し、学びあい、さらに協働へと進むことができるスペースにする。三つ目は、「情報の受発信」である。N P O活動センターを、N P O・ボランティア活動について、あらゆる情報をキャッチし、提供するとともに、広く発信できるスペースにする。そして四つ目は、「クリニック」である。N P O活動センターを、N P O・ボランティア活動について、何でも気軽に相談でき、アドバイスやコンサルティングを受けられるスペースにする。

さらに、組織運営の方針として、N P O協働体として円滑な運営体制を確立するとともに、利用者満足度の向上を図ることも掲げた。そして、その姿勢を示す私たちの次のようなモットーも明らかにした。「わたしたちは、N P O・ボランティア活動を促進するため、ふじのくにN P O活動センターにおける、ひとりひとりの方々との出会いを大切にし、N P Oに対する、信頼感・期待感の醸成に寄与することを目指し、できる限りの知恵と力を結集します」。

6 管理運営の組織体制

以上のような考え方のもとに、2003年10月1日より「ふじのくにN P O活動センター」の管理運営事業が始まった。実際の管理運営に従事するスタッフについて、当初活き生きネットワークのスタッフを中心に据えることを考えていたが、この業務を受託することが決定してから、活き生きネットワークの通常の業務を抱えた上で両方をこなしていくことはきわめて難しいということが判明した。そのため、新たにスタッフを採用する必要が生じた。幸いなことに、この管理運営業務に関心を示し、スタッフ採用の面接に応募して下さる方々が相当数出てきた。新しいスタッフの採用については主に杉本彰子さんが担ってくださり、応募者の面接を近藤さんと一緒に行なっていた。こうして、管理運営のためのスタッフが揃った。

NPO協働体FJIの組織構造は役員会と運営委員から成っている。役員会は、会長、副会長、監事、役員（5名）から構成されており、主に管理運営に関わる方針等を決定する場である。そして、運営委員は常勤委員（5名）と非常勤委員（5名）から構成されており、ふじのくにNPO活動センターに常駐し、その管理運営業務に直接携わるのである。

7 6つのプロジェクト

静岡県NPO推進室が示した「ふじのくにNPO活動センター管理運営業務委託仕様書」の「委託する業務の内容」にも明らかにされたように、これまで県が直営で行なってきた業務に加えて、受託団体の企画による事業の実施も求められた。そのため、FJIでは6つの自主企画事業を提案し、現在その実施に向け努力を続けている。

この自主事業は、前述の私たちの基本コンセプト「NPO、自立への支援と協働を目指して！」を実現するための4つの方針を具体化したものであり、次のような6つの事業である。そして、これらの事業には、役員会のメンバー6人がそれぞれ事業毎にコーディネーターを務め、内容の企画立案や実施について責任を負うことになっている。

一つ目は、NPOクリニックで、FJIによる自主事業の目玉の一つと位置付けている。これは、NPOの関する何でも相談である。NPO法人の設立相談から始まり、組織の管理や運営に関するあらゆることにカウンセリング、コーチング、コンサルティングの3つを使いながら対応していこうというものである。組織の管理運営に関しては、事務局マネジメント、会議の開催運営方法、経営（組織）戦略、資金調達、助成金獲得、宣伝広報（情報受発信、イベント開催）、人材育成、各種規約・規定類の作成、労務管理、財務会計、法務関係である。NPO法人の管理運営に関して必要な事項を網羅したものとなっている。このクリニックのスタッフは役員会のメンバーを中心に8人が携わっている。しかし、これらすべての事項をFJIのスタッフだけで担うことは不可能であるので、対応が困難だと判断されたことについては、県内の他のNPOや県に登録されているNPOマネジメントアドバイザー（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士）やNPOアドバイザーと提携しながら相談に応じることにしている。オープン時間は、デイクリニックが13:00～16:00（日～土）、ナイトクリニックが17:00～21:00（月～土）である。

この1ヶ月（2003年10月1日より10月31日）クリニックを実施してきたが、相談件数は約30件ほどで、その多くはNPO法人の設立に関することである。今後、スタッフ全員が、実際の臨床を経験しながら自らの力量向上を目指すことが必要であると考えている。また、相談者への実際の対応の際、常勤の運営スタッフに同席し、これらのスタッフ一人一人が臨床を実体験していくことも検討中である。

二つ目は、NPOマネジメント研修である。これは、県内NPOのリーダー養成や人材確保と、団体の自立に向けた支援のための講座である。県内には、NPO推進室が実施する講座や他市（特に静岡市）が実施する講座が複数あり、現在、それら講座との差別化をどのように図っていけばいいのか検討中である。

三つ目は、交流促進事業である。NPO活動センター内の交流促進とセンター外の活動に分けて検討を行なっている。センター内の交流促進については、センター利用者が相互に知り合い、交流

が図れるようにしたいということで、例えば利用者が会議スペースでミーティングを行なっている場合、これまでその団体がどの団体なのか全くわからないということがあった。それを改善して、テーブル上に自らの団体名を記載した用紙を指し込むホルダーを設置した。このことにより、ミーティングをしている団体名が一目でわかり、利用者間の相互交流が円滑に進むことを目指している。また、センター外の交流としては、ふじのくにNPO法人連絡会（加入団体約130団体）や県内NPO団体との交流、さらに全国のNPOサポートセンターとの交流なども検討している。

四つ目は、調査研究事業である。主に県内のNPO法人を対象に調査研究を行なおうとするものである。また、特に力を入れたいのは、FJI自身の活動をどのように評価すべきか、その評価体系を明らかにすることだ。いわば、自己評価に関わる体系を明確化し、それに基づいた評価が実効性のあるものとなるよう検討を行なっていく予定である。そして、この評価体系が他のNPOにも有効なものであることが判明したときには、それをオープンにし、より多くのNPO法人に利用していただき、更に改良を加えていきたいと考えている。

五つ目は、情報の受発信事業である。静岡県NPO推進室が制作したホームページの管理運営を引き継ぎ、そのリニューアル作業など内容の更なる充実を図る予定だ。また、FJI独自のメールマガジンを発行するなど、県内と国内のNPOに関わる情報の受発信に力を注いでいきたいと考えている。この面でかなりのスキルを身につけた若手スタッフが何人もいることが大変心強い。現在のところ、調整段階ではあるが近いうちにメールマガジンの発行にこぎつけることができるものと思われる。

六つ目は、来館者サービス向上業務である。ふじのくにNPO活動センターには、「ふじのくにNPO活動センター利用者会議」があり、この利用者会議と連携を図りながら、さらにこの活動センターが使いやすくなるよう工夫を凝らしていきたいと考えている。

以上、6つの事業を考えているが、実現できているものと未だ構想段階のものがある。今回の業務委託期間は2003年10月1日より2004年3月31日までの半年ということになっているが、この半年の管理運営に大きな問題が無いようであれば更に継続の可能性が残されている。そのため、複数年度の契約を視野に入れて、ある程度の時間をかけてこれらの自主企画事業を展開したいと考えている。

8 むすびにかえて

FJIによる、静岡県の施設である「ふじのくにNPO活動センター」の管理運営業務が開始されてから一ヶ月が経過した。今のところ、大きな問題は生じていない。県は、FJIがNPO活動センターの管理運営受託者に決定後、この管理運営業務を円滑に推進することが可能となるよう、準備のための作業として、2003年8月15日から9月30日までの期間で、「ふじのくにNPO活動センター管理運営事務調査事業」をFJIに委託した。これは142万円の委託調査であったが、管理運営業務がスムーズに静岡県NPO推進室からFJIへ移行できるよう、この業務に関するFJI側のマニュアルを作成するというのが主な業務であった。この業務委託期間の中で、実際にNPO推進室に運営スタッフ予定者が張り付いて、その業務分析を行ない、今後自らがどのような業務を実際に進めなければならないのか実習する機会を得た。また、平塚市と横須賀市の市民活動サポートセンターへも訪れ、1日研修を実施し10月1日からの業務開始に備えることができた。他市の

取り組みをスタッフ全員が視察研修することができたことは、今の管理運営にいろいろな形で生かされている。このような準備期間があったことは、F J Iの管理運営業務を円滑に進めていく上で大きく役立ったことは言うまでもない。運営スタッフも生き生きと日常の業務に携わっている。今後、前述の自主事業をどのように展開していくのかということは大きな課題として残っているが、とにかく日常の学習や体験を私たちの成長の糧としてこの業務を推進していくつもりである。まだまだ未熟ではあるが、F J Iメンバーの潜在性をうまく引き出し、それが最大限生かされるようにしていくのは筆者をはじめ、役員会の役割ではないかと感じている。その地平のかなたに新たな発展があるのではないだろうか。

「市民活動と自治」、きわめて大きなテーマにうまくアプローチできたかどうか疑問である。しかし、今年4月以降のF J Iの誕生から「ふじのくにN P O活動センター」管理運営業務の受託、そして1ヶ月におよぶ実際の業務の経験を通じて、「自ら治める」ことの難しさを体験した。そして、県民の信託のもと「自治政府」として存在している静岡県との協働、これも私たちF J Iにとり大きな課題だといえよう。課題は山積しているが、大海原への船出は始まったばかり。多くの皆さんからの叱咤激励を糧にこの航海を成し遂げたい。「自治」における基本的な要素が「自立」と「自己統治」であるとすれば、今後、F J Iもこの両者を実現できるよう日夜努力を続けるつもりである。

[日詰一幸 (ひづめ かずゆき) さん プロフィール]

本職は大学教員(静岡大学人文学部)。専門は行政学ですが、その他に地方自治やN P Oを研究しています。もともとニューヨーク市政に興味があり研究生活に入りました。世紀末と世紀初頭のニューヨークを実体験したくて、2000年から2001年にかけて1年半ほどニューヨークで在外研究を行ないました。ニューヨークのN P Oを垣間見てきました。しかし、帰国直前にアメリカ同時多発テロに遭遇。あのワールドトレードセンタービルの崩壊に心を痛めました。帰国後2年過ぎニューヨークも再生しましたが、そのプロセスを負いかけてみたいと考えています。自分自身がボランティア活動に目覚めたのは16歳の時。毎週通っていた教会でのボランティア活動がきっかけでした。それ以来、ボランティア活動は自分自身のライフワークにもなっています。現在、しずおかM S Oの代表理事とN P O協働体F J I会長をしています。1955年長野市生まれ。

第四節 市民活動と市民自治 ～ 協働の現場のリアリティ

財団法人 まちづくり市民財団 理事
みえきた市民活動センター 理事 服部則仁

1 はじめに

地方行政は、本来、市民自治のシステムであってほしいと思います。けれども財源を押さえている中央集権の統治のシステムに対応するなかで、地方行政は行動の仕方が統治のシステムに偏ってしまいました。「協働」は、そのような行政統治システムから市民自治システムへと移行するための手法のひとつだと考えます。

協働では、市民は地域経営に資源を提供し、意志を示します。地方行政は、それを受け容れて「地域の経営に市民資源を活用し、市民の意志を施策で実現する」行動の仕方を身につけることに、四苦八苦しています。けれども、市民もまた、「個人資源を提供し、意志を施策に反映させる」行動の仕方を忘れてしまったようにも見えます。居住地を比較的簡単に変更できるようになり、行政が公共的なサービスのほとんどの部分を担うようになり、経済的にも豊かになって地域の人たちのたすけあいが少なくなりという変化のなかで、生活のスタイルと地域との関係が希薄になりました。そんななかで、市民は地域に自分の経営資源を投資する意味と価値を見いだせなくなっています。このようにして、地域での市民と行政の距離はますます開いてきました。

つきつめれば、地域づくりとは、「どのような経営資源を、いつ、どこに、どのように投入し、どのように活用していくか」だと思います。そしてそれはその地域にかかわる者の現在と未来の与件をつくることになります。市民活動団体と行政との協働のうごきは、財源不足の行政統治システムからの救援要請に、その主体のひとつとしてあらためて市民が手をあげたというようにも見えます。それはひょっとしたら、地域での市民と行政の距離を縮めることになるのかもしれませんが、地域づくりでもっとも大切な「どのような人たちが」の部分に新たな答えを見いだそうとする、お互いの歩み寄りの姿なのかもしれません。

市民は「地域の経営と自分の暮らしとの新たな関係をどう作りだすか」、行政は「地域の新たな経営資源の収集と分配の流れをどう作りだすか」。これは、市民と行政が地域を接点として、市民自治のシステムづくりを模索している姿なのかもしれません。このテーマについて、桑名市および桑名市を含む三重県北勢地域での、市民と行政との協働の3つの試みについて報告します。

2 報告1 桑名市行政改革推進委員会の試み（平成14年11月）

平成14年11月、桑名市は、「桑名市行政改革推進委員会審議結果」をまとめました。これは「新・桑名市行政改革大綱（平成12年3月策定）」に基づく実施計画の取り組み結果を同推進委員会の10人の委員が審議したものです。それに加えて、『財政の健全化に向けた改革と地方分権の流れに沿った活気ある自治体への転換が求められている』という認識に立って、桑名市行政改革推進委員会は、『桑名市の将来像を展望した上で、着実な改革が歩めるような提言』を同時に発表しました。

その提言では、桑名市の将来像として、第一に『公共領域は行政の独占物ではなく、市民組織(自治会等)やNPOなどとの協働によって成立するもの』、第二に『桑名市の「まちづくり」の展望として、政策体系(政策、施策、事業)の確立』、第三に『住民と行政組織、職員との情報交流の活性化』の三つの姿を示しました。

そして、政策形成過程への市民参加や、市民組織・NPOなどとの協働関係を発展させていくために、柔軟な行政組織をめざして、ピラミッド型の組織構造からフラット型へ、さらに協働を推進できるネットワーク型行政組織への転換を提言しました。そして、桑名市の政策の体系化を進める政策評価システムの導入と、それにリンクする目標による管理や小集団活動を提言しました。そして、市民への応答性の高い組織環境や運用システムをつくり、市長のリーダーシップのもとで開かれた職員相互の情報交流を促進することを提言しました。

四日市大学総合政策学部教授の今川晃さんが座長となつてとりまとめたこの提言は、公募委員2名を含む10名の行政改革推進委員会が、一年間のグループワークと全体での検討を行ってまとめたものです。私も委員のひとりとして「協働の推進」を担当し、提言にまとめました。そのなかで、「協働の推進」について引用して紹介します。(以下、『桑名市行政改革推進委員会審議結果(平成14年11月 桑名市)』より引用)

『 3 - 1 協働はなぜ必要か？

協働の推進について、地方都市の行政という立場から協働の必要性について考察した。

(1) 縮んでいく行政サービス

経済だけではなく、行政サービスも税収不足からパブル崩壊を起こしている。高齢社会の時代を迎えて基本的なサービス支出は増大する一方で、税収不足は深刻化し、莫大な借金財政も当然改善される見込みは立てられない。税の投資効率を高めるため、国の公的投資は都市部に集中する。地方都市では行政財源はどんどん小さくなり、肥大した行政サービスは縮小していく。地方都市の行政の事業は地方分権の名のもとに選択的に行われ、職員数は減少していく。行政はこれまで以上に、「公共」的分野から「公」的分野への撤退を余儀なくされていく。その結果、人々はますます都市部に集中し、地方都市の人口は流失していく。地方都市が人々にその地域の価値を提示せずに放置すれば、地域間競争に破れ、破産する地方都市が続出することははっきりしている。そこで、「公共」的分野のサービスを創造し提供する主体、およびその経営資源をどこに求めるかが地方都市の大きな課題となる。「協働」は、その課題の解決策として登場してきた。これはまた、市民が市民として公共にかかわる機会が増えることを意味し、市民本来のあり方を模索するチャンスでもある。

(2) 協働の先にあるものは、市民の自治

従来、行政が財源を用意して独占的に提供していた「公共」サービスに対して、この「新たな公共」サービスは、市民が主体となって市民の持つ資源によって提供されていく。それは言い換えれば、市民が、地域経営の主体としてその資源と共に、地域経営の現場に登場してくることを意味する。それは、市民が地域経営に参画する権利を保証することであり、つまりは市民自治の拡大を意味する。「協働」はその市民の進出を促進する手段であり、「協働の先にあるものは市民の自治」である。

(3) 行政の新たな役割

この自明の事実の前に、地方都市の行政の役割が変化するのは当然のことである。市民が自発的にその市民が持つ資源を地域経営に提供するには、その資源の使い方に納得することが必要である。それはその使い方の意志決定にかかわるということでもある。しかしそれだけでは不十分である。「新たな公共」では、それにより資源提供者の思いが地域で形になること、つまり市民の自己実現欲求が満たされる必要がある。

「新たな公共に資する」ということと「自己実現」というふたつの要素を満たすために、「協働」における行政の役割は、きわめて明快なものになる。「市民の自己実現」を支援することで、多様な「新たな公共」サービスを地域で提供できるようにすることが、行政の新たな役割となる。その結果、「市民の公益的な活動の支援」と「協働の推進」は表裏の関係にあることがわかる。付け加えて言えば、このような意識の元に協働を進めていく能力が、これからの地方都市の行政職員に求められているのである。

(4) 市民と行政の協働の定義

ここでいう市民と行政の定義とは、「お互いが、自由意志のもとで、自発的に、経営資源を持ち寄って、一定期間、協力して、地域の課題を解決するために、共通の事業を行い、多様なサービスを提供すること」とする。ここでは「新たな公共」を地域の課題を解決すると読みかえている。また、事業の形態を多様なサービスの提供としているが、この中には地域の課題解決のためのさまざまな機能も含まれる。

3 - 2 提言 桑名市で協働を推進するためにー

協働の推進を政策として体系化し、施策として実施していく総合的な取り組み体制を確立する。

(1) 協働を推進するという意志を示す

- ・市長が協働推進を宣言する。(年頭挨拶、行政の指針、施策の方向などに謳う)
- ・条例、宣言を協働してつくる(協働推進条例、まちづくり条例、協働宣言...)
- ・各部長、課長レベルで協働推進の指示を徹底する

(2) 協働推進のコアをつくる

- ・協働推進のセクションを、部課横断可能な位置に設置する(政策室、市長公室など)
- ・「市民活動支援」と隣り合わせとする(市民活動団体の育成とセットで推進)

(3) 協働のイメージを共有する

- ・市民に対しても、職員に対しても「協働」啓発事業、キャンペーンを行う

(4) 協働のプロセスとその成果を共有する

- ・協働コーディネーターを設置し、企画立案・実施・評価のそれぞれの過程で、市民と当該セクションとの協働の場にかかわり、アドバイスを行う。
- ・過程と成果をホームページ上にリアルタイムに掲載し、他課にも成果を回覧する。
- ・各部各課の連携をとれるよう、協働の推進グループを設置し、情報交換会を定期的に行う。
- ・協働という横軸で、ホームページ上の情報をつなぐページをつくる

(5) 情報の収集・発信の質を高める

- ・市民が活用しやすい情報の取り出し方法を提供する
- ・実際の現場からの市民ニーズの調査を行う
- ・情報提供の締め切りから情報発信までの期間を短縮する。

(6) 協働を行いやすい環境づくり

- ・職員がうごきやすいよう、上司が協働の推進を指示する。
- ・協働相手をはっきりさせるための情報を収集する。
- ・協働の成果を加点方式で、人事評価に反映させる。

(7) その他の施策

- ・「協働」を行いやすいセクションの部課長が交代で、市民に対する「協働講座」の講師を行う（奈良県の事例）
- ・事業化検討や政策形成過程でいっしょに協働することを前提として、「NPO・市民活動・ボランティアとの協働に関する政策の提案」を公募し、すべて担当部局との検討対象とし、その過程をリアルタイムで公開していく。（千代田区の実例）
- ・各部ごとに一定数の協働事業を行うようにし、段階的にその数を増やしていく。』

3 報告2 桑名市市民活動支援室市民協働事業「協働セミナー講座」（平成15年7～10月）

(1) 「協働セミナー講座」の全体像

前述の行政改革推進委員会の提言もふまえ、桑名市市民活動支援室では、平成15年度に市民協働事業として「協働セミナー講座」を実施しました。これは市民活動団体から協働についてのセミナー・講座の企画を募集し、運営・実施をその団体に委託する事業です。公開プレゼンテーションによって、ふらっとホーム・クリエイターズが受託し、平成15年7月から毎月一回のペースで10月まで、計4回にわたって実施しました。私はこの講座のコーディネートを担当しましたので、その内容について報告します。

この講座を企画するにあたって、私たちは、「桑名市の行政職員の協働への取り組みを推進する」という意図を持っていました。したがって、講座の組立は、現在桑名市で行われている協働事業の内容を紹介し、その課題を明らかにして、よりよい協働にしていくための「協働の知恵」を見いだそうというものです。取り上げた講座全体のテーマと協働の知恵の構成はこんな感じです。

第一講 <事例：わがまちの協働の現状：桑名市行政全般および市民活動支援室>

【1】なぜ、いま、協働なのか？

【2】なぜ、協働がうまくできないのか？

【協働の知恵1】行政職員が積極的に協働に踏み出せる条件づくり

第二講 <事例：あるいてくらせるまちづくり：都市整備部都市計画課>

【3】行政が用意した「実行委員会形式」の協働の課題

【4】逆に、市民の提案に行政が乗るにはどうすればいいか。

【協働の知恵2】市民の提案を行政に反映させるにはどうすればいいか？

第三講 <事例：市民企画親子学習講座助成システム>

【5】「市民提案に助成する」ときの、行政資源提供の課題

【6】資金助成という経営資源提供の境界線をずらすには？

【協働の知恵3】非営利団体に資金助成を提供するときの新たなルール

第四講 <事例：桑名市リサイクル推進施設の運営をNPOへ委託>

【7】公的施設を「NPOに委託して運営する」ときの課題

【8】行政資源（ハード）の使いやすさ、使いにくさ

【協働の知恵4】非営利団体に行政資源を提供するときの新たなルール

当事者である市民団体の人と担当行政職の人、それに関連する県職の人、同じ分野の市民活動を行っている人、という4つの立場の人の組み合わせで、パネルディスカッションを構成しました。また、各講座の最後には、参加者によるグループディスカッションか質疑応答のいずれかをディスカッションの展開や進行状況に合わせて行いました。また、退出時に、意見・提案・感想を紙に書いて提出してもらいました。今は、それらをまとめて整理した段階ですが、そのレポートをふまえて、市民活動支援室と実施した市民活動団体とで振り返りの会を持つことにしています。レポートは、その後で、みえきた市民活動センターのホームページに掲載する予定ですので、詳細はそちらをご参照いただければと思います。 <http://www.mie-kita.gr.jp/>

この講座では、個別具体的な協働の内容を検証することを優先するため、協働の解釈を巡って議論が滞ることのないよう、全講座を通じての「協働についての共通の定義」を最初に示しました。それは、『それぞれに得意なこと（経営資源）を持ち寄り、共通の目的を形成し、それぞれのメリットを持って、協力して事業を行い、終了したら離れること。』としました。

(2) 第一講「わがまちの協働の現状」

第一講は、協働の基本的な部分を押さえる内容なので、行政職員の研修も兼ねるという位置づけをしていただき、市役所の会議室を使って行いました。

【支援室の事業】支援活動室は、今回の協働セミナーを市民協働事業として4回のセミナーを開催する。平成14年度からNPO活動ニュースを市民への業務委託として、登録されている40団体の情報を発信している。桑名市まちづくり活動事業補助交付では、プレゼンにより自主的主体的なまちづくり活動の4団体に決定した。また立ち上がり助成も進めていく。

このなかで、「地方分権の行き着く先が市民自治であり、協働はそのための手段。今はその過程にある」という認識が示されました。一方で、「協働の現状は、市民発となっておらず、行政サービスは行政がやって、小手先のところを住民に投げればよいという意識から、NPOを便利使いし、下請け化している」との指摘がありました。地域の現場は、「NPOと連携したりして地域を活性化しようという新しい地域縁団体が出てきた。」「みんなでコミュニティが自立して地域の課題を発見し、どこかで手を組んで、行政と共有できる場が必要ではないか。市民は地域を自分達で考え、行政が分析していない情報を投げかける。まちづくり的な会議は、生活している住民だから地域をよく知っていて、地域の資源をフル活用できる。せっかく市民が提案しているものを使わない手はない。」「本来、NPOは社会の課題に対して自分達ならこうするという具体的な企画書を出し、それを行政はどう考えるかと公開の上で議論をする。そのプロセスを経てつくりあげられるものが公益的なサービスにつながっていく。』

市民自治のもとでは「市民提案について行政はどう協力できるのかが問われる。しかし、「行政には市民提案を受けとめるテーブルがない。それを受けとめて振ったり、関係者を集めて議論する

テーブルをつくったりすればいいのだ、これは仕事ではないという気持ちがあるってなるべく排除したいという意識が働く。だから協働はなかなか進んでいかないという意見のなかで、「三重県NPOチームは、市民からの事業の提案を募集することにした。100%市民発、県との協働を募集する。次はいよいよ、行政が用意した手のひらの上でNPOが行動するのではなく、責任を持ったNPOが企画書をだして行政といっしょに最後までやってみようかという。この試験的な事業を1年2年やって、そのプロセスを共有したい。」という報告がされました。

これらの議論をふまえ、多くの行政職員の人たちが協働を推進していこうとなるような行政の取り組みとして、「協働し得る団体の情報を収集し、職員や市民に向かって発信する。協働推進の意志を職員に伝え、行政職員と団体の意見交換を行う。全庁的な協働の推進の体制を構築し、連絡体制を整備する。上司が協働推進の指示をきちんと出しボトムアップでの協働提案を行う。市民と行政の意見交換の場を持つ」といったことなどの意見が出されました。そして、桑名市市民生活部への「桑名市の協働の推進役」としての期待が表明されました。

(3) 第二講「あるいてらせるまちづくり」

第二講は、桑名市が取り組んできた一連のまちづくり事業の括りとしている「あるいて暮らせる街づくり」のなかから、行政が市民といっしょに実行委員会をつくって行っている「桑名ワンディウォーク」を事例として議論しました。

【内容】歩いて暮らせる範囲で日常生活ができる。いろんなものがコンパクトにまとまっているまち。そこから、道路なら安全で快適に移動できること、働く場所が桑名の中にある、そして歩いて暮らせるまちをつくらうという気持ちをみんなが持てること、それが目標。目的・目標をはっきりさせて市民にうごいてもらう場所を用意した。

【桑名ワンディウォーク】「あるいて暮らせる街づくり」と「まち」を知るという意図から、それを市民にアピールするイベントとしてウォーキング企画を行った。第一回は昨年、東側の古くからのまちと大山田という新しいまちをつなぐという企画にした。今年は御台所祭にあわせて実施する。

ここでは、「行政の中での協働の形を整理していく時期にきている」という、行政職員も協働について模索しているとの発言からはじまりました。「とりあえずここまでと遠慮した」、「実行委員会でも、合意形成が少し甘い。」「事務局が行政とストーリーをつくって、委員がそれにのっかって展開するようなどころがある。」「自分が下請けボランティアに成り下がるのではと思ったことも。」という市民の意識があり、行政の意志と市民の思いとの距離感をはかる市民のとまどいが見えました。

一方で行政としては「行政が市民といっしょにやるとき、決まった目的が然としてあるので、どうしても事務局がストーリーをつくることになる」という原則に縛られがちになることも伝わりました。ただ、「行政の人たちが行政目的を達成するために、市民に声をかけて実行していく。このときに大切なのは対等かどうか。そのためには情報公開が必要。」「なあなあでなく、時にはけんかする信頼関係、そんないろんな信頼関係を、そのまちで行政はどうつくっていくのかということ」が大切ということでした。「着地点については今回については特に考えていなし、事務局の役割はたまたま行政が担っただけで、今度は行政でないところがその役割を担えば良い。」「かなり自由度の高い場を設定している。行政の人もかなり楽しみ、自分の思いを形にしている。」というのは、ある意

味で行政職員の方が市民と対等に協働を実践しようとしたとき、市民の側にとまどう心の壁があり、それを感じた行政職員も発言を押さえるという、「協働への不慣れからくる心のとまどい」があるのがわかります。これは過渡期ならではの現象なのかもしれません。

行政としては、実際に、「市民の提案をちゃんと見られる人間がどれだけいるかという、まちの課題をピックアップするセンス・人の問題。行政がどんなものであれ受け容れて対応できる体力を持っている組織かどうか、市民からの提案があったときに専門家チームをちゃんと組織デザインできる力があるかという、組織デザイン・組織コーディネート力の問題」そして「人と人の信頼関係の構築ができる人」は？となると確かにたいへんかもしれません。

「今の行政は問題がでてきたとき、それは全体としてはどうなのかと考える。今はニーズが多様化・複雑化しているので、個々を全体のどこにはめるかを必死に考える。プロセスマネジメントでは、構想・企画・計画・建設・維持管理のすべての段階で、あなたの言われることはこの段階ですねという。」ここでの市民参加の方法や、「外国ではNPOの団体が都市のまちづくりプランをつかって、それをそのまま採用となっていることもある」ということも、NPOは視野にいれておくことだと思いました。市民が意見を提案していくときに、「いい意味での市民としてのしたたかさ、行政としてのしたたかさがある」ということなのだと思います。

(4) 第三講「市民企画親子学習講座助成システム」

第三講は、教育委員会の生涯学習課が取り組む、市民提案事業に対する補助と、市民活動団体の事業実施のための空間の提供事業を事例として、補助金の支出項目や条例について議論しました。

【親子講座企画募集】家庭教育の充実を進めるということから。NPOはたくさんアイデアを持っているというので、講座の企画を募集し補助した。内容は、講師謝礼を直接払い、会場使用料の一部を補助し、市の広報に掲載する、というもの。企画の条件は一般公募で誰でも参加できること。選定は、事前にエントリー団体を募集し、行事の企画書・予算書を提出し、実施日時を決定してもらう。公開審査では、行政と各団体ひとりずつが審査員になり、一団体5分でPRしてもらい、同じ持ち点で点数をつけ、順位はその日のうちに発表する。総額30万円の予算枠で最大一団体10万円、各団体いくら必要かで比率を出し、点数との比例で金額は後日発表した。部屋の使用料は全団体に支払いできた。

【子供ひろば】桑名市の施設スター21の託児目的室は親子が自由に使う空間。当初占有使用料を設定していたが、各団体が一年間をつうじて無料で使える空間として提供している。利用者が増えてきたと聞いている。条例設置で占有使用料が設定してあったが、条例を変えて無料で提供できるようにした。

ここでは、補助金の支出科目について議論がありました。「結果的に10年ほどNPOとかかわってきたが、NPOではなかなか食えない」、「地域の児童館はみんなソフトでやっている。それにアドバイスする事業、それができる人を新たに雇えばいいのだが、行政の担当者はソフトをイメージできず、ソフト事業への転換ができていない」、行政の補助金でも「企画にはお金を出しても企画を考えた人にお金を出さないという傾向があった」。そのため、「一年か二年に一回やるだけで、継続的にできない」。「実施のコストの他に、継続していくにもお金がいる。」その結果としてNPOが育っていかないところもありました。これについて、「三重県NPOチームの地域基盤

整備事業では、150万円企画料の項目を入れて申請して通った」。桑名市の親子講座では「コーディネーターの費用などは事務費の中に入っている」。「桑名市では、2年前の400年祭では人件費は全額認めた」。「助成財団などでは、運営費や人件費も認めようという流れ。」と、企画立案や企画準備のための人件費が補助対象となってきたことが示されました。

行政が持つ空間の提供については、「いなべ子供センターでは、いなべコミュニティプラザの一日利用者で、使用料免除と優先的利用ができています。」というように説明可能な範囲での運用の工夫もそうですが、「子供ひろばだが、条例の変更はできる。担当者がやる気になるかどうか。」というように、行政職員がその気になれば条例改正ができるということも分かりました。

行政資源を提供していくときに判断する根拠として「当事者の自己評価はどうしても内々、それを第三者評価してもらおう。」とか、「モニタリングをし、それを市が月に一回評価し、抜き打ち評価もし、その業務に見合ったお金を払おう」という計画もあり、「何故この金額を払うかの理由を私たちが市民に説明する」ことが公開を前提として考えられていることが分かりました。それは、「同じ企画でもやる人が違えば内容も評価もちがう。」ということですし、「評価の高いものは、行政資源の提供も厚くしていく。一律公平ではなく、桑名市のまちづくり戦略に沿って判断する」というように、わかりやすさが必要と思いました。「未来のことを見て決断してもらおう、我々はそれを働きかける責任を持っている。未来基準というのを考えて、そこから今を見て判断する。」ということも、描く未来像の違い、つまり地域の未来を私たちはどう考えるのかというところに行き着きます。市民がまちの未来に関わることの重要さをあらためて感じました。

(5) 第四講「桑名市リサイクル推進施設の運営をNPOへ委託」

第四講は、公的施設をNPO法人が運営する、桑名市リサイクル推進施設クルクル工房を事例にして、新たな公共空間、行政と市民の関係などについて議論しました。

【経緯】リサイクルを推進し、ゴミを減らし、環境教育を行う施設運営は、行政直営では無理。施設の内容と金額に見合う民間団体はなかなか見あたらず、条件を出して募集したが応募は輪リサイクル思考1件だった。企画の内容を見て、啓発活動などまで含めてやってもらえ、行政と輪リサイクル思考の考えとが一致していた。

【現状】ハードのメンテナンスは市が行い、人件費などの運営委託費は700万円ほど。休館日をのぞくウィークディは常時7人、土日祝日はさらに5人増える体制。ボランティアに参加したり、若干の時給を払ったり、交通費を払ったりといろいろで、参加したい人は増えてきている。受託業務内容は資源物の回収、ショップの運営、環境教育、その他。その他の一部、講座などは輪リサイクル思考の持っている資源の範囲で自由に行う。市が費用負担して研修に行ってもらった方々を活かして、今年度からゴミ堆肥化講習事業を行っている。

「条例上、クルクル工房は会場を市民に貸すのは難しい。ゴミ減量の講演会は市が主催し段取りを市民がやった。行政は、貸してよいかから始まり、どう説明するかを考える。講演会も環境のことだから市民発でいいのではないかと努力し、二回目からは市民主催でよいとなった。」「行政の対応に理解はするが、どこかで越える状況をつくっていかないと。信頼関係とか、思いややる気をどこまで理解し合っているか、認めているかで風向きは微妙に変わる。これが協働の現場のリアリティ。」「行政は、市民の生活がかかるので結果を求められる。最後の結論まで導かないと動けないが、あ

る部分ではそうでなくてもいっしょにやっていくことで少しずつ変えていけることもある。」というのも、下請けや癒着ではない信頼関係をどうつくっていくかということだと思います。

「どういう公共空間をつくるかというすりあわせが、条例をつくる段階でないのは非常に弱い。条例策定時に公共空間のありようをコラボレーションする機会があれば、もう少しと使い勝手がよいものになっているのではという指摘には、「条例をつくるときに審議会で意見を言ったり市民から提案したりというのは、今はまだ難しい。意見を出し合っというプロセスをいろんな機会に積み上げていかないと。このまちはこのまちのスタンスや速度があるから急がない。」という市民からの意見がありました。桑名市は男女共同参画条例を市民参加で作っていますし、子供ひろばの活用について条例変更をしています。一口に行政といっても分野や担当部署のスタンスで差があることを実感しました。「今できることを積み重ねていく。まだがまんをしている。行政もがまんしていることがあるからお互い様なので。」というのは、市民の力量も問われているということですので、協働が当事者双方の現状と意識に対応しているというのも、あたりまえですがあらためて思いました。

公的な空間を使った活動では市民活動団体が収入を得られない現状で、「不要品を回収し修理して必要な人に売れることは、喜びがあり感謝もしているが、その努力が直接運営の資金につながっていないので、いつまで続くかなとも思う」という意見に対し、「市民は多様。行政資源をNPOに提供すると民業圧迫と言いつける人がいる。議会から言われたときに、税金を使っているからちゃんと説明できなければならない」ということでした。けれども「本来個人が使うべき経営資源を地域に提供してくれる人たちを活かしていかないと、地域の経営は立ちゆかなくなる。提供してくれる団体があれば、公益的サービス・地域経営の多様性を確保できる。将来的に行政との協働がなくても自立し、コミュニティビジネスとして成立するならその方向にシフトしてもらえばいい。」「行政も個別の市民活動団体への補助金を計画的に減らし、そのかわり新産業創造の予算を段階的に投入するとか。いろんなところでNPOが生まれてきているんなところが仕事できるようにして地域を活性化する。」というように、担当課だけのいままでの原則にとらわれず、全体を見たまちづくりの戦略から説明し、組み立てていくという意見がありました。

この他、県行政と市行政と市民の関係について、「県が施策を持っていくと、市はいらん仕事を持ってきたという。といって県とNPOが直接やるとどこかぎくしゃくするのは間の市を飛ばしているから。市民の声が市にあがっているところに県が話しを持っていくと、よさそうな施策があるなとうまくいく。県と市が直接やりあうと立場でむずかしい。市民が間に入ってもらえればうれしいし、市民の声があるというのが一番強い。」という意見がありました。

以上、4回の講座を思い切り簡単にしてお話をさせていただきました。講座全体を通じて特に心に残った発言は、「行政はここまでいろんな手法を使っても、行政と市民の距離は開いていく。市民との協力とか意見を得なければできない事業がどれだけあるか、行政はチェックした方がいい。そのときはじめて、どうすればよいか真剣に考えることになるだろう。7割は行政で使い3割は市民のみなさん使ってくださいという時期にきているのではないか。」ということでした。

4 報告3 三重県「NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの協働事業提案募集」へのふたつの提案（平成15年8月～11月）

(1) 三重県「NPOからの協働事業提案募集」事業の概要

三重県NPOチームは、平成15年度に「NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの協働事業提案募集」事業を行いました。私たちみえきた市民活動センターは、2件提案を行いました。

募集要項によれば、この提案募集は、『ボランティア・市民活動団体等（以下「NPO」という。）が自ら企画した事業を県に提案し、相互に議論・検討し、協働できる事業の構築・推進を図り、NPOと行政とが適切な役割分担のもと、協働して公共的サービスを提供していくことにより、真のパートナーシップによる協働を推進しよう』とするものです。

協働事業提案のテーマは、『県庁内から募集したテーマと自由テーマ』の二種類です。集まった提案は、公開プレゼンテーションを行い、選考委員会が3件程度選定します。選定された協働事業提案は、提案したNPOと関係チームの職員とでワーキンググループを組織し、協働事業提案の内容、目的、実施方法などについて検討し、事業企画を練り上げます。その企画については、NPOと県の役割分担を整理し、必要に応じて予算を確保し、翌年度には事業として実施することを目指します。（このワーキンググループには、事業に参画する意志のあるNPOも参加でき、市町村の参加が望ましい場合は、担当者の参加をうながします）選定されなかった協働事業提案については、その結果と理由を、提案したNPOに示します。この協働事業提案募集に応募された協働事業提案書の内容は公表し、この協働事業で取り組んだ事業については、協働事業の実施中、または実施後に「協働事業ふりかえり会議」を行います。

三重県全域から27件の応募があり、書類審査の結果、「公開選考会での審査対象となった」もの13件、「協働の余地が少なかったり、協働相手が限定されるため別途調整した方がよい」もの10件、「今回の募集の趣旨に沿ったテーマでないため非該当となった」もの4件でした。私たちの提案は、2件とも、県民局（三重県を7つにわけた各地域での県の出先機関）が協働の相手と判断され、別途調整となりました。

(2) 提案1 県の事業の「市民評価による」一歩前へプロジェクト(県民局モデル)

この提案の概要は『県が行う事業について、市民の視点からの事業評価を、県とNPOが協働して行う。また、それらの事業がより市民に近づくよう、「一歩を踏み出すためのアドバイス」を行い、市民評価のプロセスプログラムを作成する。』というもので、協働の相手部署は北勢県民局の企画調整部と生活環境部ということでした。

三重県北勢県民局では、毎年、北勢県民局宣言を作成しています。これは、住民参画による行政サービスの満足度の向上をめざして、行政サービス提供にあたっての基本的な考え方や内容をあきらかにするものです。

また、北勢県民局では、平成14年のはじめに北勢県民局協働事業推進委員会を設置し、『北勢県民局は、新しい市民社会の構築に向けて北勢県民局と住民との協働事業を増やすことを基本に、北勢県民局が実施する協働事業について、広く県民から意見をいただきながらその充実強化を図る』ことを目的として、一年間かけて「協働の指針」を作成しました。私はこの委員でもありました。

『 北勢県民局宣言

行政サービス提供についての基本的な考え方 ～住民参画による行政サービスの満足度の向上をめざして～

北勢県民局は、みなさんの身近な地域機関として、県が行う行政サービスを提供しています。県民局が行う行政サービスは、みなさんの税金などで成り立っています。そのため県民局は、税金などが、どのような行政サービスに、どのくらい使われているかお知らせする責任があります。そして、みなさんと情報を共有したうえで、意見を広くお伺いしながら、行政サービスを改善し、住民満足度の向上をめざします。また、行政サービスの受け手であるみなさんが満足できるサービスを提供できるように、職員の意識改革を進め、行政改革を着実に推進します。県民局では、これらの目標に向かって、行政サービス提供にあたっての基本的な考え方や行政サービスの内容を、毎年、県民局宣言としてお示しします。

1 行政サービス提供にあたっての基本的な考え方

県民局が実施する事業の初めの段階から、情報の公開を進め、透明な行政運営を行います。また、みなさんから幅広い御意見をお聴きする体制を充実し、開かれた行政運営を行います。

- (1) 住民・企業・NPOのみなさんと対等な協力関係を築いて、協働で事業を行います。
- (2) 行政サービスの受け手の立場に立ち、県民局の関連する各部が連携して、様々な事業を総合的に進めていきます。
- (3) また、県民局に属さない各種機関と積極的に事業の調整を行います。
- (4) みなさんの生活の場や活動の広がりに合わせて、生活創造圏を基本として、広域的な視点で事業を行います。
- (5) 市町と地域の課題を共有しながら、パートナーとして、ともに課題に取り組みます。
- (6) 県民局宣言の内容が、きちんと進められているかなどについて、外部評価などを実施し、改善につなげます。
- (7) 職員一人ひとりが、常に、わかりやすく、ていねいな対応を心がけ、迅速で的確に業務を処理します。

このようなことから、次の年に協働が実践されているかどうか確認したいという思いもあり、北勢県民局宣言の「行政サービス提供にあたっての基本的な考え方 (6) 県民局宣言の内容が、きちんと進められているかなどについて、外部評価などを実施し、改善につなげます。」にそって、『県の事業の「市民評価による」一歩前へプロジェクト(県民局モデル)』の提案を行いました。10月、11月と、三重県本庁のNPOチームの立ち合いのもと、二度の話し合いを行いました。以下、その経緯をみえきた市民活動センターのメンバーに報告したメールです。

- 『 一回目の確認として、「北勢県民局宣言にもとづき、県民局の事業を市民が評価を行う」という提案に対して、前回は、「協働推進チームが定期的に行っている月一回の集まりに、市民としても参加する」ということ。第二回になる今回はそのお返事と、併せて具体的な方法の詳細を打ち合わせる。そんなつもりで行ったのですが、その後の県民局内部の検討で、その定期的な集まりへの市民の参加はいかがなものかとなったということでした。理由は、実施されている事

業の途中でああだこうだ言うのはいかなものかということでした。私としては、「事業実施のプロセスの途中で第三者にああだこうだ言われるのはかなわん」ということと受けとめました。「事業実施者である行政のやり方に、途中で横から口出しされるのはお断りしたい」と受けとめました。それは事業実施のプロセスでも公開し検証されることへの拒否感が行政内部にまだまだあるのということと感じましたが、三重県北勢県民局の現在の段階が正直に反映されているお返事だと理解し、とりあえずはそうだろうなあ、苦労しているのだろうなあと思って聞いていました。

つづいて、北勢県民局の協働推進チームが現在の取り組みを説明されました。ポイントは

- ・全部局からメンバーが参加した協働推進チームが発足し活動している。
- ・北勢県民局で研修を行った。(全職員に対し、座学で一時間程度)
- ・各部各課の協働事業に対して、協働推進チームとして検討し・提案をまとめ、各部長にフィードバックしている。その際、参加している他の部局では関連して何ができるかという総合行政の視点で行っている。
- ・NPOからの協働提案を受けるようになってきているが、そのときの予算を確保していないので、北勢県民局のホームページには掲載しているが、大々的には宣伝している訳ではない。

以下、検討にはいったのですが、私たちの提案が「協働」に限定したのではなく、北勢県民局宣言に書かれている第三者の外部評価から、県民局の総合行政の推進と、市民から見て行政の取り組みのおかしな部分を正していくという主旨での「協働提案」であることを再度示しました。その上で、今回は「協働事業」についての市民の評価を行うということで進んでいるので、事務事業評価での数値目標が現場での数合わせ的な取り組みに走らせているとか、アンケートや監査で経営品質の向上にも努めているというお話も、現実の県民局の取り組みを数例を見ただけでも、それらがまだまだ機能していないことは明らかです。それもこれも呑み込んでふまえた上で、現状を少しでも前に向かって進めていくということから、どうしていくかということで話を進め、その結果、以下の結論を得て、それを再度協働推進チームに持ち帰って返事をいただくことになりました。

- ・協働事業終了後、公開で、第三者が入った「評価」を行う。
- ・どの事業を評価のテーブルにのせるかについては、北勢県民局管内の3地区から各2名程度を、市民活動ネットワークのメンバーから選出し、事業のチョイスを行う。
- ・必要に応じ、事業の途中で「中間評価」も行う。
- ・当座の「協働事業評価」については、三重県NPOチームの予算を使う。
- ・本年度は、試験的に年度末に「公開評価」を行う。
- ・来年度からは、「公開評価」を北勢県民局のシステムとして位置づける。
- ・この評価の結果については、言いつばなしにならないように記録に残し、県民局内部で共有し、以後の事業展開に反映させる。

私としては、県民局からのお返事をお待ちするという状況ですが、今回のNPOからの「協働提案」に対して、北勢県民局協働推進チームが機能していけば、北勢県民局のホームページにうたっている「北勢県民局宣言」の一節を实践されたことになるのではないかとおもいます。』

その後、北勢県民局の方よりのお返事待ちという状況ですが、前向きな対応が検討いただけるものと思って期待しています。

(3) 提案2 桑名員弁生活創造圏「環境にやさしい圏域づくり」構想の 中間見直しを行う住民ワークショップの開催

この提案の概要は、『2001年から実施されている「環境にやさしい圏域づくり」の構想と実行計画について、NPOと県が協働して住民ワークショップを開催し、中間見直しと新たな計画・構想の策定を行う。』というもので、協働の相手部署は北勢県民局企画調整部桑名市駐在ということでした。

この構想は、『平成14年12月1日(日)に三重県桑名郡多度町大字力尾地内に立地、供用を開始したRDF化ごみ処理施設とRDF焼却発電施設の持つインパクトを、今後のこの圏域(桑名員弁生活創造圏域)の地域振興に生かすことを目的に、平成11、12年度の2か年をかけて、民間企業、学識経験者、行政等で組織する「桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想策定委員会」で検討・策定された構想で、こうしたRDF化・焼却発電施設の一体整備のインパクトを生かした地域づくりを通じて、住民、団体、企業、行政等が連携し、圏域内での資源循環等の環境の取り組みを一層促進させ、この圏域がこうした活動を通じて圏域内外との交流が活発に行われる「環境交流エリア」の形成を目指す』ものです。このRDF施設で平成15年8月に爆発事故が起こり、この施設との関連で設定されていた「環境交流エリア構想」にもとづく市民参加のまちづくり事業なども実質的に止まってしまいました。

このようなことから、さまざまな市民の思いを受けとめて行政の施策に反映させるため、住民参加のワークショップによる新たな構想の策定を提案したものです。この提案についても、10月に2回、三重県本庁のNPOチームの立ち合いのもと、二度の話し合いを行いました。以下、その経緯をみえきた市民活動センターのメンバーに報告したメールです。

『昨日10月31日、夜7時から、県民局桑名庁舎で、住民ワークショップによる「環境交流エリア構想」見直しについての話し合いを行いました。前回の返事を県民局からもらうということです。今回は人数をしばってということでしたので、NPOチームから3人、県民局からは環境交流エリア担当の2人、NPO側としては5人の合計10人で1時間半ほど話し合いました。

お返事の内容は、RDFについて本庁が決着をつけるまで、県民局としては検討推進会議の開催などを含め、構想についてうごかない。今回の話は本庁に書面で報告はしていない。来年3月までには一定のうごきが本庁であるのではないかと。県民局としては「環境交流エリア構想」の事業予算が残るよう努力をするが、そこには「RDF・拠点地域・地元対策」を抜いて、「環境にやさしい圏域づくり」の事業として、自由に会議や活動ができるものを考えている。だが決定権は本庁にあるのでどうなるかわからないとのことでした。

私たちとしては、私たちの意見や考え方を本庁のしかるべき部署に伝えること。こうしているあいだにも環境の悪化が進んでいる。来年度以降、まちづくりの総合施策を進めていくという観点からも、住民ワークショップによる「構想」の見直しをすすめてほしい、意志決定のプロセスもどんどん住民に公開していくべきとしました。

- ・本庁のしかるべきところに私たちの意見をつたえること
- ・住民ワークショップを行って、地域の構想に住民の意見を反映させていくこと
- ・県民局は、圏域全体の地域づくりをどうしていくかという視点で、総合政策として部局間の縦割りを越え、多様な主体の調整をしていくテーブルをつくるべき。
- ・そのような役割を果たす専門家を置くなりすればよい。
- ・意志決定のプロセスも含めて、公開しながら進めていくべき。

この協働提案についてはこれで一旦区切りをつけるということにしました。ただし、必要が出てくればNPOチームはいつでも出てきますということでした。』

5 市民は自治にどう取り組むのか

ここまで、この地域での3つの協働について、主として行政の課題について報告してきました。では、市民や市民活動団体は協働についてどう行動しているのでしょうか。ここ三重県の北の端、桑名・員弁地域は、桑名市、いなべ市など、二市四町22万人のエリアです。もちろんたくさん行政と市民団体との協働が行われていることと思います。けれども市民団体間で、協働の取り組みの情報交換や報告はあまりされていません。市民の側も個別の団体の取り組みにとどまっているというのが現状だと思います。経営資源の流通もシステム化されている訳でもありません。これは行政の縦割りとさほど変わらない市民活動の現状があると言えるのかもしれない。

昨年4月に、私たちはまちのファンクラブを設立しました。桑名・員弁地域のさまざまなまちづくりを行っている市民活動団体を、毎月一回訪問する巡回型の交流会を開いています。現在100人ほどの集まりですが、分野を越えた市民活動のネットワークとして情報交換を進めています。二年目を迎える今度の春からは、この地域の外の人たちがこの地域のファンになってくれるようなまちのクラブづくりをはじめたいと思っています。市民活動に必要な経営資源の循環のしくみを、自分たちの手でつくり出していければと考えています。そして、それが大きな目を見たときに「地域づくり」へとつながっていくような、多彩なネットワークになればと考えています。

その事務局を引き受けているのが、会員15人ほどの小さな中間支援団体のみえきた市民活動センターです。みえきた市民活動センターでは、桑名市の補助を受けて、地域の市民活動団体の独自の調査をはじめました。さまざまな地域の課題を解決しようとしている市民活動団体との信頼関係をつくり、ネットワークを機能させていくための基盤づくりです。そのようなネットワーキングの中で、市民の協働に対する取り組み、行政と市民の行動の変化を呼び起こしていければよいなと思っています。

この論考の最初に綴った、『市民は「地域の経営と自分の暮らしとの新たな関係をどうつくりだすか」、行政は「地域の新たな経営資源の収集と分配の流れをどうつくりだすか」。これは、市民と行政が地域を接点として、市民自治のシステムづくりを模索している姿なのかもしれません』というのは、こういうひとつひとつの積み重ねのことなのだろうと思います。

多様な価値観のなかで、いろいろな人たちが、それぞれに得意なことを活かして、さまざまに展開する「市民の自由な社会貢献活動」、この「社会貢献」という言い方が、「社会参加」に変わり、さらに自分たちの「地域づくり」「暮らしづくり」へと変わっていく過程にあると思います。その中

で感じることは、地方分権で、中央から地方への権限と財源の移譲だけではなく、行政から市民への権限と資源の移譲が、市民から地域への経営資源の提供とセットで行われて、はじめて市民自治が成立すると思いました。私たちはその不慣れな道程を、市民も行政もでこぼししながら進んでいるのだと思います。

[服部則仁さん プロフィール]

1991年から97年まで(社)日本青年会議所の政策系の会議・委員会に出向し、97年にNPO推進政策委員会の委員長になる。ちょうど特定非営利活動促進法の成立に向けた時期に重なり、多くの全国のNPO関係者と知り合う。青年会議所を卒業後、ひと・まち・未来ワークを設立し全国のNPO情報をITを使って循環させる。また、三重県での認証条例づくりや、地域密着型のNPO、分野を越えた市民活動のネットワークの運営にもかかわる。まちづくり市民財団理事・運営委員として、研究交流事業の巡回フォーラムや政策研究事業の『まちづくりと市民参加』を担当している。三重県桑名市に事務局を置くみえきた市民活動センターの理事、まちのファンクラブ事務局長。1957年生まれ、現在46歳、三重県在住、愛知県内にある医療法人役員。『まちづくりと市民参加 ~ 』編著、『JC中期総合政策提言書』『勇気を君に』『新人間社会の創造をめざして』著、他。

第五節 自治への責任

(特)伊勢志摩バリアフリーツアーセンター理事長

(特)伊勢志摩NPOネットワークの会会長 中村 元

私は現在、東京在住でありながら、前居住地である三重県の「伊勢志摩NPOネットワークの会」という市町村を超えた広域的なNPOのネットワーク団体と、「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」という障害者の伊勢志摩旅行を普及するNPOの代表をしている。いずれのNPOも、三重県の委託事業などを受け、地域における存在価値はわりあい高い。

代表者が1ヶ月に数日しか三重県に帰らないこの2つのNPOが、それなりの評価を得ているのは、それぞれの理念が明確であることと、その設立の過程には、現在の社会が抱える問題の解決方法や、市民セクターに期待される行動の原理があったからだろうと思うが、それ以上に、実際に活動の中心になっている元気でタフで類似希な能力を持ったスタッフたちがいるからである。実は、彼女たちスタッフこそが事業を推進している主役であり、私たちの武器である「行動理念」も、現場での実践によって常に変化を遂げているのである。つまり、市民参加を前提においた自治(協働)とは、NPOのものではなく、システムでもましてや理論でもない。実践的な行動を継続する市民一人ひとりの手にあるものだ と確信している次第である。

1 自治は補完性の原理から

市民参加による自治というと、「官が独占してきた公共を市民の手に戻すことだ」と単純に考えられることが多い。しかし、それは本当に「官」が主体的に独占してきたものなのだろうか?いやそうではないだろう。本当のところは、私たち「民」が自らの責任を「官」に積極的に委ねてきた、もしくは押しつけてきたというのが正しい。

近頃の行政は、よくこんなことを言う。「市民のみなさんのご意見をうけたまわり、行政に反映したい」と。しかし、それだってずいぶんおかしいのだ。代表制民主主義のシステムで、市民を代表して意見を言うべきは議員の役割である。市民のみなさんは、意見を言うのではなく、市民としてなすべき事をなすのが本来の役割である。それなのに、意見さえ言えば、お上がすべてをやってくれと信じさせていては、真の意味での市民活動が起きようもないだろう。

だから、今でも、行政のNPO担当者に対して、高飛車な物言いをする市民がいるのだ。「あれをしる、これをしる、できないのは協働の意識がないからだ」などと、ちょっとどこかで聞きかじってきた知識をひけらかしながらご意見を述べられる。しかもそういう御仁は何度も行政を訪れる。よっぽど時間があるらしいのだが、そんなに時間があるのなら政治家にでもなってそれこそ自治の役に立てばいい。選挙に自信がないというのなら、とにかく自分の力でできることを実践すべきだろう。なぜなら、彼が主張していることは、行政の枠ではできないこと、つまり市民セクターがなしとげるべきことなのだ。そして覚えておいた方がいいと思うのだが、おそらく市民にできないことができる行政であれば、別に今までどおりにやっていっても日本は安泰なのである。

地方自治を語るのに、日本でもようやく「補完性の原理」という言葉が使われるようになってきた。補完性の原理によれば、事務事業などは、基礎自治体（地方行政）のできることがより広域的な自治体（国家）に優先するのだから、中央集権の考えそのものが崩れてしまうことになる。

ところが、この言葉が実はまったく曖昧に語られている現状がある。そう、マニフェストという言葉が政党間あるいは派閥間の中でキャッチボールされ、国民のはるか上空を意味無く漂っているのと同じように、補完性の原理も国と地方の行政間でのキャッチボールしか行われていないのだ。実は、地方行政も市民も、補完性の原理の背景にある考え方にまで踏み込もうとしていないのである。

補完性の原理で優先されるのは、より小さなコミュニティの実行力と責任である。つまり、「個人でできることは個人です、できないことをコミュニティです。そしてコミュニティでできないことは行政に任せる」という、社会に対する「民」の基本的な責任というものが、補完性の原理の根底に流れているのだ。なのに、その最も基本的な部分を理解し、実行しなくては、さらに上位にある地方と国の補完性など語ることはできないだろう。そして言うまでもなく、それを実行してこなかった「民」こそが、デモクラシーというものを原理も知らぬ間に受け取っていた、お上頼りの私たちだったのである。

私の道楽であるNPO活動は、こんな気持ちから始まっている。自分のまちを住み良く魅力的なまちにし、子どもたちの輝かしい未来を築くためには、「お上」に頼ってはいけなく、自分たちでできることは自分たちです。そんな意識が求められているのが、真の地方自治の時代ではないだろうか。

2 伊勢志摩NPOネットワークの会 ~ NPOの理念と目的 ~

伊勢志摩NPOネットワークの会は、現在37のNPOがネットワークされ、個人による会員数は、運営会員、登録会員、賛助会員による112名である。文字通りNPOがネットワークされ、相互に支援をし合う組織なのだが、他地域のネットワーク系の組織と少々違うのは、設立当初から、伊勢市、鳥羽市、志摩郡5町、度会郡10町村という、市町村をまたいだ広い範囲を活動エリアとしていることと、福祉・地域開発・環境・子育て・生涯学習・地球市民意識・NPOネットワーク・ITなど多様な分野のNPOやボランティアが積極的に関わっているところだろう。

このような組織体が長期に渡って、傍目から見ればかなり和気あいあいと活動を行っているのは不思議に思われるらしく、よく、「ネットワークを作ったのだけど、それが機能しない」「ネットワークしたのだけど、何をすればいいの？」といった相談を、他の組織から持ちかけられる。ネットワーク組織はつくり、立派な拠点も提供されたものの、最初の自己紹介から次の段階に進まなかったり、意見を交換するだけで話がかみ合わなかったり、というようなことらしい。このようなことは、わりあい高頻度で起こっているようであり、実際に、組織を作ったものの、1年で解散したり自然消滅している事例をいくつか知っている。

原因は簡単に指摘することができる。一つには、NPOセクターを束ねてみたいという野心家が進めてしまった場合だ。馬鹿げているようであるが、理論が先走り、実際のNPO活動などしたことのない人は多く、頻繁に起こる事実だ。各地の青年会議所や商工会議所が中心になって失敗した

少なくない例がこのスタイルによっている。

もう一つは、「NPOが互いにネットワークすれば、市民セクターは強くなる」という神話を信じて、ネットワークを作ることをだけを目的とした場合である。何をするためにネットワークしたのかというモチベーションがないのだ。つまり、売るモノもないのに店を作ってしまったとか、売る相手も想定せずにショッピングモールを作ってしまったのと変わらない。前者の場合など、ショッピングモールの社長になりたいからと、それぞれの店の顧客も知らずに、出店してもらったようなものである。いずれにしても、それで経営が成り立っていきわけがない。

それはネットワーク系の組織だけでなく、単体のNPOやボランティア活動でだって同じことだろう。何のためにしたいのか？何が自分にはできるのか？それが自分にとって喜びや楽しみとなるのか？それらのことが満たされない活動は、基本的にNPO活動にはなり得ない。

ここに、市民参加を前提とした新しい自治のヒントがある。自治は、自分に何ができるか何をすることが基本なのであって、新たな自治組織をつくることではない。自治組織ができれば自治ができるというわけでないのは、すでに「地方自治体」なるものがありながら、全国で自治できない事態に陥っていることで証明されているではないか。

実は、私たちの「伊勢志摩NPOネットワークの会」は、最初からネットワークの設立を目指していたわけではない。発端は、NPO推進に関する報告書を作って欲しいという三重県南勢志摩県民局からの依頼だった。そのためのNPOへのアンケート調査費用や、報告書作成費用は用意されているという。しかし、あまり乗り気はしなかった。NPO活動家に報告書をまとめさせようという担当者の姿勢には共感したのだが、だからといって、その報告書が現場に役立つものとして使われる可能性はまずないだろう。下手したら、行政施策のアリバイづくりと同じように使われてしまうおそれだってある。

そこで、私は条件付きで引き受けることにした。その条件とは、アンケート用紙による調査をするのではなく、すでに実際に活動をしている方たちと一緒に考えたいこと。さらに、報告書のテーマを「市民活動がいきづくまちにするには、どうすればいいのか」という方向性をつけたいということである。そうすれば、少なくともそれに参加した人たちの意識も、新しいNPOの時代のものとして共有できるであろうし、南勢志摩県民局管内では具体的な大きな変化が起こるかもしれないと期待したのである。

そこで、担当者には、県民局エリア内で、さまざまな分野から、最も活動されている方々を集めてもらった。そして、会議の方法は、私が主宰していたワークショップ運営ボランティアの「でもくらしちずん」による、ワークショップ方式で進めることにした。

集まっていたいたみなさんは、みるからに一癖も二癖もありそうな怖そうな方々だった。それはそうだろう、最も活動されている方々をと望んだのである。ボランティアを始めて数十年などと年期が入っている上に、その歴史の中で、行政に裏切られたことなど何度もあるという方々。もちろん市民活動については何時間語っても尽きないほどの思い入れも理念も持っているみなさんなのだ。そんな方々が23人。

実際、ワークショップは最初から、なかなか緊張感のある展開だった。それぞれ、主張したいことがあまりにも多すぎるのである。しかし、回数を重ね修羅場をくり抜けるたびに、なにがどうあればそれぞれの活動が地域でいきづき、自分たちが何をすればNPO社会が実現するのかがということを、互いに合意し共有するようになってきた。そして、最後のワークショップの時に、ここまで方向性がはっきりし、やるべきことが分かっているのに、行政への報告書だけで終わってしまっただけでは意味がない。どうせなら、自分たちでそれを推進する運動体を立ち上げようではないかということになったのだ。そこから、伊勢志摩NPOネットワークの会の歴史は始まる。

設立してから1年近くは、事務所もなく、事務局員もいなかったが、目的となすべきことが明確な組織は、2ヶ月に1度の例会と、目的の一つであった情報誌の発行、そして市民へのセミナーの開催などの事業だけで、会員数を増やしていった。途中で、緊急雇用事業によって、試験的に事務局員を雇い、企業から事務局を無償で提供してもらった。その折りに、後に述べる「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」へと飛躍する小さなNPO「伊勢ばりふり団」の支援事業を行うことになった。

半年間の緊急雇用であったが、事務局員を得た半年の間に、別の行政事業を受託することによって、次の半年の事務局員雇用費を捻出した。そしてまた、その半年の間に次の半年の雇用費を捻出する。あるいは講師派遣などの収益事業によって、事業費を捻出するといった、自転車操業ながら、今のところ、事務局員を安定して雇用することができているのである。

もちろん、行政から受託する事業はNPOに関することだけとし、さらに私たちのネットワークで行うからこそ、低いコストで高い次元の結果を生むという循環を作っている。NPO社会を発展させるために設立されたこの会の理念は、行政との協働という形で達成されているのである。

ここで大きく物を言うのは、そのNPOの理念と、それを実践できる人材、そしてその理念と人材に資金を合わせてオーガナイズできるマネジメント能力であろう。この基本的な3つの要素が揃ってはじめて、NPOは運動する組織体となることができる。もちろん、活動が長きに渡っている全国のNPOのすべてが、その規模の大小に関わらず、これらの要素を充足している。つまり、NPOとは、自治能力のある人々を行動理念とマネジメント能力で活かしている容器物だと思ふのだ。

3 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター ～協働の源流～

「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」とは、障害者や高齢者など旅行に出かけるのに支障がある人たちに、伊勢志摩へのバリアフリー旅行を案内するとともに、観光施設のバリアフリー化を促進することによって、急激な落ち込みをみせている伊勢志摩観光の再生を目指して設立したNPOである。車椅子のパートナーを持つ事務局長を中心に、地元の障害者や介助の経験のある10数名のスタッフたちが、観光施設や旅館などを実際に訪れたり宿泊したりして、障害者の目から見た評価をし、その情報を元に、全国にPRしたり、旅行者からの問い合わせに答えている。

このNPOの事業の面白いところは、福祉系であるかのように思われながら、実際の目的は、観光のバリアフリー化と、それによるバリアフリーマーケットの先行独占という、伊勢志摩活性化事業であるところだ。もちろん、スタッフのモチベーションは、障害者の視点にあり、レジャーにおける機会均等の社会づくり、つまり誰にもノーマライゼーション化された観光地づくりと、外出や

娯楽の機会が少ない障害者に対するサポートという目的を持っている。

しかし、この事業にかかる年間1千万円という事業費は、三重県の「伊勢志摩再生プロジェクト」から供出されているのだ。伊勢志摩再生プロジェクトとは、北川正恭氏が三重県知事だった時代に、落ち込みの激しい伊勢志摩観光の復興を目指して知事より選任された地元メンバーが、それぞれの知恵と得意分野を活かして再生計画を立て、その結果責任を負いながら事業を遂行するという、これもまた新しい形の民間と行政による協働事業である。

そのメンバーの一人である私が提案したのが、バリアフリーマーケットの獲得である。そのマーケットが潜在的に大きいことは、海外の例を見るまでもなく確実であるし、さらに、形のない「もてなし」のサービスは、様々な旅行者に対するバリアフリーという究極のサービスによって表現できると考えたのだ。

そして、その考え方を推進するには、地元の観光事業者がバリアフリーに取り組みねばならないのだが、これもバリアフリーを正確にPRし、旅行者を斡旋するセンターさえできれば、経営的な判断により積極的にバリアフリー化を進める事業者が現れる筈である。

その考え方に至ったのは、当時、先に紹介した「伊勢志摩NPOネットワークの会」で支援をしていた「伊勢ばりふり団」の活動と、そこで知り合った障害者の友人たちとの出会いである。彼女たちはすでに、伊勢志摩NPOネットワークの会の支援によって、地元の障害者を想定した遊びのバリアフリー情報誌「伊勢・鳥羽・志摩おでかけチェアウォーカー」を出版し、完売させていた。さらに、バリアフリー情報を得るために、障害者グループに声を掛けて、調査チームを結成し、本当に役に立つ情報誌を完成させたのだ。

伊勢志摩のバリアフリー化を促進し、バリアフリーマーケットを獲得するためには、それなりの組織が必要であるが、そこに「伊勢ばりふり団」の理念と組織がピッタリと収まったのである。少なくとも、彼女たちがいたからこそ、私の構想は実現にいたった。

結局、彼女たちの活動理念は、地域活性を望む行政の協働を得て活動資金を得ることができた。さらに当初の思惑どおり、これによって旅館や施設をバリアフリー化させようとする事業者が相次いで現れることにもなった。そしてもう一つ、地元の障害者たちに社会活動の場と雇用の場を創出することもできた。現在は、当時北川知事の命によって、県のさまざまな部署におけるバリアフリー事業から、本センターにアプローチがある。つまり、彼女たちの小さな行動が、金を動かし、企業を動かし、三重県全体のバリアフリーの社会づくりに関わりはじめたのである。

行政の枠組みに捕らわれないNPOの理念。それは、生活者起点の社会づくりである。その理念を基本にすれば、縦割りの行政を横断し紡ぐ糸になる。そして、企業さえもがその理念に照準を合わせて企業努力をすることになるのである。そこでやっと、市民セクター、行政セクター、企業セクターの3つのセクターによる協働が始まるのだと思う。

協働とはシステムでは表せない。市民セクターに様々な理念と責任が芽生え、彼らが行動を起こしたときに、行政がいかに応えることができるかである。そうすれば、自治のあり方などすぐに見えてくるだろう。

地方分権の時代、自治とは社会責任の正しい分担のことであり、その責任の多くは、今までお上を頼りすぎてきた「民」に託されている。それを理解し、行動する市民を多く育て上げた自治体だけが、新しいデモクラシーの時代を生き残ることができるのである。いや、この言いようも少々おかしい。正しくは、行動することに気づき実践をはじめている市民だけが、未来に光を持つ自治体を育てることができるのである。

この文は、本年4月発刊の「民意民力」(東洋経済新報社)に掲載されている「NPOが社会変革の原動となる」の寄稿文を編集しなおしたものです。

[中村 元(なかむら はじめ)さん プロフィール]

(特)伊勢志摩バリアフリーツアースセンター理事長 / (特)伊勢志摩NPOネットワークの会会長 / 自然あそびまなび塾塾長 / 和歌山県アドバイザー会議委員 / 三重大学非常勤講師など。1956年三重県生まれ。まちづくり系のNPOを複数主宰しているけれど、社会づくりはただの道楽。本来の専門分野は教育および環境で、世界各地での野生生物観察や先住民との出会い、NGO活動、NPO活動の実践と経験を基に、グローバルな視点に立った教育、環境、まちづくり、などの講演・執筆が多い。鳥羽水族館を超水族館としてオープンさせ02年まで副館長。現在は新江ノ島水族館および体験学習施設などのアドバイザーとして東京在住。

ホームページ：地球流民の海岸 <http://www.e-net.or.jp/user/rumin/>

第六節 みのお市民活動センター設立から市民自治へ

前 特定非営活動法人市民活動フォーラムみのお事務局長
櫻井 あかね

1 きっかけは引越し

1999年8月、それまで10年間暮らしてきた京都を離れ、私は大阪府箕面市に越してきた。当時はフリーになったばかりで、仕事の都合で大阪府の北摂地域に引っ越そうと漠然と考えていただけだった。「箕面はいい所だ」と誰かから聞いて、それなら一度行ってみようかと観光気分で阪急電車に乗った。箕面駅に降り立ち間近に迫る山なみに感動し、すぐその足で物件を探して、2週間後には駅前に越したという急展開であった。今でもお世話になっている市民活動家のS氏が同市の住民だったことも心強かった。

荷物が片づいて間もない頃、面白い記事を見つけたと言って母が市報を差し出した。見れば、市民活動を促進するための委員会では市民委員を募集している。後学のために、という軽い気持ちで応募してみたことが事の始まりだ。

2 まずは理論固め

参加した「箕面市非営利公益市民活動促進委員会」(以下、促進委員会)は1999年10月からスタートした。同月に施行された箕面市非営利公益市民活動促進条例のもと設置され、4名の公募市民委員と、現場経験豊かな専門委員、箕面市内のNPO法人関係者、企業人、行政職員が参加し議論を重ねていった。また、委員会のメンバーの自主参加でワーキングチームが編成され、促進委員会と交互に会議をもった。多い時は月に2回、答申書を発行する直前は、各自の自宅に持ち帰って作業を進めるほどの熱心ぶりだった。

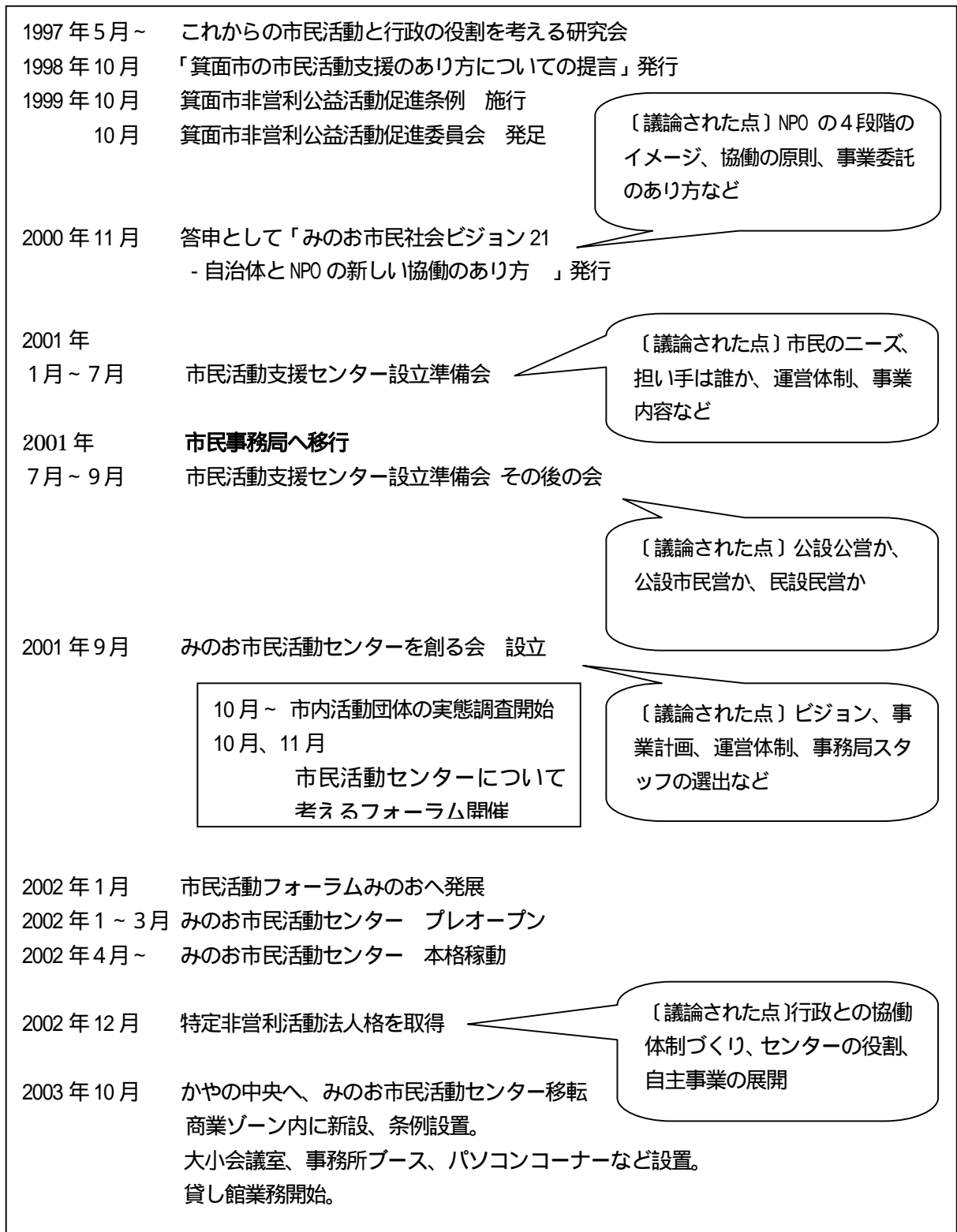
促進委員会で話し合うテーマは、委員全員が書いたカードを使ってワークショップを行い、各自の問題意識の持ち方を共有して決めた。その結果補助金のあり方、事業委託のあり方、公共施設の利用、市民活動センターの創設、行政の情報公開などのテーマに則して進めることになった。答申が完成する1年2ヶ月の間に、都合11回の促進委員会と14回のワーキングチーム会議を開いている。

これらの検討の結果「みのお市民社会ビジョン21 -自治体とNPOの新しい協働のあり方-」が冊子となって発行されたのは2000年11月である。内容は箕面市のホームページからダウンロードできるので、興味をお持ちの方は以下のアドレスにアクセスされたい。

<http://www2.city.minoh.osaka.jp/KATUDOU/>

促進委員会は、委員を交代しながら現在も続けられている。この時点での市民活動センターについての議論はまだ、必要な施設概要と基本的な事業内容にとどまっていた。

図 みのお市民活動センター設立の流れ



3 より具体的に

2001年1月、市民活動センターを設立するための次のステップが始まる。促進委員会の市民委員に5名の公募委員が加わって「市民活動支援センター設立準備会」(以下、設立準備会)が設置された。

この時、箕面市内において市民活動センター設立の熱はどれだけ高まっていたのか。後から色々な資料を調べてみると、行政はここに至るまで数年かけて積み上げていたことがわかる。しかし促進委員会に参加し、また1年間住んでみた時点では、さして市民からの要望が高まっているとは感じられなかった。それよりも私の関心は行政の政策立案過程の情報公開にあり、事業実施が決まる前の現状分析や課題に関する情報を市民と共有することができれば、市民活動がもっと地域に密着したものになる、そのためにどうすればよいかということに考えを巡らせていた。

設立準備会は1月から7月までに8回ほど開かれ、途中宝塚NPOセンターの見学や公開式の考える会を行い、報告書を出して終了した。報告書は前述と同じくホームページからダウンロードできる。この設立準備会に参加したメンバーと傍聴に来ていた市民が、この後立ち上がるNPOの理事や事務局スタッフとなっていくのである。

4 自力でやるか、乗りかかった船に乗るか

同年7月から9月にかけて、私たちは最初の難関にぶつかる。行政が事務局を担当していた設立準備会が終わる頃、9月議会で補正予算を要求する話が浮上してきた。内容は、来年1月～3月に市民活動センターをプレオープンするというものだった。誰が運営するのか結論が出ない中途半端な状態で設立準備会は終わる。

そこで、今度は市民で集まろうという呼びかけに10人ほどが集まり、ここから市民事務局がスタートすることになる。行政が予算要求する動きを受けて、箕面の市民活動センター設立はどうするのか。民設民営・公設民営・公設公営のいずれの形がよいのか、意見が交わされた。市民の力で施設も運営もしていくことが一番望ましいが、現実的に資金面が困難だ、行政の施設を市民が運営していく形は、行政に束縛されるという意見があり、しばらく議論は平行線をたどった。現在は、民設民営か公設民営かという形にこだわらず、もっと柔軟な方法も取られているが、この二者選択にはずいぶん頭を痛めた。

結局、市民力が試されているのだから、このチャンスを受けてみようという結論に至り、市民活動センターを2002年1月に開設する準備に取りかかることになった。なんと9月の時点である。この結論が正しかったのかを振り返ることはしたくないが、たとえ同じ結論に至ったとしても、もう少し市民のあいだで話し合いを重ね、ネットワークを広げる時間がほしかったと今でも思う。協働の課題のひとつは、意思決定が行政のスケジュールで進まざるを得ないところにある。

5 いよいよ実践

2001年9月から翌年1月の間は、嵐のように日が過ぎた。市民活動センターの運営母体となる市民団体「みのお市民活動センターを創る会」を立ち上げ、その後「市民活動フォーラムみのお」へと組織を拡大し、ビジョンや事業計画を策定していった（現在は、特定非営利活動法人格を取得）。市民活動センターのスタート地は、阪急箕面駅前にあるみのおサンプラザ5階の1室で、80m²ほどの空間だった。フリースペースと呼ばれるその場所は、市民活動団体が自由に会議や作業を行うことができた。ここに行政はみのお市民活動センターを設置し、市民活動フォーラムみのおは箕面市から委託を受けて運営し、私は事務局長として働くことになった。かくして、2002年1月15日みのお市民活動センターはオープンしたのである。

具体的に事業が動きだすと、次第に協働の壁が現れてきた。設立までの時間が十分でなかったこともあり、委託事業の仕様書の作成、契約、事業内容と金額、成果物などの決定には、行政の意向が関与した。もちろん一方的な押しつけではなく、双方納得のもとであるが。これには、私たちが契約や事務に熟知していなかったことも一因している。

箕面市に限らず全国で実施されている協働は、多くの課題を抱えているように思う。とくに最近では、行政がNPOに委託事業をおろすケースが増えており、委託という形である以上、双方は発注者と受託者という関係を免れない。NPOと行政は互いに対等な立場にあり、NPOの専門性を認めた上での委託であるという基本に立脚しているのだが、市民活動センターの運営においても、その基本がゆらくことがあった。

一例をあげると決裁である。事業を実施する際、まずは企画をNPOの理事会や事務局でまとめ、行政に企画書を提出する。そのあとが思った以上に時間と労力がかかるのだ。これには最初驚いた。担当者との事前協議では理解を得ていた内容が、決裁がおりる頃には変わっている。とくに1年目は慎重だったため、細部までチェックが入ることが時折みられた。この手続きを繰り返すなかで、NPOの魅力であるフットワークの軽さや、情熱、先駆性を失わないようにするには、なんとも努力を要する。

6 協働の課題

2003年10月31日、大阪NPOプラザにおいて「協働」と「自治」のフォーラムが開かれた。協働事業推進研究ネットワークの主催で、各地で行われている協働の事例が抱える問題点を共有し、市民自治への転換について話し合った。私もメンバーの一人として参加したので、少し紹介したい。

協働の壁

- ・行政のスリム化が根底にあるように見える
- ・NPOと行政が対等な関係になっていない
- ・行政が安上がりなアウトソーシングの対象としてNPOを見ていることを批判ばかりもできない
- ・現在の行政の意思決定過程では、地域の課題に対応しきれない
- ・NPOのアドボカシー活動を受け入れる行政の仕組みがない
- ・政策形成から実施、評価まで、すべての段階で協働できる仕組みがなければ成果はあがらない
- ・行政（市長、議員、職員）もNPOも自己変革しなければ協働は構築されない

以上がすべてではないが、会場からはさまざまな意見が挙げられた。このフォーラムでとくに注目した点は「市民自治」であり、協働は市民自治が作られるためのひとつの方法で、市民活動が地域をつくる主体になっていく、という視点だった。そのためには、これまではあまり議論されてこなかった「議会との協働」も視野に入れる必要があり、ローカルガバナンスを実現する具体策を考えていこうという取り組みである。

政策の意思決定過程に市民活動がかかわり、その延長線上に協働事業が存在する。課題抽出・分析 解決策の検討 事業計画・予算立て 実施 評価、このプロセスすべてに市民活動を受け入れる仕組みはまだ整っていない。たしかに市民参加、市民参画はある。だが政策の計画権や決定権は行政にあり、市民活動は外からスポット的に参画するという形にならざるを得ない。その結果、私が市民活動センター設立の過程で体験したように、両者のあいだで意思決定にずれが生じたり、事業に関して意見の違いがあったとき、調整することが困難になる。また、市民も外野から意見を言う形になり無責任になりやすい。これはある意味、現在の市民参加の方法に加えて、新しい協働のルールを作るときが来ているのではないだろうか。

公共政策の立案と実施は、中央政府から地方自治体へ、そして市民へと移行しつつある。地域の市民活動から発せられた声が、政策に反映されて、事業となってまた地域へ帰る、そして市民活動団体が実施する。このような協働が市民自治につながってゆくのだろう。

そのためには仕組みづくりはもちろんだが、市民力のアップ、とりわけ市民活動の政策提言力がパワーアップすること、これが私のつぎのテーマである。現在は市民活動フォーラムみのおを退職してフリーランスに戻ったが、まちづくりの事業に携わりながら、今後も追求していくつもりだ。

[櫻井あかねさん プロフィール]

1970年生まれ。幼少の頃は川崎市で育ち、山形県に移る。大学入学資格検定試験を受け、京都精華大学人文学部に入学。地域環境学、女性学を学ぶ。大学卒業後、財団法人千里リサイクルプラザ研究所で市民研究員のコーディネーターとして勤務。1998年にSOHO「ニットネット」を立ち上げ、フリーランスとしての活動を開始する。取材執筆、企業の環境報告書編集、ホームページの企画制作、ニュースレター・報告書の編集など、情報発信事業に携わる。2000年からみのお市民活動センターの創設にかかわり、センター設立後は事務局長を務める。2002年7月に退職し再びフリーに。

第七節 市民公益事業の可能性 　　筥崎まちづくり放談会の挑戦

特定非営利活動法人 筥崎まちづくり放談会 理事長
同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授 今里 滋

私は、自律的な市民社会を構築していくためには、よく言われる住民自治ないし市民自治の基軸の他に、市民公益事業の基軸が必要だと考えている。市民公益事業とは、福祉、まちづくり、教育といった公共的サービスを、市民自身が事業主体となって、人材や資金を調達しながら、提供していくことを意味する。つまり、市民自治とは市民による目標の自己決定であり、市民公益事業とはその目標の自律的実行なのである。自治とは、政策の決定と執行を市民自身が行うことと言い切ってもよい。自らの決定を自ら実行する能力を身につけてこそ、自治は完成する。その意味で、市民公益事業を通じて市民が執行ないし実行能力を獲得していくことは、自治の発展にとって、きわめて重要なのである。

1 体験的市民公益事業論 　　NPO法人筥崎まちづくり放談会の事例

(1) はじめに

NPOは、公共性と事業性を併せ持つことが特徴である。英語で言えば、公益を実現するmissionと公益を実現するために必要な資金を獲得するためのbusinessの二つの、場合によっては対立することすらある要素によって動機づけられる組織だということである。その意味で、NPOとは、政府や民間企業ではまったく、あるいは、十分に、充足できない社会的ニーズを発見し、市場経済にはなじまない公共サービスを提供し、そのことによって地域社会の発展を促進していく市民参加型の事業体である。そのような事業体であるNPOの実践に筆者も関わってきた。その実践の一部を紹介してみたい。

(2) 福岡市東区箱崎という町

福岡市東区箱崎は、延長元年(923年)創建と伝えられる筥崎宮の門前町として千年以上の歴史を誇る、福岡市でももっとも古い町の一つである。福岡市は1945年6月19日にアメリカ空軍爆撃機の来襲を受けて、市域の約4分の3が消失したにもかかわらず、箱崎は米軍捕虜収容施設があったという理由でまったく爆撃を受けなかった。だから、戦前からの街並みがいたるところに残っている。この町は、筥崎宮から箱崎浜まで続く参道を西の端とし、九州大学の理系・文系キャンパスを東の境界とする箱崎小学校区とほぼ同一である。一昔前は福岡市東部や糟屋郡の拠点の町として賑わったが、古い町のもつどこか廃れて寂れた感じは否めない。馬出(まいだし)にある九大医学部の前を通って筥崎宮の参道を直角に横断し、九大理系キャンパスの正門に続く通称大学通りがある。細い道であるが左右には曲げ物や染物の店など、小さいながら昔から続く商店が並んでいる。

九州大学は1911(明治44)年に糟屋郡箱崎町に設立された。それ以前の箱崎は「地藏松原」が白砂青松の海岸に沿って帯状に広がり、その南側に大畑作地帯が展開する豊かな農村であった。これらの畑からは「博多ネギ」、「博多キュウリ」、「博多長ナス」など、“博多ブランド”の野菜が生

産され各地に送られていた。その野菜栽培に必要な水ははねつるべと呼ばれる井戸から汲まれた。便利なスプリンクラーなどあろうはずがない。農民は来る日も来る日も重い水桶を肩に担い畑に水をまいた。肩は腫れ上がり、野良着が血で染まるのは日常だったという。「俺たちは肩で野菜を作ってきた。」今は亡き古老達は誇らしげにそう語った。日本三大蔬菜(そさい)の産地に数えられたこの素晴らしい農地は、しかし、九州帝国大学工科大学の設立という“国家的大事業”のために土地収用法で取り上げられ、農民達は現在の鹿児島本線の南側に新たに畑地を開墾せざるを得なかった。現在のキャンパスが農民の血と汗の結晶である畑を奪ってできたものであることを語るのは、わずかに地蔵の森の古石群のみである。

とはいえ、蔬菜農家以外の箱崎住民にとって、西新町との激烈な誘致合戦に勝って獲得した九州大学は天与の宝物に等しかった。爾後、万を超える九州大学教職員・学生は箱崎の経済を潤し、箱崎は大学街として発展していく。多くの家が下宿や間借りを提供し、家族の一員として温かい学生時代を過ごした九大生も少なくない。学生向けの食堂、麻雀店、銭湯が軒を並べ、箱崎は九大生にとって生活の場そのものだった。九州大学があつて箱崎があり、箱崎があつて九州大学がある、両者はいわば唇齒輔車の関係を築いてきたのである。その関係は、箱崎町が1940年に、国策としての博多港開発への協力を理由として、福岡市に吸収合併されてからも変わらなかった。

(3) 箱崎を襲った二大変化と箱崎まちづくり放談会の誕生

大学町・門前町、さらには商業の町として栄えてきた箱崎に、1990年代に入ってから未曾有の大変化が、しかも二つ続けて、押し寄せることになった。その一つは、JR鹿児島本線の高架化である。福岡市はJR鹿児島本線によって南北に分断されてきた。東西を踏切を渡らずに通行できる道路はわずかしかなかく、数多くの踏切が著しい交通渋滞の原因となっていた。箱崎にもJR鹿児島本線沿いにいくつもの踏切が設置されている。そのうちのひとつで、1980年に隣接する筥松小学校の児童3名が一度に列車にはねられ死亡するといういたましい事故が発生した。子どもたちの不幸を悲しんだ地元住民のねばり強い陳情の結果、1990年、JR鹿児島本線を高架化する筥崎地区連続立体交差事業が決定されたのである。しかし、この事業は単に線路を高架化するだけにとどまらなかった。沿線一帯を区画整理することによって幹線道路網を建設し、公園や道路などの社会資本を整備することも目的とされた。この事業が完成すれば、箱崎校区は、この10年ほどの間に、西側の国道三号線を含めて四方をぐるりと幅員22メートルの道路に囲まれることになる。この道路体系の変化により箱崎の街並みや土地利用が激変することは明らかである。

さらに、1991年、九州大学は箱崎キャンパスを福岡市西区の元岡(もとおか)地区に移転すると発表した。すでに述べたように、箱崎の町と九州大学は切っても切れない関係にある。とくに、箱崎内外には約6000人の学生や教職員が生活しており、箱崎の経済も大きく九州大学に依存しているのである。その九州大学が移転して無くなってしまうと箱崎の地域経済は計り知れない打撃を受けるにちがいない。こうして、九大移転とJR鹿児島本線の高架事業及びそれに伴う道路体系の再編によって、箱崎校区は百年に一度あるかないかの大変化に直面することになったのである。

このような時期に筥崎まちづくり放談会は誕生した。大きな変化に直面した地域住民として、変化を受動的に受け止めるのではなく、変化を好機ととらえ、より住みよいまちづくりに活用していこうという考えに賛同した人々が月に一度集まって、自由闊達に意見交換をすることになった。その会を、胸襟を開いて後腐れなくまちづくりについて語り合うという意味で「放談会」と命名した

のである。筆者もその一員であった。

(4) 任意団体からNPOへ 筥崎まちづくり放談会の発展

筥崎まちづくり放談会は、当初は、箱崎校区のまちづくりに関心を持つ有志が月に1回程度集まり、酒を酌み交わしながら、まちづくりを中心とした話題につき語り合い、その過程で提案されたシンポジウムやイベントを2～3ヶ月に1度程度実行する任意団体であった。しかし、任意団体とはいっても、箱崎校区でまちづくりを主題に活動する唯一の団体であり、九大移転やJR鹿児島本線の高架工事に関する住民シンポジウムを開催したり、住民意識調査を実施したり、あるいは地元商店街活性化事業のコンサルタントを引き受けるなど、その活動は次第に広がり、住民や行政の評価を受けてきた。

筥崎まちづくり放談会は、自前のまちづくり活動を続けるのと併行して、伝統的地縁組織である箱崎校区と筥松校区の自治連合会に対して、縦割り行政の下請け機関ではない真の総合的まちづくり組織を創出すべきだと訴え続けた。放談会の熱心な説得に、両校区自治連合会長もついに新たな統合的コミュニティ組織を創ることに同意し、両校区にまちづくり協議会を結成することに成功した。説得し始めて3～4年後のことだった。その後、両協議会は、校区内の各種地域団体を傘下に置きながら、各種のまちづくり活動を展開していくことになる。現在では、福岡市にある144の小学校区でももっとも自主的にまちづくりに取り組んでいる団体としての評価を得ている。

その活発な取り組みの背景には、地域コミュニティとしての箱崎・筥松地区が、もともと、筥崎宮を中心に千年以上にわたって豊かな海と山の幸を享受してきた農漁村であり、いわゆる「隣保共同の団結」を今に残しているという歴史的要素を指摘することができる。両校区とも、住民の人情は厚く、地域を愛する気持ちは強い。連綿として続く独自の伝統芸能や文化は、正月三日の玉せせりや筥崎宮最大の祭事、放生会（ほうじょうえ）の際二年に一度挙行される御神幸（おみゆき）にその一端を見ることができる。そんな地域のまちづくり活動はいったん軌道に乗ると驚くほどのスピードとパワーで走り出すことを両協議会の事例は教えている。

一方、筥崎まちづくり放談会は、筥崎公会堂（はこざきこうかいどう）の建設を契機に本格的なまちづくり事業団体に変貌していく。筥崎宮と九州大学・箱崎キャンパスを結ぶ通称大学通に、1950年代から西鉄（にしてつ）ストアというスーパーマーケットが営業してきた。しかし、1999年に業績不振を理由に撤退を表明した。このスーパーの裏手には「きんしゃい通り」という市場あり、買い物を中心としてにぎわっていた。このにぎわいの中心にあったスーパーがなくなり、跡地にマンションができれば一階部分は確実に駐車場となる。筥崎まちづくり放談会は、そうなれば、箱崎の町はにぎわいの中心を失い、さびれた町になってしまうかもしれないと懸念した。それを防ぐには、仮に跡地にマンションが建ったとしても、その一階部分に店舗を作らせる以外にはない。放談会はそう考えて、建設業者と交渉を開始し、ようやく一階部分に駐車場以外に店舗を設けるという約束を取り付けた。だが、その約束には条件があった。分譲店舗の入居者は放談会が責任をもって斡旋するという条件であった。放談会は、店舗の営業形態としてはレストランが理想だろうと考え、福岡市内を奔走してレストラン業者に店舗購入を勧めた。しかし、折からの大不況もあり、結局、購入者は現れなかった。そこで、放談会の代表幹事を務めていた筆者が私財を投じて自ら購入することを決意することになったのである。

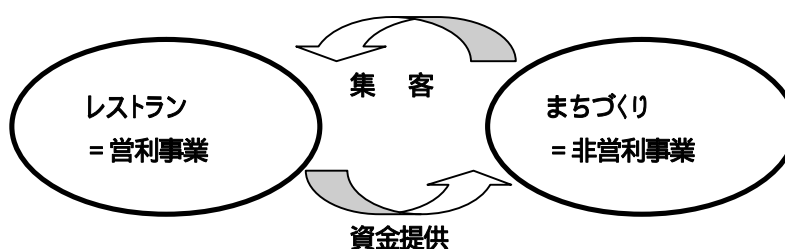
放談会は、協議の結果、その場所に、民設の公共空間を作ることと一致した。つまり、誰もが気軽に利用でき、自由に語り合える広場のような場所である。放談会は、名称を「筥崎公会堂（はこざきこうかいどう）」（Hakozaki Public Hall）とすることにした。放談会は、ここをまちづくり活動の拠点として、地域社会の活性化、地域住環境の整備、地域コミュニティの育成等の非営利公益事業を展開しようとしたのである。また、筥崎公会堂には、レストランを併設し、レストラン業者に業務委託ことにした。レストランは、Café 万福館（まんぷくかん）と名付けた。

なぜ、レストランを作ったのか？レストランは営利事業である。その売上げの10%をまちづくり活動や専従職員の給与に充当することによって、客が集まり、その客がレストランも利用する。すると、レストランの売上げが増え、レストランから提供する資金も増加して、非営利事業としてのまちづくり活動もいっそう増幅する。このような「営利事業と非営利事業の好循環モデル」を実現するために、放談会はレストランを作ったのである。（参照、図1）

まちづくりという非営利活動を実践するにしても必ず資金は必要となる。その資金は、通常、会費や寄附金、さらには政府からの補助金や助成金で賄われることが多い。しかし、前者の収入はある程度安定してはいるが、増額はさほど期待できない。後者の収入は確実だという保証はない。結局、市民公益事業を自己資金で展開しようとするれば、自前の営利事業を確立することが必要になるのである。

レストランを作った理由はもう一つある。それは、レストランや居酒屋は、みんなが集まりやすい場だということである。もともと放談会は、酒杯を交わしながら、まちづくりを肴に談論風発することが会の趣旨であった。そうした趣旨にレストランはぴったりと適合するのである。また、レストランに客としてやってくる多様な人々と交流することで、人脈が広がっていくという「交流の輪の拡大」効果も副次的に期待できる。

図 1：営利事業と非営利事業の好循環モデル



そして、「交流の輪の拡大」は現実のものとなった。レストランが開業してまもなく、多様な人々が筥崎公会堂を訪れるようになった。その中には放談会に加入する人もいた。放談会に参加する人は当然まちづくり等の市民公益活動に関心を持つ人たちである。そうした人々からは、いろいろなまちづくりのアイデアや事業提案が出てくる。放談会は2002年1月に大規模なワークショップを開催し、次年度の事業計画について活発な意見交換を行った。その結果、45もの市民公益事業を行うことが決定されたのである。しかも、個々の事業ごとに事業計画を定め、担当責任者を選任し、収支計画を立てることとなった。また、すでに専従職員の雇用も始まっていた。そうすると、任意団体のままでは諸々の支障が出てくる。そこで、放談会は、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人格を取得することにしたのである。申請手続きは順調に進み、2002年4月には、特定非営利活動法人筥崎まちづくり放談会が誕生することとなった。

(5) 市民公益事業(コミュニティ・ビジネス)の展開

NPO法人となった管崎まちづくり放談会が展開した45の事業には、一日だけの音楽コンサートから1年を通じて継続するパソコン教室まで、様々なものがある。そのうちの主要な事業をいくつか紹介してみよう。

オープンテラス「日だまり」事業

レストランとして使用している店舗前のオープンテラスをマンション管理組合から賃貸して、無料で開放している。民設公共スペースを謳っている管崎公会堂のもっとも公共性・公開性が高い部分である。箱崎校区は、1940年に福岡市に合併して以来、自前の政府を持たなかったため、往来を通行する高齢者等の社会的弱者が休息する公共のベンチすらなかった。そこで、放談会が、それならば自分たちが無料で休憩し団樂できる場を提供しようとのオープンテラスを開いたものである。

シニアのためのパソコン教室「ろーれんなる」事業

第二公会堂とも呼ばれる「きんしゃい公会堂」において、放談会会員がボランティアで、主として高齢者を対象にパソコン教室を開催している。いわゆる「デジタル・デバイド」(digital divide)を解消し、高齢者もパソコンやインターネット等を使いこなせるようにするという公益的目的の事業である。

まちなか学童ステーション「ぽっぽ」事業

同じく、「きんしゃい公会堂」において、毎週土曜日および学校の長期休暇期間中に、知的障害をもつ子どもたちを、ボランティアの支援を得て、預かり、プールやハイキング等のレクリエーション活動をする事業である。仕事を持つ彼らの親や保護者からの評価が高い事業である。

カーシェアリング・ネットワーク事業

九州電力、福岡市環境局および環境NGO西日本リサイクル運動市民の会との共同事業として、電気自動車を使ったカーシェアリング(=会員制レンタカーシステム)を行っている。自動車を共有することで都市部での交通混雑を緩和するだけでなく、電気自動車を使用することで二酸化炭素の排出を減らし地球温暖化の防止に効果がある事業である。放談会は、カーシェアリングを高齢者のための移送サービスや商店街での配達サービスに利用することを検討している。

市民株式会社「テアトルはこざき」事業

管崎公会堂の道路をはさんだ向かいの歯科医院後に劇場を建設した。ねらいは、音楽や演劇などの文化活動を行っている人々に気安く利用できる発表の場を提供するとともに、地域社会の住民自身に舞踏や音楽等の表現活動を通じてコミュニティ形成を図る機会を提供するということである。建設資金は、土地所有者が銀行から融資を受けることで確保し、月々の家賃を放談会が支払っている。また、劇場の運営資金は、約100人の市民に一株あたり5万円の株式を購入してもらうことで工面した。

医食農をつなぐコミュニティ・レストラン事業

2003年12月1日開業をめざしているのが、「医食農をつなぐレストラン事業」である。現在、経営委託をしているCafé万福館をNPO管崎まちづくり放談会直営とし、「母として子どもに食べ

させたい料理づくり」,「田舎の良心的生産者の顔が見える叙法発信型の料理づくり」,「食べて健康、百歳料理」に共鳴する会員が調理とホールスタッフを担当するコミュニティ・レストランづくりに向けて鋭意準備中である。

2 NPO等による市民公益事業と市民社会の発展

欧米ではNPOやNGOが、公共の利益の増進を目的とした営利事業を地域社会で展開することは珍しくない。すでに述べたように、そうした非営利セクターの経済活動は相当規模に達している。しかし、日本では、欧米ほどの水準に、NPOやNGOによる公益事業が達しているとは言えないものの、近年、「コミュニティ・ビジネス (community business)」という和製英語で表現される事業が注目を集めるようになってきた。この言葉の創始者の一人である細内信孝によれば、コミュニティ・ビジネスとは、「自らの地域を元気にする住民主体の地域事業」であり、「今までの行政や大企業が提供する商品、サービスとも違って、住民自らが地域の困った問題、または生活の質を上げるような活動をビジネスで展開していこうとするものである。」(細内、2002, 2頁)

表 1: コミュニティ・ビジネスの類型

区分	団体名	活動内容
地域社会企業型	第3セクター「黒壁」	伝統建築物保存、観光資源開発、販売施設経営
地域問題解決型	株式会社「なんてん協働サービス」	非公益事業型福祉サービスを事業化
市民共同事業型	ワーカーズ・コレクティブ「みち」	住民相互福祉事業を企業化
サービス統合型	NPOフュージョン長池	ボランティアサービス事業を事業経営型へ強化
行政受託事業型	社会福祉協議会、地域振興協会	市民団体への支援・地域行政の受託
市民活動支援型	NPOふくおか、CSこうべ	市民活動団体への各種支援

一口にコミュニティ・ビジネスといっても、その活動の形態や内容は多彩である。(参照、表1)しかし、共通するのは、一方で福祉、まちづくり、環境等の公共目的の実現を志向する公益活動でありながら、他方で、そのために事業活動を行うという事業性を有するということである。とはいえ、コミュニティ・ビジネスは、単に利潤を追求するのではない。コミュニティ・ビジネスの特徴なり価値は、

- かかわる人々の思いを事業にすることで、多様な参加者の自己実現の場となること
- ごみのおふれた公園、寝たきりの家族、買い物に不便な商店街などの地域の困りごとに対して、住民自身が参加して解決することができること
- 地域経済の活性化に役立ち、多様な雇用の場を作ることができること
- 地域コミュニティにおける世代間交流や異文化交流を活性化させ、地域文化の継承など、コミュニティづくりに大きな貢献をすること

にある。

そうすると、コミュニティ・ビジネスは、市民社会の発展にきわめて大きな役割を果たせる可能性がある。なぜなら、まず第1に、住民自身が地域のことを考えるようになるからであり、第2に、行政や金銭に依存せずに、自分たちで暮らしの仕組みを考えるようになるからであり、そして第3

に、衰退したコミュニティを再生することができるからである。

もちろん、一つのコミュニティ・ビジネスが地域社会全体を対象にしたり、地域社会の諸問題に総合的に取り組んだり、解決したりする可能性は少ない。しかし、市民がNPOを組織し、多様なNPO等が様々な分野でコミュニティ・ビジネスを展開することで、政府や税金に依存しなくても、市民が自ら地域の問題を解決していくチャンスが生まれる。その意味で、市民公益事業としてのコミュニティ・ビジネスは、市民社会の発展に不可欠な原動力となるにちがいない。

[今里 滋(いまさと しげる)さん プロフィール]

1951年福岡県飯塚市生まれ。九州大学大学院法学研究科博士課程修了、法学博士(九州大学)。2003年2月に九州大学大学院法学研究院教授の職を辞し、同年4月に行われた福岡県知事選挙に市民派・無党派で立候補。カンパとボランティアによる選挙戦で善戦するも落選。現在は同志社大学大学院総合政策科学研究科教授。専門は、行政学・地方自治論。NPOふくおか、カーシェアリングネットワーク、筈崎まちづくり放談会、グランドワーク福岡、NPO博多まちづくり等の特定非営利活動法人の理事ないし理事長を務めるなど、NPO・市民活動に幅広く関わっている。主な著書・編著書に『アメリカ行政の理論と実践』(九州大学出版会、2000年)、『アジア都市政府の比較研究』(九州大学出版会、1999年)、『情報と交流のネットワーク』(ぎょうせい、1998年)など。]

【参考文献】 岩田 誠『真価問われるNPO・NGO 市民社会構築へ課題乗り越え』日経大阪PR企画出版部、2002年 / 江藤俊昭「住民自治と議会 協働型議会への改革」(『都市問題研究』第54巻第7号、2002年7月)58~73頁。 / 財団法人東北産業活性化センター編『コミュニティ・ビジネスの実践 NPOによる地域密着型事業の展開』日本地域社会研究所、2000年 / 高寄昇三『コミュニティ・ビジネスと自治体活性化』学陽書房、2002年 / 中川 剛『町内会 日本人の自治感覚』中央公論社、1980年 / 中邨 章『自治体主権のシナリオ ガバナンス・NPM・市民社会』芦書房、2003年 / 林 泰義『新しい公共』概念の提起する諸課題』『都市問題』第92巻第9号、2001年、15頁~24頁 / 原田 津『むらの原理 都市の原理』農文協、1997年 / 細内信孝『地域を元気にするコミュニティ・ビジネス 人間性の回復と自立型の地域づくり』ぎょうせい、2001年 / 宮川公男・山本清編著『パブリック・ガバナンス 改革と戦略』日本経済評論社、2002年 / 山内直人『ノンプロフィットエコノミー NPOとフィランソロピーの経済学』日本評論社、1997年 / 山本 啓「NPOと自治 アウトソーシングと事業性」『月刊自治研』第44巻第508号、2002年、23~35頁

山本、2002年、23頁。

日本の建築法規は、マンションをはじめとする一定規模以上の集合住宅には駐車場の付置を義務づけている。一階部分に機械式駐車場を設置するのがもっともコストが安いいため、建設業者は一階部分を玄関を除いては、すべて駐車場にする傾向が強い。

高寄、2002年、69頁の表に一部加筆修正を行った。

財団法人東北産業活性化センター、2000年、169頁による。

参照、細内、2001年、190頁。

第八節 市民活動と自治 - 自治の芽

特定非営利活動法人 えひめNPOセンター
代表理事 菊池 修

1 はじめに

2003年夏、8年間にわたって開いてきた不登校の子ども達のための受け入れ施設「フリースペース遊民館」を、ひとまず閉館することになりました。最後まで残っていたメンバーたち(彼等の大部分はすでに青年になっておりましたが)の話し合いが、いったん決着を付けたい、との総意に至った結果でした。

閉館に伴う諸々の整理作業の途中で、たまたまこの「市民活動と自治」をテーマとした原稿の依頼を受け、お引き受けしたものの書きあぐねていたところ、ある日突然ひらめいたのは、我々が遊民館で一緒に過ごしてきた8年間の日々は、つまるところ「自治の芽」を育てる試みだったのではないか、ということでした。

不登校の子ども達とスタッフの歩みを記録して、頂いたテーマにつなげることができるのかどうか、実はいささか心許ないのですが、「論文でなくて良い」というご依頼の趣旨に励まされて、自治の視点から現場を振り返るレポートを綴ってみることにします。

2 いじめ自殺

遊民館の開設を決意した動機は、1996年の2月と4月に県内で相次いだいじめによる中学生の自殺事件に対する憤りと危機感でした。学校は命懸けで行くような場所じゃない、緊急避難場所が必要だ、と思った大人が数人集まり、何か行動を起こそうと話合っている過程で、友人の持ち家が一軒空き家になることが判り、ご好意でお借りすることができて、話は一気に現実味を帯びました。

ただし、最初に集まったメンバーの中には幼稚園長や学習塾の主宰者や小児科医がいたものの、彼等は自分の現場を離れるわけにはいかず、実際に動けるのは主婦や学生など、教育にも医療にも素人の方々だったので、我々でいったい何ができるだろうということをさんざん議論しました。

その当時、不登校児の増加は県下でも大きな問題となりつつありましたが、いじめ・不登校が自殺事件にまでつながったことを重大視した松山市は、公共施設の一部を改装して公認のフリースクールの設置を決定しました。これはこれで必要な措置であったでしょうが、一方で、そうなった場合、学校で手のかかる不登校気味の子どもはここに送り込んで、不適応児としてまとめて処遇されかねない危惧も感じました。

カウンターパートとして、あるいはせめて別の選択肢のひとつとして、民間での受け入れ施設の開設が喫緊の課題となりました。その頃には、どこで聞きつけたのか未知の方々からの問い合わせも増え、そうした声に背中を押されるようにして、不幸な事件からちょうど半年後の10月8日にフリースペース遊民館はオープンしました。

3 検討課題

オープンまでの半年間、我々大人は頻りに集まっては様々な議論を繰り返しましたが、最初の、そして最大の検討課題は、もしかすると命に係わる場合もあり得るこんな重たいテーマに、素人集団である我々が取り組んで、責任が負えるのだろうか、という点でした。

結論だけ述べておくと、専門家に相談をしたり研修を受けたりしながら、我々は不登校を病気で異常でもなく、子育て（あるいは学び）のステージのひとつと考えることにしました。であるならば、対応するのは専門家であるよりも、むしろ普通のおばちゃんなどのほうが良いのではないかと。

対人関係がしんどい子にとって、日替わりのスタッフでは余計に辛さが増すのではないかと、という意見もありましたが、これも（専従スタッフを雇う余裕などなく、やむを得なかったのですが）特別な隔離された場所にするのではなく、可能な限り世間と地続きの場でありたいと考え、むしろ様々な大人たちが立ち寄れる場所にしました。

もちろん、医療が必要と判断される子の場合は専門医につなぐ態勢が不可欠です。小児科や精神科の医師とは個人的な人脈を保つように努めましたが、結果として、医療機関から紹介されて来るケースや、診断に納得できない親が連れてくるケースはかなりの件数あったのに反し、明らかに専門医の治療が必要と判断したケースは（素人判断と言われればそれまでですが）、8年間で3例に過ぎませんでした。

次に重要な検討課題は資金面をどうするかでした。利用者から料金を取ると、子どもにとっては「行かされる場」を増やすだけなのではないかと、という懸念が受け入れ側に根強くあって、受益者負担はなしと決めていました。これは早計であったと後に判ります。

そのかわりに「支える会」を作って、支援者からも利用者の親からも均等に年会費をいただくことにしました。それに寄付金等を加えると、いつのまにか100万円ほどの金額が集まっており、1年程度は何とかしのげると踏んで、いわば見切り発車をしました。この見通しが甘かったのも後から判明します。

オープンを具体的に決意した頃から、大人たちのミーティングは熱を帯びていきました。プログラムの検討が始まり、野外活動・ボランティア・食事やおやつ作り・英会話・陶芸や石彫などの芸術活動・ダンス・パソコン等々、得意分野のプログラムを提供したいという方々が目を輝かせて打ち合わせに興じました。

そんなある晩のこと、母親にくっついて様子を探りにきていた不登校当事者の少女が、意を決したように手を挙げて「わたしは、みんなで料理を作って食べるというようなことであっても、行ったら何かしないといけな場所には、行けません」と発言したのです。満場の熱気は冷水を浴びせられたように、しんと静まりました。

我々はいったい誰のために活動しようとしていたのか。大人たちは深い反省を迫られ、この時点で去っていく人もでした。そして結局のところ、遊民館では何のプログラムもどんなカリキュラムも決めない、という形でのスタートとなりました。

4 生みの苦しみ

24 時間ぶっとおしで語り尽すという派手なオープニングイベントを仕掛けて開館した遊民館は、いきなりマスコミにも登場し、問い合わせの電話や見学はコンスタントにあったものの、実はオープンから3ヶ月ほど、レギュラーの利用者はまったく居りませんでした。

いつでも誰でも、来たい時に来ていい。何をしても、何もしないで居てもいい。やりたいことは子ども達で決める。そんなメッセージを発し続けていましたが、実際に約束事が何もないと、来る子ども達はばらばらに来るので、遊民館で出会う機会がない。ひとりでぼうっとしているくらいなら、家にいたほうがましなのです。

親に命じられてではなく、自分で来たいと思った時に来てほしい。でも、最初からひとりで来られる子なんていないわけで、親に連れられて来た子はそのままではリピーターにはなりにくい。そんな状況のなか、実のところスタッフは、作為的に出会いの機会をセットすることも避けるべきだと考えていました。子どもの主体性に配慮するあまり、大人が動きを作り出すことにためらいを感じていたのです。

館は日曜・祝日以外の毎日開けることにしました。阪神淡路大震災のあと、サラリーマンを辞めフリーランスに戻っていた僕は、いずれはどこかに事務所を構える必要があったので、遊民館の一室を無料で借り受け、そのかわり仕事で他出する以外の時間は管理人として詰めることにしました。僕以外に10人前後の、主として主婦の方々が曜日と時間帯別にローテーションを組んでスタッフを務めていただきました。全員がボランティアで、当然ながら一番長くいる僕の責任が重く、館長という肩書きになっていました。

オープンと同時に大人向けのプログラムは幾つかスタートさせていました。不登校児の親の皆さんが集まって思いを語り合うピュアカウンセリングの会や、自分の親のことを書いて交替で聞きあう「父よ母よ」、様々なゲストを招いて生きかたを語ってもらう「人間図鑑」、俳句で遊ぶ「遊民館句会」などを毎月定例で開催し、時にはそのまま宴会になることもありました。

これらはあくまでも大人のための催しで、参加費収入を運営経費に当てる目的も兼ねていましたが、大人が面白がって楽しんでいたら、そのうちに子ども達も自然に混ざってくるのではないかと、という狙いも秘めていました。

何度か訪ねてくれて顔馴染みになった子が10人ほどになりましたが、相変わらず子ども同士は出会わないので、一度日を決めて集まってもらおうか、という提案がやっとスタッフの中から出てきました。それはそれで議論になったのですが、今の状態が良いとも思えなかったので、とりあえずやってみようということに決め、2月14日のバレンタインデーに「ティーンズ・ミーティング」という名称で「とにかく一度集ってみませんか？」という呼びかけをしました。

場所には慣れていた子が10人前後集まり、来てみたもののやっぱりプログラムはないので、戸惑いながら、そのうちにトランプゲームなどが始まり、気がついたら次の週の約束ができていたようで、1週間後にもう一度集まり、翌日からは毎日集まってくるようになりました。男女ほぼ半々の、中学生を中心としたこの子たちが遊民館の最初のコアメンバーになってくれました。

5 ルールは決めない

子ども達が集まると、自然にいろんな動きが起こります。大人は余り口出しをせず、そばで黙って見ているようにしました。時々僕のところへ一人で話に来る子がいて、その場合はきちんと相手をしました。僕は僕で仕事をしており、そんなもんだとみんなが思っていたようです。

僕が最初に彼等から学んだことのひとつ。誰か一人、とても辛そうに膝を抱えて蹲っているような子がいると、残りのメンバーは打ち合わせをしたわけではないのに、皆が一斉に見事に知らん顔をするのです。これは見事でした。考えてみれば、辛い時に「どうした？何が辛い？」なんて聞かれるくらい辛いことはないわけです。彼等は直感的にそれが判る。すごい洞察力だと思いました。

スタッフのなかに、自分の担当の日には材料を準備してきて、全員のお昼ご飯を作ってくれる人がいました。皆喜んで食べるのですが、不思議にその人に子ども達が懐かない。そんな空気は本人にも判るので、「私は一所懸命やってあげてるのに、どうして子ども達は懐いてくれないんでしょう？」と悩んで相談に来られます。「それはあなたが一所懸命だからですよ」と応えますが、そこが理解できない人は辛い。ああそうか！と判った人は言葉遣いや表情まで柔らかく変わっていききました。

遊民館は午前10時に鍵を開け、パンフレットには午後4時閉館と一応書いてありましたが、4時を過ぎてやってくる子もいて、閉館のルールは有名無実でした。僕は最後のひとりが帰るまで残っていることにしましたので、夜9時、10時ということはざらでした。親御さんの心配を考えれば気が引けるので、「晩飯は家で揃って食べたほうがいいと思うぞ」と言ってみるのですが、帰りたくない子もいるわけで、そちらが優先と腹を括っていました。

仲間意識が強まった一時期、いつまでたっても誰も帰らないことが続いて、根競べのようになってきました。さすがに僕も疲れ果て、探りを入れてみると、自分だけ先に帰るのはまずいと皆が思っていて、誰も帰ると切り出せずに、互いの腹の探り合いの状態が続いていたのです。閉館時刻に関してルールがないというのは、実はとても辛いことなりました。

一方で、僕が仕事で不在の時は、スタッフは夕方には引き上げるので、それ以降残る場合は子ども達自身に戸締りを任せていました。すると、僕のいない日は皆が早く帰っているようなのです。僕がいないと、「何時に帰る？」ということをお互いが全員に確認し合わないといけなないので、誰かが「7時」と言うとそれで決まってしまうのです。そのうちに、都合で先に帰る人がいても、それはそれでいいんだと皆が思えるようになったようでした。

そんな時期に、僕は全員を集めて合鍵を1個渡しました。全員で共有する鍵です。たとえば一番年嵩の子を鍵担当に決めるというのは、僕は嫌だったのでそうしたのですが、スタッフ達からは「あまりにいい加減すぎる」と責められました。

でも結局、僕もスタッフも、今誰が鍵を持っているかの確認を一度もしませんでした。不在の時は誰かがちゃんと鍵を開け、ちゃんと閉めて、問題が起きたことはありませんでした。彼らの中で相談して、鍵が回っていたのです。

6 自分のルールを決める

遊民館の設立趣意書の中に「子ども達を学校へ戻すことを目的としない」という一節があります。子ども達は本当は学校へ戻りたがっていて、戻れるようにサポートすべきだとの主旨で活動しておられるグループもありますが、同調圧力に疲れた子に「戻らなくてもいいんだよ」と言ってあげるのは、我々の子ども達に対するマニフェストでした。

勿論自分で選んで学校に戻った子は何人もいるわけですが、戻らなくてもいいということを保障するのは遊民館の大事なルールでした。

それ以外に、遊民館にはルールがありませんでした。当然のことですが、ひとつ処に何人もが集まって生活をすれば、一定のルールがないとトラブルが発生します。たとえば使った食器を誰も片付けないと、気になって片付ける人に負担がかかるわけで、「自分で片付けよう」というのは必要なルールです。

そこでスタッフの誰かが「自分で使った食器は自分で片付けましょう」というのを紙に書いて、壁に貼ったりするわけです。それを剥がすのが僕の仕事でした。僕はスタッフに言います。「あなたがそう思うのなら、子ども達にそう言ってもらってかまわない。でもそれはあなたのルールです。それを遊民館のルールにするつもりはないです。」

壁に貼るとスタッフは楽なのです。決まりは守りなさい、と叱ることができるからです。ある価値観を全体の価値観だと決めてしまうと、実は叱られるほうも楽なのですが、それではルールは内在化しません。なぜそれが必要なのかを考える前に、叱る人に反応してしまうからです。

子ども達が相談をしてルールを決める、というやり方もありますが、遊民館ではその方法も採りませんでした。集団のルールや過度の規制に反発を感じ続けてきた子たちは、抜け道や例外を考えることに慣れていきますから、一転して自分が集団のルールを決める立場になると、大人が想定するよりも厳しい、抜け道や例外の見つけにくいルールを決めてしまう傾向がままあるからです。

ではどうするか。僕はひとりひとりに「君のルールを決めろ」と言っていました。そのルールが違っていてもいいのです。ぶつかれば揉めますが、揉めた時に初めて互いのルールが違っていることに気づくのです。必要ならばそこで修正をすればいいわけです。

先の「使った食器を片付ける」というルールは、ある出来事を境にあっさりと解決されました。料理人志望の男子中学生が新たにメンバーに加わり、彼が実に料理が達人なので、誕生日の子がいる月には彼の料理でお誕生日パーティーが開かれることになったのです。その第1回目の時、気の利いた女の子たちはお手伝いをして料理が完成し、さあ食べようとなった際に、それまで何もできないでいた3人ほどの男の子が「片付けは俺たちがやる」と宣言したのです。彼等にしてみたら、後片付けの仕事くらい確保しておかないと自分たちのポジションがない、と思ったのでしょうか。その日以来遊民館では、自分で使った食器を片付けるのはごく自然なことになりました。

7 財政基盤

先に、受益者負担なしと決めたのは早計だったということを書きました。無償の行為がカッコいいなどと単純に思っていたわけではなくて、料金を取れば親には「行かせる理由」が発生するので、そのことが子どもの自発性を歪めるのではないかと危惧したのです。学習塾とは違う位置づけにしたかった。今考えれば受け入れ側の意識過剰だったと思います。実は責任を負うことに自信がなくて、無償ということに逃げていたような気がします。

家一軒を維持管理するには当然コストがかかります。家賃は持ち主のご好意で、固定資産税分くらいを負担すればいい話になっておりましたが、できれば小額でも毎月お支払いしたい。水道光熱費や電話料金、郵送料、それにコピーや印刷コストも馬鹿になりませんでした。人が集まれば支出はコンスタントに増えていきますが、年会費を毎月取り崩していく状況で、当てにしていた講座収入も、子どもが増えればそちらに比重がかかり、思ったほど伸びませんでした。収支計画を初めにきちんと決めなかったツケが早くも回ってきました。

ある日、利用者の親たちから、料金を取ってほしいとの申し出がありました。ただでは文句のひとつも言えない、ということでした。好意に縋っている状況は対等ではないわけですから、子どものことで話し合いたいと思っても遠慮してしまうと言われました。受け入れ側にその配慮が欠けていたのは確実です。というより、やはり責任逃れの発想が根底にあったのだと思います。それで月々の利用料を決めることにしました。子どもにはお金が掛かっていることを悟らせないように、支払方法に苦慮しましたが、ふたを開けてみれば、子ども自身が「はい、今月分」と持参してくれるケースが大半でした。スタッフは苦笑いしながら、考えすぎやったかなあ。

これでスタッフの人件費を考えなければ、維持費が毎月回っていく目途は立ちました。親の会などが運営される場合はこのレベルで大丈夫、続いていくでしょう。

次に問題になったのは、遊民館の活動が密度を濃くしていくに従い、館長の役割が質量ともに片手間でやれるレベルではなくなったことでした。子ども達への責任も重くなっていました。17年ぶりでサラリーマンからフリーランスに戻っていた僕は、講演や雑誌の取材やイベントの企画など、雑多な賃仕事を引き受けてなんとか生計を立てていましたが、遊民館に深入りすれば外での行動が規制され、さりとて稼がなければ家族を養うことができず、仕事を取りすぎると子ども達に目が届かなくなる、というジレンマに陥っていました。自分の生計のことだけに、周囲にも相談しにくく、組織として対応を考える方向にも、自分からは言い出せずにいました。

専従職員を雇うことも検討しましたが、利用者を積極的に勧誘する性質の活動ではないし、当事者性がなくなった子にとっては不要になる施設ですから、収入の安定は難しいと考えると二の足を踏まざるをえませんでした。大都市圏と違い、地方でこうした施設経営を安定させるのはなかなか困難です。かといって公的支援を求めることは考えられませんでした。結局のところ、苦境を察したスタッフのひとりが会議で発言していただいて、月々の収入の中から一定額を僕が賃金として受け取ることになりましたが、収支の不安は最後までついて回りました。

振り返ってみると、運動体から出発して社会的な存在になった時点で、事業性を考えなければ継続が危ういのは判っていたのに、バランスのとり方がとても未熟であったと思います。これは僕の未熟な「ええカッコしい」の性格に起因するものですが、世間にありがちな話のようにも思います。ミッションとマネジメント、運動性と事業性を両立させることは現在の僕にとって重要なテーマです。

8 自主運営

遊民館のオープンと相前後して、地方都市でNPOの成熟や基盤整備の仕事に取り組み始めていた僕は、特定非営利活動促進法が施行されて以来の急展開のなかで、次第にそちらの仕事に時間をとられ、遊民館に常駐するのが苦しくなっていました。もっとも、NPOをサポートするにしても現場の視点は不可欠だと考えていましたから、現場から遠ざかるつもりはありませんでした。

時間配分としてどのように折り合いをつけるかの問題でしたが、オープン当初からのメンバーで成人に達した子ども数名おり、彼等の次のステップを考える必要も生じていました。女の子は十八歳前後になると世間との折り合いを考え始めるようで、身の処し方が現実味を帯びてきます。アルバイトを始めたり、大検を受けて進学をしたり、なかには結婚して子どもを生んだ子どもいますが、男の子は一步の踏み出しに躊躇いを抱えてしまう子が多く、遊民館はほぼ男だけの集団になっていました。

新しい子がなかなか居つかないのも問題で、様々に理由の詮索をしましたが、決定的な理由は判りませんでした。仲間として既に固まっている年上の集団に、新しい子が馴染むのは難しいだろうとも考えました。一番の理由は彼等が次の別のメニューを欲しており、次の世代の子たちのニーズと同じ場所で両立させるのは無理だったのかもしれない。残ったメンバーの大部分は義務教育年齢を過ぎていましたし、精神的にも「不登校問題」は解決済みの子がほとんどでした。スタッフの関与のあり方も変化しており、遊民館に確実に転機が訪れていました。

僕は彼等がNPOで働くというプランを持っていましたし、全国的にはそういう事例も生まれ始めていました。NPOの基盤整備と遊民館の次のステップとは、別の取り組みではなくリンクしていくものと想定していましたが、一方で、僕がプランを立てて彼等を誘えばその方向で動くだろうと思うものの、それでいいのだろうかという迷いもありました。

この時期、飛騨高山や沖縄でひとり暮らしに挑戦する子があらわれたり、ふらりと旅に出る子や、わざと過酷な条件でアルバイトを始める子、夜毎ストリートミュージシャンとして路上で歌っている子などがいて、葛藤を抱えながらもがいている姿を見ることになるのですが、途中で挫折すると遊民館に戻ってくるのです。今考えれば、この時期こそ僕がきちんと傍にいてやる必要があったのかもしれない。遊民館の自主管理は十分にできていましたので、僕は館を空ける機会が増えました。外での仕事が調整困難な量になっていましたので、彼等に甘えて飛び歩いていた。彼等の自立のためには、僕が今まで以上に引き気味にして、彼等に委ねる部分を増やそうと、僕は自分を納得させていたのです。

彼等は彼等なりに、新しい子に遊民館を利用してもらうためにはどうしたらいいかを話し合ったり、勧誘のチラシを作ってみたり、取っ掛かりはできるのですが計画としてはなかなかまとまらず、嫌気がさして投げ出したり、また思い直して気合を入れたりを繰り返していたようです。

遊民館の運営自体を彼等に委ねる。それを本気で考えたこともありました。彼等にとっても魅力的なプランであったようですが、事情が判りすぎていると、できない不安のほうに先にとったような感じもあります。自主管理と自主運営は異なるスキルですから。

僕も彼等も2年間あれこれと考えあぐねた果てに、いったん全部を白紙に戻してみようというのが、双方で出した結論でした。

9 おわりに

「僕たちの失敗」について長々と語ったような気がしています。自治の視点からの「解説」を要所で加えたい誘惑に駆られました。それは僕の任ではないと考えて、敢えて素材をごろんと投げ出すにとどめました。最後まで、どこが自治の話なのか判らなかつた、という方がいらっしゃれば、お詫びを申し上げるしかありません。

今僕は松山市からNPOサポートセンターの運営を委託されている団体の代表で、マネジメントの責任者ですが、職員に繰り返し言っているのは「相談や提案や要望を受けた場合、それであなたはどうかされるんですか？と必ず問い返すように」ということです。大部分の方は「いや、私は他の仕事で忙しくて」とか「私なんかの力では」とかおっしゃるのですが、その場合は我々は支援をしないことを決めています。

公共の施設ですから、誰かが迷惑行為をしていた場合、職員に苦情がきて、何とかして欲しいと言われるのですが、それはご自身がご本人に伝えて話し合ってください、というべきだと考えています。権限や規則で規制する対応を続けていたのでは、せつかくの市民のための施設なのに、肝心の市民性がちっとも育たないと思えるからです。こういう姿勢で公共施設の運営を受託するのは、実のところ現状ではかなりのリスクにさらされるのですが、この姿勢は8年間の遊民館での活動から僕は学んだように思います。

遊民館はひとまず閉館しましたが、僕等の活動はまだ終わったわけではなく、次のステップへ踏み出す具体的なスキルにつながるプログラムを求めて、新しい地平に立ったところなのだと思いを述べて、拙稿の締め言葉とします。

[菊池 修(きくち おさむ)さん プロフィール]

特定非営利活動法人 えひめNPOセンター 代表理事。1951年 愛媛県宇和町生まれ。学生時代からミニコミ誌の発行にかかわり、フリーのライター兼エディターののち、流通業で17年間サラリーマン生活。主にマーケティングや広告・販促企画を担当。在職中に企業の社会貢献のための「松山フィランソロピーネットワーク」を立ち上げ事務局長に。翌1995年3月に退職し、フリーランスに戻る。不登校の子ども達の居場所「フリースペース遊民館」館長。1998年に「えひめNPO研究会」を立ち上げ、NPOのネットワーク作りや基盤整備に着手。2002年6月、同研究会を「えひめNPOセンター」に改称・改組し、松山市から「まつやまNPOサポートセンター(2002年7月10日オープン)」の運営を受託。同センター代表を務める。

第九節 市民活動と自治

特定非営利活動法人 かまくら在宅生活相談センター 理事長
樽井彰子

1 市民自治と私

服部氏からの原稿依頼を静岡県からの研究会からのご縁で気軽に引き受けて、さて「市民活動と自治」というテーマで、書き始めてみたものの、一向に筆が進まない私の存在があり、市民活動を長く続けてきたが「自治」とか「市民自治」ということを真正面に据えて、取り組んでこなかったということは今更ながら再認識したところである。

支援機関に長くかかわってきた友人が、あるとき「市民自治」をグーグルで検索してみたそうだ。そこには古代ローマにおける市民を定義して 志のあるもの 諦めないもの 自ら考え行動する者 と出た。また4番目には「共創」という思想も出てきたそうである。「共創」とは関係主体が共に参加、協働し、新たな関係や価値観を創って問題を解決していく思想としている。彼女はあるニューズレターで市民活動をするNPOの人たちと多くかかわってきた経験から、この業界には互いの主義主張が大幅に違った場合の調整を絶対「諦めない人たち」の存在がいるということを語っている。全く同感である。目的を達成するには多少のことでは諦めない、私自身もその1人かもしれないなと大いに共感して、彼女の文章を読んだことがある。

私が現在住んでいる町で活動を始めた頃には、「市民活動」ではなく「地域活動」といわれた時代であったが、地域の中で自分の考えを主張し、議論をすることによりかなりのエネルギーを裂いてきたものだ。随分と昔の話になるが、行政に向かっては机をたたいて議論をしたことも思い出される。やがて互いに主張しあって合意形成をしていくには、お互いを認め合いながら合意点を手繰り寄せ調整していく術を身に付けてきた。それは目標を達成するには「諦めない人の存在」や「共創の思想」を持った人々の存在がまちづくりには欠かせないことの証しである。

私が青春時代を送った母校の講堂には、創立者が辞世のときに生徒たちに伝えた三大綱領である「信念徹底」「自発創生」「共同奉仕」という言葉が額に書かれて掲げられていた。その教えを常に耳にたこが出来るほど聞かされてきた言葉であったが、市民活動を続けるうちに私の頭の中に再び甦ってきた3つの教えである。学生時代には然程染み入る言葉ではなかったが、市民活動を続けるにはやっぱりこの3つの綱領はどの1つが欠けてもなくてはならぬものと、今更ながら感心している。創立者成瀬仁蔵氏はキリスト教の牧師でもあったが、社会改良運動を目指された方である。市民活動を頑張る私たちは、今より少しは暮らしを良くしたい、生活の質を高めたい、自然環境を保全したいと現状を改善したいという、そんな願いや到達目標を描いて活動を継続している。市民活動は、まさに『個』を超え、『共同体』に貢献し、新たな公共を創り出すための活動をつむぎ、つないでいくプロセスである。

市民活動の実践において、自らの考えで行動しその責任を負担する、『自治』(autonomy)は当然のことである。市民自治条例に取り組んでいるまちが増えてきているが、『個』を確立し、責任ある発言や行動の取れる市民や市民活動団体の存在無くしては、『自治』は始まらないのではないかと考

えている。

2 私たちが目指す地平

この言葉は、鎌倉のNPOセンターを市民運営するNPOが2000年に出版した『風と潮流』
これからの市民社会 の序の表題である。私たちはこの本のタイトルを『風と潮流』とした。こ
こでの風とはいったい何をさしているのだろうか。人々の気持ちや心の動きを反映した様々な世の
中の気配をさしている。それは人々がそよそよと吹いてくる風のように、抱きはじめる新しい価値
観や思想、哲学や理念ということである。では潮流とはなんだろう。風を受けて波が立つように、
社会の中での人々の動きのことを指している。波が波をよんで、次第にうねりとなり、やがて行動
や実践を生み出しながら力強い潮流となっていく様を例えようとしたものである。

山に風が吹き、海に潮が流れる鎌倉、源頼朝がこの地を選んで幕府を開いたまちである。それは
長く貴族による政治から、庶民農民の代表である武家の政治へ、時代の風を受けて革命ともいうべ
き政権を樹立したまちでもあり、私たちは閉塞感に充ちた現代と重ね合わせて、市民社会の構築へ
の変革の渦を起こしたいと考えた。

鎌倉で市民活動をする市民たちは、鎌倉に暮らしていることに誇りを持ち、鎌倉を愛している人々
が多いことも確かなことである。鎌倉が好きで移り住んできた新住民たち、鎌倉に住みたいと憧れ
と期待で住んでは見たものの、現実には余りにもその落差が大きく、何とか変えなくてはというエネ
ルギーが鎌倉の市民活動を活発にさせているのではとも考えられている。様々な生活課題が解決さ
れないままに山積みになっているまちでもあり、多様なニーズに対応するために創出される新たな
サービスや現行の社会サービスの改善を求めて、市民活動に熱くなる市民がやたらに多いまちな
のである。

鎌倉のNPOセンターは、96年から始まった市民サポート委員会（鎌倉市市民活動支援検討委
員会）において公募による35名の市民委員で大円卓会議を重ね、2年の準備期間を経てようやく
センターの市民運営を実現させた。振り返れば全国初の公設市民運営は、試行錯誤の連続で無我夢
中で走り続けた2年間であったが、その年の総括で私たちは目的と手段を取り違えてはいないか
ということに気が付いた。センター運営があたかも私たちの目的のように捉えてきたが、センター運
営は個々の団体を支援するための手段に過ぎず、私たちは市民社会の構築への変革を目指すための
風と潮流を巻き起こすのだと……。

鎌倉のNPOセンターを運営する仲間たちは様々な分野にわたっており、それぞれに市民活動を
する市民が集まって出来上がったものである。かくして、鎌倉のNPOセンターの運営主体は、様々
な市民活動団体を代表して集まる運営委員会方式とは異なった、いわば分野をこえたまちづくりの
『同志』の集まりなのである。

市民社会の構築とは何か。ひとつは政治構造の変革であり、政権は中央に、治権は地域に、つま
り地域の市民主導による真の自治の確立ではないか。もうひとつは市民意識の変革である。余り
にも官や公に頼りすぎ、まかせすぎた社会と暮らしの仕組みを改め、本来の担い手である市民に取り
戻していく、市民主導で直していくという意識である。

3 住み慣れた我が家、わが町で暮らし続けたい

私が鎌倉に移り住んだのは1976年、関越高速道路のインターに近く、排気ガスによる喘息で親子共々苦労した末にようやく終の棲家にしたいと考えてのことである。青い空と海とみどりの風に囲まれて、子育てに多くの時間を費やす生活で明け暮れていた。地域への社会参加デビューは母親お定まりの子ども会活動。他の母親連中は「大変だ、疲れる」の連発が、私には学生時代に逆戻りしたように楽しくてしょうがない。セツルメント活動でやっていた学童保育を思い出し、「子ども会を子どもたちの手に返そう」などと大人たちでお膳立てをする子供会の改革に乗り出したり、行政と机を叩いて闘ったり、にぎやかな毎日であった。

そんな騒ぎもひと段落したとき、地域をふと見渡せば、予想される少子高齢社会の縮図のような町である。私が住む西鎌倉の自治会は、人口約4300人の住宅団地、現在の高齢化率は約30%に及ぶ。年老いても、障害を持って、住み慣れた我が家わが町で暮らし続けたいと願っている仲間たちと「西鎌倉たすけあいの会」を84年に設立した。「困ったときはいつでもお手伝いします」とたすけあい活動の無料窓口をつくり、地域の高齢者へ呼びかけた。若い世代の新住民は子育てを通じながら、地域の仲間づくりをするが、50代、60代で移り住んだ人々にとって、近隣との関係は作りにくく、そんな地域の高齢者を招いての食事会や年末の訪問などのふれあい活動に取り組んできた。高齢者の生活課題は様々であり、健康保持のための食の確保からお弁当の配食サービスが始まり、さらにニーズ調査の結果、お掃除、洗濯、お買い物など高齢者世帯の家事援助全般の有償のホームヘルプサービスの開始などを手がけてきた。

80年代当時の鎌倉市の公的な在宅サービスの案内はわかりづらく、私たちは独自に高齢者の生活困難課題別の「老後の手引き」を編集発行し、自治会住民に全戸配布を行った。この作業によって行政窓口との係わりをつくることが出来た。お弁当の配食サービスやホームヘルプサービスの実施は、公的サービスの充実を待っているのは地域の高齢者の生活は守れないと見切り発車で「やるっきゃないね」という心意気で、市民活動として実施されたものであった。

自治会館の改築運動も同様である。本格的に配食サービスを充実させていくには厨房設備が手狭であり、老朽化の進んだ会館は将来高齢者が集う館として改築することを自治会住民に呼びかけて、総工費6800万円で新自治会館が94年に完成した。現在の鎌倉市の財政状況では考えられないが、鎌倉市から2500万円の建築費の補助金を受けて建設されたものである。ギブ&テイクの精神で、私たちは厨房内の設備等は、毎年活動費を捻出するための地域のバザーで蓄えた「たすけあい基金」から250万円をポンと自治会に寄付をして整備をした。「口を出しても金は出さない」というどこかの行政ではなく、「口も出すが、金も出す」市民活動団体である。

90年代に入り、同じような住民参加型の在宅福祉サービスを展開する市民活動団体が次々と増えてきた。どの団体も厨房設備に苦労しており、公民館や教会の台所など転々と活動場所を変えて実施していた。1992年当時、鎌倉市内で給食サービスは8つのグループが活動しており、どの団体も課題を抱えながらの活動であった。8つの団体のネットワークにより、厨房設備の基盤整備を行政に要望し実現することが出来た。鎌倉では初めての試みとして、公設の厨房設備を鎌倉市高齢者給食サービスグループ連絡協議会が運営管理することとなった。厨房設備の共同使用により1日100食のお弁当の配食が可能となり、日替わりで6団体が使用することになった。

ホームヘルプサービスも同様に、93年に鎌倉市ホームヘルプサービス連絡会を組織した。この会議には市内で活動するホームヘルプサービスの8団体、鎌倉市と鎌倉市社会福祉協議会が加わり、公私協働の場として様々な情報交換を行ってきた。鎌倉市においてヘルパー研修を開催することなどを要望し、ヘルパーの資質向上を目的に94年から毎年実施されている。

ひとりの市民が行政に対峙したときは、行政サービスの受け手でしかなく、常にサービスの提供側と受給側の関係であるが、市民の社会的なニーズを充足するサービスの担い手として活動する団体の立場に関わることにより、さらには市民活動団体同士のネットワークキングが可能になることで、様々な視点でより良い改善に取り組むための協働の場を創り出している。時には高齢者の生活課題を代弁し、時には自らがサービスの将来の受け手として、サービスの充実を訴えるための協働の場として、その役割を果たしている。

4 居たまま老人ホーム構想

数年前に私がこの町で出会ったことだが、自宅を処分して有料の老人ホームに入所したところ、終の棲家とはならず再び元の住まいには戻れず、新しい場所で住まれた高齢のご夫婦があり、我が家でも90歳の母を抱えてこの町ですっとこのままの状態で暮らしていけたらとしみじみと考えようになった。老人ホームと同じような安心と安全を24時間体制で見守ることができる仕組みはつくれないか。これが「居たまま老人ホーム構想」の根っこの部分の話である。いつも通りに、いつものように暮らし続けることが「居たまま」の所以である。

厚生労働省の老健局長の私的な研究会であるが、その「高齢者介護研究会」が2003年6月に「2015年の高齢者介護」～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～として高齢者介護のビジョンが示された。施設ケアか在宅ケアかという二元的な選択だけでなく高齢者の住み替えによる中間的なグループホームや小規模多機能サービス拠点の設置などが期待されている。半径500mを最小の生活圏域と捉えれば、私が住んでいる自治会のエリアを対象に高齢者世帯の住宅内に探知センサー等を利用して巡回型の見守りや生活ニーズに合わせたフォーマル・インフォーマルサービスが組み合わされた協働システムを開発して365日24時間の安全・安心が確保されるようなケアが早急に求められている。

我が家の1階は、2001年9月から民家改修型のデイサービス「デイ・西かま」の施設として運営されている。家主である私は2階に住み、階下に出勤する毎日である。定員13名の介護保険の通所介護施設であり、もう1つは鎌倉市の生きがい対応型デイサービスの施設でもある。介護保険では自立と認定された被保険者を対象としたこのサービスは、グレーゾーンに入る高齢者を介護予防の観点からも社会的な交流の場を確保して、様々なアクティビティ活動への参加によって、介護を要する時期を遅らせたいと考えて、鎌倉市とNPOとの協働事業として実施している事業である。

困ったときにはいつでも地域の駆け込み寺のように、近隣の高齢者が訪れて、相談機能や具体的な援助へとつなぐ拠点としての機能が展開できることを目標に、「デイ・西かま」を開設した。そして「居たまま老人ホーム」のような機能を加えて、小規模多機能サービスの拠点として、地域の住民と共に充実した施設へと発展させていきたいと考えている。

5 チャンス到来、『地域福祉計画』ですすめるNPOの地域戦略

神奈川県はもとより、県内のいくつかの自治体で地域福祉計画を策定している最中である。もちろん鎌倉市でも昨年からワーキンググループを作り、行政区域ごとのタウンミーティングを展開し、今年度はいよいよ策定の年度に当たっている。地域福祉計画は行政が策定して入るものの、その主役は地域住民にあり、市民主導の行動計画が動かなければ、まったくの絵に描いた餅になるしかない。計画づくりにおいて、市民活動の手法が地縁型組織に浸透し、自らが考え行動する住民組織へ変わることが出来れば、NPOの活動が地域の草の根の活動として定着していくことが可能になり、人々の意識が変わり、まちが変わるときではないかと考えている。

地域福祉は社会福祉協議会の専売特許だと言わんばかりに、一極集中の市域情報の収集と交流のシステムを考えたがる。地域の中は様々な運営主体の情報交流のプラットフォームが存在しており、あるときは繋がり、あるときは離れて存在するという緩やかなネットワーク、いわば調整と統合を繰り返すシステムが必要なのである。社会福祉協議会は老舗の座に安住してばかりは居られまい。市民活動をする市民たちは、自らの暮らしの場においても、きめ細かく、地域を紡ぎ、繋いでいく活動をどんどん展開することが大切ではないか。

介護保険の運営を円滑に行うために市民と介護保険提供事業者とでつくるNPO（かまくら地域介護支援機構）では、ケアマネジャーのプラン作成にあたって、フォーマルサービスである介護保険のみでなく、インフォーマルなボランティアサービスを含めてのケアマネジメントに取り組めるように、プラットフォーム掲示板を利用してインターネット上でのボランティアコーディネートに取り組んでいる。従来のボランティア参加層だけでなく、新たな活動への参加者を掘り起こし、個人一能力を最大限活かして支えあう仕組みづくりを作りたいとモデル研究事業を利用して、個人の力をつないでいく実験に取り組んでいる。

日本では公共というが、公があり、私があり、その間に共という領域がある。つまり官や公でできない領域、市民でできる領域、そして両者が協働で行う領域、それらをはっきりとさせて分担していくことがこれからのまちづくりでは最も大切な方法ではないか。

従来の地域再開発事業は、都市計画の観点から多くの展開が行われてきたが、地域をスクラップ&ビルドをしていくには、市民自治を軽々に考えてはいけなない。それにしてもその前提となる『個』の確立はもっと大切なことである。そして、私たちはどんな生き方をしたいか、どんな暮らし方をしたいか。棺おけの蓋を閉じるその瞬間に、「わが人生は幸せな一生だ」と感謝して終わらせたいと考えているこのごろである。

[樽井彰子(たるい あきこ)さん プロフィール]

特定非営利法人かまくら在宅生活相談センター理事長。1976年から鎌倉市に住まい、「小地域における住民相互のたすけあい活動」の必要性を実感し、地域の仲間たちと「西鎌倉たすけあいの会」を組織し在宅サービスの実践活動を始める。鎌倉市高齢者給食サービスグループ連絡協議会、鎌倉市ホームヘルプサービス連絡会を相次いで組織化し、96年度から第1・2次鎌倉市市民活動支援検討委員会の委員となり、98年5月、鎌倉市が開設したNPOセンター(鎌倉・大船)の事務局長として市民運営を経験する。現在、自宅を開放してデイ・西かまを開設、施設長、介護支援専門員等を兼務する。その他NPO法人かまくら地域介護支援機構副理事長、神奈川県社協かながわ福祉推進センター運営委員会副委員長、全社協インフォーマルサービス協働システム研究会委員等を兼任する。日本女子大学社会福祉学科卒業(1945年生まれ、現在58歳)神奈川県鎌倉市在住

第三章

まちづくり市民財団 研究交流事業
北海道5地区巡回フォーラム 報告

第三章 まちづくり市民財団 研究交流事業 北海道5地区巡回フォーラム 報告

代表執筆 北海道NPOサポートセンター 津田祥子

財団法人まちづくり市民財団の平成15年度の研究交流事業「北海道5地区巡回フォーラム」の企画・運営・実施を、北海道NPOサポートセンターが受託しました。メインテーマは「市民活動を行いやすい環境づくり」ということで、それにそって現地のニーズにそった企画をそれぞれに実施しました。(財)まちづくり市民財団と北海道NPOサポートセンター、それに現地の実施団体の三者による共催という形で、6月から7月のあいだの5日間、旭川、釧路、函館、北見、帯広の5カ所で実施し、合計の参加者は150名ほどでした。以下、各地からの報告をします。

表：平成15年度 巡回フォーラム実施概要

実施日 地域	時間 場所	テーマ・内容等	参加数 担当者
6月21日 旭川	13:30~16:30 旭川大雪クリスタルホール	<資源を活用する> ~自分たちの夢(考え)を文書にまとめる~	25名 潮
6月29日 釧路	13:30~16:30 まなぼっと幣舞	NPOの未来を描こう!! in くしろフォーラム「NPOの現状と課題」	55名 服部
7月6日 函館	10:00~15:00 函館市青少年センター	「市民のための情報デザイン」ワークショップNPO・市民活動の基盤としての情報・コミュニケーションを考える	20名 塚田
7月12日 北見	13:30~16:30 北見芸術文化ホール	市民参加型の環境保全を探る ~河川環境保護とNPO~	25名 島
7月26日 帯広	13:30~16:30 とかちプラザ	支援費の利用と放課後支援を考える ~支援費制度の活用方法と障害のあるお子さんの放課後支援について~	20名 美和

1 旭川「資源を活用する~自分たちの夢(考え)を文書にまとめる~」

【開催概要】

テーマ：<資源を活用する> ~自分たちの夢(考え)を文書にまとめる~

日時：2003年6月21日(土) 13:30~16:30

会場：旭川大雪クリスタルホール 第3会議室

参加者：25名

まちづくり市民財団：潮 日出男(まちづくり市民財団評議員)

内容：『資源を活用する』~自分たちの夢(考え)を文書にまとめる~

助成金申請書の書き方など

北海道NPOサポートセンター 事務局長・理事 小林 董信
理事 津田 祥子

(1) NPOの資源について

- ・NPOの資源「ひと」「かね」「情報」の中の「かね」について考えてみる。
- ・事業収入(委託事業、助成事業、本来事業など) 寄付金、会費などでNPOの経営が成り立っているが、その中の助成事業についてピックアップしてみる。

(2) 助成金情報はどこ？

- ・では、助成金情報はどんなところから得ることが出来るのか？
インターネット、会報などを通して「助成金情報」を取り入れる。いつもアンテナを張っていることが大切。さらに、考えている事業と、助成金の内容とのマッチングも必要なので、こういった内容の事業に対する助成金なのかという情報を揃えること。例えば、同じ団体が出す助成金でもその年によって、介護系のNPOに対してだったり、環境系のNPOだったり状況が変化する場合もある。また、助成団体によっては環境に関する事業への助成などと分野を絞って助成しているところもある。
- ・北海道NPOサポートセンターが過去に実施した助成事業一覧に添って、それぞれの特徴と内容、失敗例などについて具体的に説明をした。
『北海道ろうきん』の助成の選考基準として、先駆性 創造性 将来性 継続性 などのほかに 地域社会での評価という事があるが、この点については新しい団体については難しい。

(3) 申請書(企画書)を作成する

- ・申請書(企画書)作成のポイント
内容について 6W3Hを明確に組み込んでいく(「なぜ(why)」「誰のため(whom)」「何を(what)」「誰が(where)」「いつ(when)」「どこで(where)」「どのように(how)」「いつまで(how long)」「いくら(how much)」)更に、「効果」「目標」なども記入する。簡潔・明瞭に整理する 事業のネーミングの工夫 どんな支援が必要か?を整理する(支援して欲しい点を整理する) 企画全体を整理する コピーをする、などを考慮しつつ、越智基金の申請用紙を使って実際に申請書を作成してみる。
- ・越智基金は、越智さんの遺贈金を活かすよう、年間10万円を上限に30団体前後を対象に助成している。

越智基金記入のポイントは、活動の内容を要旨・要約し、箇条書きにする。(別紙参考)というのはいできるだけ避ける。企画の内容は必然性があるかどうか。そして、次の活動に繋がっていくかどうか大きなチェックポイント。収支がきちんと合っている予算書を作成する。などを頭に入れながら実際に作成に入る。

Q:「ちらし作成」について助成は? A:手書きではない「ちらし」の必然性が必要

Q:記念行事の会費等に対する助成は? A:マッチするところがあれば・・・

Q:パソコンが欲しい A:物品購入を目的の助成は難しい。パソコンの現物を助成するという事例もある

Q:同じ企画で続けて申請もOKか A:工夫と必然性が必要

Q:福祉車輻助成の自己負担分を助成するものはないか? A:ない。北海道NPOバンクなどを利用することもできる。

2 釧路「NPOの未来を描こう!! in くしろフォーラム」

【開催概要】

テーマ：NPOの未来を描こう!!

日時：2003年6月29日(日) 13:30~16:30

会場：まなぼっと幣舞

参加者：55名

内容：1.全体フォーラム 各団体発表会「NPOの現状と課題」

講演会「NPOの理念と公益法人制度改革の問題点」

講師：赤塚 和俊 氏(公認会計士、NPOWEB“何でも質問箱”回答者)

2.分科会

NPOってなに?(NPOの活動や運営にとって必要な力を考えよう)

パートナーシップってなに?

(行政や企業、地域とのパートナーシップについて考えよう)

(1)全体フォーラム

各団体発表会「NPOの現状と課題」

- 1 NPO法人 霧多布湿原トラスト(設立年月日:2000年1月21日)

<活動内容>

- 1 霧多布湿原民有地の保全活動
- 2 霧多布湿原のファンづくり活動
- 3 自然の関わりに気づく環境教育活動

- 2 NPO法人釧路湿原やちの会(設立年月日:2000年3月24日)

<活動内容>

- 1 釧路湿原周辺における環境問題にかかる学習と、調査及び研究活動
- 2 環境学習体験修学旅行生や、自然観察希望者に対する分散化エコ体験の実施
- 3 釧路湿原新・体験学習資料作成
- 4 新規解説登録者への学習情報提供と現場雇用
- 5 行政との積極的な協働の推進
- 6 会運営専門者の検討

- 3 NPO法人地域生活支援ネットワークサロン(設立年月日:2000年12月26日)

<活動内容>

- 1 市民活動連携推進事業
- 2 ゆうゆうクラブ事業
- 3 ホームヘルプサービス(PASS)
- 4 作業所(地域就労サロン・オアシス、ワークサロンぼれっと)
- 5 児童デイサービス(ぼれっこ倶楽部)
- 6 家庭生活支援事業
- 7 知的障害者デイサービス(ぼれっと)
- 8 グループホーム(ポレスト)など

- 4 NPO法人トラストサルン釧路（設立年月日：2000年7月24日）

<活動内容>

トラストサルン釧路では、全国に湿原保護のため用地取得基金（釧路湿原保護基金）への拠出を呼びかけ、1,000人余から寄せられた寄付を基に、釧路湿原およびその周辺の保護が必要な土地を保護区として取得する活動（トラスト運動）を行っている、保護区は貸借や保護協定、管理協力などでも確保され、保全が進められている。トラスト地は国立公園の外側にあり、法的に保護されていない湿原の水源地である丘陵地や湿原であり、釧路湿原保護のための生態調査活動や市民が参加する植林行事などが開催され、釧路湿原の水源地を再生させる活動を行っている。

また、2002年度より環境省が行っている釧路湿原の再生事業に協働することとなり、釧路湿原の東側に位置する達古武地区を中心に調査事業を始めている。トラストサルンが所有している荒地を含め、「市民中心の再生事業」を行っている。

- 5 NPO法人浪花町十六番倉庫（設立年月日：2000年2月1日）

<活動内容>

- 1 貸し館業務～文化支援事業として1時間1000円。
- 2 企画～平成12年より開催した釧路ラーメンれんが横丁や演劇公演など。
- 3 運営管理～運営にかかわる経費の一部を市民有志が支援する独自のオーナー会員制度や、毎週金曜日に行なう運営委員会での倉庫使用者とのレクチャー制度。

- 6 NPO法人 わたぼうしの家（設立年月日：2000年11月18日）

<活動内容>

- 1 わたぼうし宅老（ボランティア育成を目的とした事業、毎週第二土曜日開催）
- 2 お隣さん声かけ教室（地域の人達が楽しめる各種事業で地域づくりをおこなう）
- 3 あったか・ミニデイ（痴呆専用単独型通所介護：市内唯一の痴呆老人のデイサービス）
- 4 グループホームさんぼみち（痴呆性老人共同住宅）
- 5 地域食事会（地域の独居老人が食事をしながらお話しする会）
- 6 家族介護教室（釧路市からの受託事業で、介護に関する様々なことを習います）

釧路管内で活動している6団体からの活動と現状と課題についての報告があった。課題については、どの団体も共通していることが多かった。

- 1 安定した会員の確保をどうしていくか？
- 2 事務作業を役員や数少ない職員が兼務しているケースや、事業の中に人件費を計上できない場合が多く、経営は苦しいが、必要な常勤職員の雇用を考えていきたいという報告。
- 3 ミッションの継続について
創設した人たちの次の時代を担っていくことが出来る人材の育成が難しい。一方で、大きくなってきた組織では、理念を保持することと組織として職員が役割を果たして機能することと両方の側面から、取り組む必要があるとの報告や、事業の施行やその結果に対して早急なテンポが求められることになり「組織力」を早急につける必要性を感じているといった報告も印象に残りました。
- 4 金銭面での経営もさることながら、事業の組み立てやマネジメントを担う人材の不足

講演会「NPOの理念と公益法人制度改革の問題点」

講師：赤塚 和俊氏（公認会計士NPOWEB “何でも質問箱” 回答者）

社会の組織は、何らかのニーズが存在し、その受け手は、当然その社会ニーズを持っている人たちで、それを担うものとして今までの日本社会の中では「社会的ニーズを充足するしくみ」として、第一セクター、第二セクター、第三セクターがあった。中でも、役所でも企業でもない第三セクターは、本来は社会的ニーズを持つ人たちが、第一セクターでも第二セクターでも担うことができないニーズにこたえるセクターであるべきところが、日本の社会では、役所の悪いところと民間の悪いところをくっつけた非常にイメージが悪い。そんな中で、必然的にそして、意思のある人たちによってNPO法が成立していった。

NPO法の特徴はいくつかあるが、中でも、従来の第三セクターの設立基準は非常にあいまいで、問題意識がある人たちのニーズを汲んでいるとは言いがたかったが、NPO法人の設立は、準則主義＝誰でも形式を整えれば登記だけで法人が出来るという制度ということが大きなポイント。ほかにも、民法制定100年にして、初めて民法三十四条の壁を破った、認証主義、公益というものを初めて法律の条文で定義したということ、官僚が独占する公益から公益サービスへの多様化、担い手と受け手の対等性などが挙げられる。

NPOの理念は、突き詰めると、結局はコミュニティを作る・コミュニティの再構築が挙げられるが、地域社会の再構築と言っても昔あった参加の自由、不参加の自由が無い。嫌という村八分になるそういう共同体ではなく、参加するのも自由だし、参加しないのも自由。だからそういう自発性を持った人の組織化を図るということ。

NPOが自主的に準則主義で運営をしていくために大切なことのひとつに情報公開がある。自分たちの手で情報公開のルールを作って、その中でも、中間支援組織NPOセンターを作る、そこに行けばその地区のNPOのことは何でもわかる、そういうセンターを作っていくことの必要性。営利企業と受益者の間の関係はサービスの提供と対価の支払いについては、地域社会とどれだけ関係合っ、お互いに支え手になったり受け手になったり、そういう人間関係をどれだけ広げていけるか、というのがNPOの理念。

税金の問題については、原則課税と原則非課税についてのわかりやすい説明と、最近改正された認定NPO法人の高いハードルについても話された。今までは、そのハードルが全然見えなかったが、めちゃくちゃ高いが見える。見えているハードルは引きおろすことができる。

問題が多い税制についても、とりあえずは先送りだが、今後の経緯の中で、専門的な言葉や難しい話になっても、その議論の中で、意思ある市民にとっての公益とは何か？というの本質的な部分をしっかり見ていく、動きに関心を持っていくことが大切とまとめられた。

(2) 分科会

- 1 分科会1「NPOってなに？」(NPOの活動や運営にとって必要な力を考えよう)

【NPO中間支援組織の必要性について】

- ・北海道NPOサポートセンターの活動や、全道のNPO組織を見て感じるところ。
- ・法制化された当初は、たくさんのNPO法人を駆け足で増やす必要性があった。介護保険事業参入のため、NPO法人化をする団体も多く、介護NPOの地域への影響の大きさを感じる。
- ・しかし、一方で介護の質の問題や駆け足で創ったNPO団体はミッションが揺らぐという課題がある。また、ボランティアの域から抜け出せないNPOもある。
- ・北海道は全国で4番目にNPO法人が多い都道府県である。今後の方向性としては駆け足で作っていくというよりは、「NPO法人の憲法」ともいべきミッションを大切にじっくりと作る必要があり、そのためにも各地域にNPOの中間支援組織が必要である。

【NPO法人とNPO、ボランティアの違いとは】

- ・法人格をとるということは人格を得るとのこと。トラストは団体として土地取得するために法人格が必要であった。トラストサルンも同様な必要性があった。

[赤塚氏] NPOの一部に法人格を持ったNPO法人がある。NPO法人となると、人格を得ることであり、この人格を持つことによって責任が発生する。責任を持つことで、広い範囲で支援を得られる可能性がでてくる。ボランティアとNPOの違いは、ボランティア=個人 NPO=組織=ボランティア・雇用者・有償ボラを組織したもの。という定義がされる。

【理事の役割や選定について】

- ・理事の役割はミッションの達成を目指すための活動・役割を持つ。それぞれの団体のミッションにとって、どういう理事がいいのか、ということが選定の基準になる。

【NPOで働くということ】

- ・NPOで働くということは、働き方も同時に考えることが必要となる。

【NPOにとって必要な力とは？】

- ・必要な力はミッションであり、そのミッションを遂行する力である。

- 2 分科会2「パートナーシップってなに？」

(行政や企業、地域とのパートナーシップについて考えよう)

【パートナーシップのイメージ】

- ・何気なく使っているが、奥が深い。言葉も統一されていない。イメージとしては、肩並べ、対等、役割分担、お互いのできることを見極めて進める、相手を認めあうことなど。お互いに助け合って仕事をするイメージであろうが、「自主性」が大事であろう。ちょっと前までパートナーシップ(連携)だったが、最近の言い方はコラボレーション(協働)になっている。協働には違和感がある人、協働のイメージを深めたい人、それぞれの意見があると思うが、表現はさておき、これからの地域再生の鍵はこうした連携・協働の充実にかかっていると思っている。
- ・行政の立場としては、転勤・移動なども含めて、現実的な難しさを感じる。逆にNPO側からは、「行政の思惑」が強くて、NPOをうまく利用しているイメージがある。どうしても行政が偉そうなイメージがあり、同じテーブルについたこともないのに、対外的にはいいふりをする、怒りのイメージがある。

【問題意識の具体例】

<トラストサルン釧路の事例>

- ・協働を実践（環境省からの委託事業）する中での違和感について

行政はお金と権力を持って「仕事しよう」とやってくる。今までは「やりたいことをやれる範囲で」やってきたので、専従もいなかったが、専従がいけないとできないような仕事量が突然やってきたので戸惑った。=突然「責任、義務、お金を伴う仕事」が降って来るイメージ

「やりたいことをやってきた基本」が崩れることでの戸惑い

- ・話し合いが決裂しそうになった内容

環境省が釧路湿原の一部を買い取って調査活動をしているが、はじめは土地を売ってほしいという申し出があって、断った。その後、地元で詳しいという理由もあって環境省が計画した事業をやってほしいと突然話が来た。納得ができない部分があったので、その後かなりのやりとりがあって今の形になっていった。

NPOを利用する意図がみえみえ。ちっぽけなNPOだから言いなりになるだろうという思惑が見えかくれた。行政の意図のみで話が進められるのがどうも違和感のもと。

<霧多布湿原トラストの事例>

- ・一緒に長い期間活動してきたと思って、分かっていると思っている行政でも、行政側の態度が高飛車だ。担当者の資質によって、上下関係など関係性が変わってくる。

【行政の立場からの個人的な意見】

- ・現実としては上下関係があることは否めないが、それを今後対等にしていくことが大切。「お互いを知り合う」ことが大事。お互いにお互いのことを勉強しないと実のある提言にもならない。提言の公募をしてもなかなか採用されない現実がある。お互い情報交換、透明性が大事。
- ・市民が行政のことを知らないのは当たり前。いかに、新鮮なアイデアを引き出して、生かすかが大切。大切なのは人だろう。行政はずるくて、協働を政策的に利用する。行政の土俵の中にあるうちはどんな話しても同じ。対等に上がる土俵を作って、話し合うことが大切。行政が市民の発想を活用できる寛容性が必要だと思う。

【行政からの委託事業について】

- ・委託事業は日期的に厳しい。契約内容には原則的に忠実であるべきだろうが、「NPOは思いを形にすることを委託されているので、どうしても年度内に終了しなくてはならないとは言えない」ともアドバイスされた。自分たちとしては発注された仕事を期日にできない心苦しさを感しながらも、無理な日程なので実際はできないというジレンマを抱えている。委託事業における協働は企画などについてから話し合わないと意味がないのだろうと思う。

[赤塚氏] 現実は無理な委託発注が当たり前になっているので、期日通りにうんぬんよりも、その委託発注の仕組みを変えることが真っ当だ。また、仕事が決まっただけで値段を競うだけの委託なら協働はありえない。

【NPO側からの行政への意見】

- ・教育の現場から 校長会での勉強会で「市民の力を活用する」という発言が出た。活用するという意識では内容が充実しないだろう。お互いにメリットがないと協働が成り立たない。また、行政の体質が変わらないと難しい。言葉遣いも気をつける必要がある。役所の職員や教職員は偉いという意識がある。

- ・しかし、不満もたくさんあるが、行政にもやる気はあると感じる。釧路に環境省の生え抜きの職員が転職してきた。環境省も努力している。NPOも努力しましょう。お互いに努力し、歩み寄ることで今後の協働が高められるだろう。

【これからの方向性】

- ・今までの話しの流れでは協働への意志統一ができていない現実が浮き彫りになっていると思う。まだお互いを理解して、お互いにいいところを発揮できるような体制に至っていない、未成熟の状態だと思う。これから、いかに同じ土俵にたてるかどうかが鍵で、「土俵作りから一緒にする」ことが今後求められるだろう。

3 函館「市民のための情報デザイン - ワークショップ」

【開催概要】

テーマ：「市民のための情報デザイン」ワークショップ

～ NPO・市民活動の基盤としての情報・コミュニケーションを考える

日時：2003年7月6日（日） 10:00～15:00

会場：函館市青少年センター 2階和室

参加者：20名

まちづくり市民財団：塚田益司（まちづくり市民財団理事）

内容：ワークショップ/ファシリテーター：渡辺保史（智財創造ラボ シニア・フェロー）

（1）ねらいと背景

NPOや市民活動が地域社会の様々な領域へと活躍の場を拡げ、地域の持続的発展に寄与していくためには、地域に暮らす人々や行政・企業など他のセクターとのコミュニケーションの回路をどのように作るかが、重要になります。活動のミッション（社会的使命）やその具体的な中身などを、分かりやすく、楽しく伝わるようなカタチにデザインし、人々の共感や参画を得ていくこと。それは、個々の活動のテーマや領域に関わらず、市民活動すべてに共通するテーマだといってもいいでしょう。

ここ数年のインターネットや携帯電話の急速な普及は、多くの人々が従来にないかたちで情報を編集・発信することを可能にし、新たな市民社会の形成へむけての大きな可能性を抱かせてくれました。しかしながら、地域社会の中では情報やコミュニケーションをめぐる疎外状況、機能不全が見られることもまた事実です。NPOや市民活動は、こうした地域の情報面での閉塞感や硬直化を打破し、これからの市民社会にふさわしいコミュニケーションの回路を立ち上げていくための、格好のポジションにいるのではないのでしょうか。

このワークショップでは、NPOや市民活動に関わる皆さんが、自分たちを市民社会のコミュニケーションにおける「結節点」であることを自覚し、これからどのような情報編集・情報発信を行っていけるのかを、参加の皆さんと一緒に考えていきます。

ワークショップでは主に、「情報デザイン」という発想・手法が、地域のNPOや市民活動にどのように役立てられるのかを、いくつかの参加・体験型のプログラムを通して考えていきます。情

報デザインという言葉は、まだ多くの人にとっては馴染みがないかもしれません。しかし、人間が常に他者とコミュニケーションしたり、周囲の環境から様々な情報をピックアップし、それを暮らしや仕事の中で役立てながら生きている以上、「情報をデザインする」営みは切っても切り離せないものです。言い換えれば、私たち人間は、生まれながらにして「自覚しない情報デザイナー」であるといってもいいでしょう。

ですが、よりよいコミュニケーションのためには、おそらく誰もが意味で「自覚的な情報デザイナー」として気付くことが重要です。情報デザイナーといっても、特別なスキル(技能)を必要とするような専門家のことだけを指すわけではありません。むしろ、この社会を情報という切り口で見渡し、そこに潜在する問題を的確に発見できるセンスを持った人、という捉え方をしてみたいと思います。

今回のワークショップでは、こうした観点から、市民活動に関わる人が常に向き合っている地域社会の問題発見や問題解決につながるような技術として情報デザインを捉え、その最も基礎的な部分について、参加し体験しながら理解していくプログラムをこなします。

(2) 内容

オリエンテーションで全体の流れを確認し、自己紹介(ここでは他己紹介をしました)、参加者相互の情報共有を図るため、ペアになった人を互いに紹介するというもので、これは、初めての人もすんなりと中に溶け込むことが出来ました。

次に、テーマ：市民活動と情報デザインについてのレクチャーとディスカッションをし、体験プログラム(1)環境に遍在する情報を発見する作業を行い、函館の市民活動、市民が考えるまちづくりを実践する、をテーマにいくつかのグループに分かれました。

昼食を挟んで午後からは、全員で外に出て外の様子をウォッチングしてみるとか、外の音を拾ってみるとかをして気分転換を図りました。

続いて、体験プログラム(2)ブレインストーミングと知識のマッピングということで、3~5名のグループに分かれて行いました。この日の参加者は、年齢、男性、女性、職業などもまちまちで、様々な分野で活動をしている人たちが集まっていました。その中でのブレインストーミングはなかなか面白いものでした。参加者全員がいろいろな角度から函館のまちについて議論をする、新しい発見や、自分たちがやるべきこと、やらなくてはいいけないことなどが見えてきたように思います。

再び全員で集まって、ふりかえり、まとめの議論と今後に向けて、を行いました。

まとめの中で目立ったことは、「市民活動の拠点=場所が欲しい」ということでした。函館は現在、観光以外に目立った大きな産業がなく、人口も近郊に移り住んでいくという、中心はドーナツ化現象が起きています。よって、中心部には空になっている大きなショッピングセンターや、建物があります。その有効利用のひとつとして市民活動の拠点にできないだろうか?と、そこから夢は広がりました。

この問題は、全国共通の課題のように思います。そして、実際に、売上が低迷していたショッピングセンターの一部分を安く借りて、NPO法人がデイセンターを開設したところ、通ってくる高齢者にとっても好評で、買い物をする、人の出入りが増える、など双方にプラスになっているという報告を思い出していました。動き方によっては、実現可能な部分なのではないか?とも思います。

ワークショップ型の実践は、講演のように、講師が一方向的に知識を伝えるのではなく、その場に集まった人々が積極的に参加し、五感を使って体験し、また互いに関わりあいながら、テーマに関する知見を深めていくことができ、それ自体がNPOや市民活動にとって重要な「道具」となったと思います。

4 北見「市民参加型の環境保全を探る～河川環境保護とNPO～」

【開催概要】

テーマ：<常呂川を清流に>市民参加型の環境保全を探る ～河川環境保護とNPO～

日時：2003年7月12日(土) 13:30～16:30

会場：北見芸術文化ホール 中練習室

参加者：25名

まちづくり市民財団：島 正彦(町作り市民財団理事)

内容：講演1「しりべつリバーネットの活動と目指すもの」牧野純二

講演2「常呂川の自然環境」羽根石晃彦

パネルディスカッション

パネリスト 牧野純二(NPO法人しりべつリバーネット理事長)

羽根石晃彦(常呂川自然学校運営委員長)

コーディネーター 谷井貞夫(北見NPOサポートセンター事務局長)

講師プロフィール：

- ・牧野純二(NPO法人しりべつリバーネット理事長)1960年生まれ。自治体学会会員、ニセコ遊花楽の会事務局、ニセコ21世紀まちづくり実行委員会事務局長、PTA連合会会長など各種自治体関係委員多数。2000年6月からNPO法人しりべつリバーネット理事長として、行政区域を越えた「流域自治」の実現を目指して活動中。
- ・羽根石晃彦(常呂川自然学校運営委員長)1963年北見生まれ。会社員の傍ら、美幌学芸協力員として活動。現在は、環境教育および野生生物の調査業務に従事している。

(1) 講演1「しりべつリバーネットの活動と目指すもの」牧野純二

尻別川は、北海道南西部大滝村フレ岳を源とし、“蝦夷富士”羊蹄山の麓、8つの町村を潤し、日本海に注ぐ前兆120kmの“清流日本一”に輝く一級河川です。この尻別川とその流域において、生活の基盤と水環境の保全と想像、地域の歴史や文化の滋養と愛護などを通し、流域の住民および産・学・官が立場を超えて交流と友愛を深め、豊かで特色のある健全内流域社会を創ることを目的に「しりべつリバーネット」は1996年に設立されました。(現在はNPO法人)主な活動は、リバー・スクール(川の楽校)の開催 川利用のルールづくり 森を創る運動 川の初級 指導者講習の他、「せせらぎまつり」「カヌーを利用したゴミ拾い」など、川を中心に地域社会をより楽しく、より暮らしやすい流域にしていきために行っている活動を報告。

(2) 講演2「常呂川の自然環境」羽根石晃彦

常呂川は、イトムカ水銀工場（現在は閉鎖）が上流にあり、流域の市民たちにはあまり身近ではない存在の川だった。周辺が酪農や農地で、家畜の糞尿、畑作からの土砂の流出などが続いた上、上流にダムが出来て雨量が最も少ない、一級河川の中でワーストワンという汚名を課せられている河川です。川の汚染は深刻で、生物にも影響が出ていて、近年は、魚などはほとんど見ることが出来なくなってきて、ゆえに住民意識が低いという悪循環を生じている。何とか、地域を流れる川をそこに住む人たちの問題として捉え、常呂川を自慢できるよう、これから地域の人たちとどんなことをやっていくのか？を考えていきたい。

(3) パネルディスカッション

牧野：河川環境づくりに関して、そこに住む人々、行政の配慮がなされているかどうか一つの大きな「カギ」で、河川環境が整うということは、その地域の観光振興にも繋がっていくことになる。地域に密着したNPOの活動は、ある意味で行政と市民との接着剤的役割を担っている。

羽根石：常呂川流域の端野大橋から下流には石がほとんどなく、川の浄化作用がなされていないことが判る。よって、下流域に住んでいる常呂町民が被害を受けている状況にある。ただ、川の汚染の問題は、例えば常呂川の汚染源の一つとして考えられている家畜の糞尿 だから、家畜が悪い。とか、畑作の土砂が流出 だから、農地が悪い。といった原因探しをすることは問題の解決につながらないし、そうなのはいけない。まずは、川を身近に、川と一体感をもてるように、と夏に、「子ども夢基金」の助成を受け、常呂川流域市町の教育委員会の後援で「夏だ！どっぴり常呂川体験～常呂川で遊ぶ・学ぶ自然体験教室～上流・中流・下流自然体験」を実施した。このように、川を知ることが川を考える第一歩で、そこから自分たちが住む地域、住む町を考えていくようになっていく。

牧野：NPOは、様々な活動を通して行政と関わるようになってくる。特に、河川は行政の様々な分野との関わりを余儀なくされ、その中から、お互いに来ること、出来ないこと、やるべきことなどの住み分けや協力体制が出来てきた。行政の代弁者ではなく、市民とのジョイント役として地域のNPO活動が大きな役割を担ってきている。何かあったらすぐに役場に行く、という一方通行ではなく、自分たちの問題は、まず出来ることは自分たちで、ということが実感できつつある。問題を共有しその解決方法を双方向から探り出すことの必要性を実感している。

5 帯広「支援費の利用と放課後支援を考える」

【開催概要】

テーマ：支援費の利用と放課後支援を考える

～支援費制度の活用方法と障害のあるお子さんの放課後支援について～

日時：2003年7月26日(土) 13:30～16:30

会場：とかちプラザ 403会議室

参加者：20名

まちづくり市民財団：美和 健一郎(まちづくり市民財団理事)

内 容：1 基調報告：支援費の利用と放課後支援を考える

「支援費制度活用法とレスパイト事業について」

特定非営利活動法人 フリーダム十勝 理事長 田中利和 氏

2 活動事例報告：帯広ワイワイクラブ、フリーダム十勝、小さな手のたまたま箱

3 フリートーク

(1) 基調報告概略

今年からスタートした支援費制度は、それまでのサービスは「あてがいぶち」だったのが、自分が納得できるところ、納得できるサービスを受けることができる、選ぶことが出来るようになった。しかし、「障がい者は通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難のある普通の市民」と国際障害者年行動計画の中で位置づけられているように、特別な困難があるため、一般的な対応は出来ない。この制度の導入は、大きな、大事な転換であったにも拘らず、この部分の手立てがない中、そして当事者がその言葉も知らないうちに支援費制度はスタートした。現在、支援費制度を実施しているところは、十勝館内では20市町村中6市町村のみで、公的サービスといいながら、そのサービスを受けることが出来る地域と、出来ない地域がこの狭い範囲内でも生じている。

レスパイトサービスは、提供している事業のほとんどが国の制度の対象にならない無認可の事業所で、運営は厳しい。それでも増えているという実態がある。それは、介護する家族の負担軽減という側面とともに、利用者の生活に合わせたサービスの提供という方法が、障がいのある本人が、自分が希望する生活を地域で送ることが出来るモデルとして魅力的といえる。支援費制度がスタートして、レスパイトサービスを実質的に国の制度の対象とする可能性が開けてきた。具体的には、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプをうまく組み合わせることで、レスパイトサービスの実質のほとんどが制度内で実施可能になっていると考える。

障がい者が利用しやすいように、地域の中にサービスを提供できる事業所を育成していくことで地域の新しい広がりが生まれてくる。

(2) 活動事例報告

ワイワイクラブ

1995年4月に、障がいを持つ子どもたちの親たちが集まって、道内初の学童保育（子どもたちを預かってくれるところ）を作った。利用者は、養護学校に通っている子どもたち。2001年に「NPO法人 わいわいクラブ」を設立。現在、デイサービスには小学生が9名、中学生が11名利用しており、その子どもたちを、常勤スタッフ11名、非常勤スタッフ14名でかかっている。通常、月曜から土曜の午前8時半～5時まで開設（日曜日の利用については事前申込みが必要）、送迎はなしで基本的にマンツーマン体制で実施している。

4月の支援費の請求額は160万円で経営的には何とかやっていくことが出来るものの、「365日の開設」と、「延長預かり」についてが当面の課題。運営に関しては、地域の人たちの理解が必要であることを痛感している。

フリーダム十勝

フリーダム十勝は、帯広市内に4つ、隣の音更町に1つの事業所を開設し、支援費制度の3つのサービスを提供しており、利用登録者数121名、スタッフ数36名で運営している。支援費制度が始まって3ヶ月の実績は、3166名・12714時間の利用があった。現在、児童の居宅支援サービスの利用は、十勝管内の20市町村中6市町村で実施しているが、今後、フリーダム十勝の直営の事業所を帯広市に隣接する町村に設置していくことと、十勝東部、東北部、北部南部のエリアごとに事業所の設置が出来るように出前セミナー等を行い、地元のNPO法人等にそのノウハウを伝えることと、児童期から成年期を見通した事業展開していく。具体的には、「知的障害者デイサービス」「知的障害者居宅介護」及び「身体障害者デイサービス」「身体障害者居宅介護」の事業所をニーズに応じて増やしていく。

知的障がい者の7割が施設に暮らし、3割が在宅という現状の中、一生涯にわたるケアのできる事業体を展望しつつ、知的障害児・者が地域の中で当たり前で暮らしていける基盤整備をめざす。

ちいさな手のたまたま箱

介護保険法の施行に伴い、地域の高齢者に対して、「自宅で暮らしたい」という要望に応えるために、介護保険等の制度を利用しながら高齢者の生活を支えていくことを目的に「NPO法人 地域福祉支援センター」を開設し、介護保険法の居宅介護支援事業（ケアマネジメント）と訪問介護事業（ヘルパー）を中心に、社会福祉士による社会福祉事務所を開設して、広く福祉に関する相談、援助・解決をしている。また、通院等での移動の手段がないに等しい地域なので、利用者の移動サービスを行っている。

1年ほど前、活動中に、町内のある障害を持つ児童のお母さんからの要望がきっかけでこの「たまたま箱」はスタートした。スタートまでにそのお母さんと話し合いを何度か行い、その現状を知った。障がいを持つ児童を24時間みながら、子どもが学校に行っている間に家事をして、家族の世話をし、毎日気が抜けない生活を送っており、張り詰めているものを感じた。もし、お母さんが病気になったとき、代わりとなる人がいないのでその時に備えておきたいこと、4月から始まる支援費についてもかなり期待していることなどを感じた。

話し合いの結果、家族のレスパイトと、児童デイサービスが当面必要ではないかと判断し、「地域で生き生きと過ごすための空間を一緒に作ることを目的に、一人一人の個性を大切に、遊びを中心に、安全かつ楽しく過ごしてもらえよう」と、詳細は決めずにお母さんとの話し合いの後、色々なニーズを受け、児童デイサービスのアウトラインができていった。

6月にスタートし、そのつきの利用実績は、1名6回。7月には2名の利用で、隣町からも問合せがある。デイサービスを行っている建物が、児童が学校へ行っている午前中は空いているので、高齢者の3～4時間の短いデイサービスを開設しようと準備を進めており、将来は、地域の障がいを持つ児童、高齢者、児童の誰もが、気軽に利用できて、それぞれがお互いに作用しあって一緒に育っていく空間を作っていきたいと考えている。

まちづくり市民財団研究交流事業

北海道5地区巡回フォーラム「市民活動を行いやすい環境づくり」について

財団法人 まちづくり市民財団では、全国各地での「市民参加によるまちづくり」の応援として、「市民活動を行いやすい環境づくり」というメインテーマを掲げ、2000年に東北地区5県と中国地区5県、2001年は中部地区5県、2002年の九州沖縄地区5県につづき、今年は北海道5地区で巡回フォーラムを開催しました。この巡回フォーラムの特徴は、各地区のキーとなっているNPOセンターに中心になってコーディネートしていただき、それぞれの地域で活躍しているNPOのみなさんが、いま、その地域でもっとも関心のあるテーマについてフォーラムを組立てていただくというものです。このフォーラムを活用して、各地での取り組みやアイデアを明らかにしていただき、それをまちづくり市民財団として全国に発信していくというものです。

今年は、北海道NPOサポートセンターさんのご協力により、6月21日から7月26日まで、北海道の5カ所で150人ほどの方々のご参加をいただいで実施することができました。旭川では、「<資源を活用する>～自分たちの夢(考え)を文書にまとめる～」というテーマで取り組んでいただき、釧路では、「<NPOの未来を描こう!! in くしろフォーラム>」のなかで、「NPOの現状と課題」について各団体に発表いただきました。函館では、「～NPO・市民活動の基盤としての情報・コミュニケーションを考える」ということで、市民のための情報デザインワークショップが行われました。北見では、「市民参加型の環境保全を探る」として、「河川環境保護とNPO」について報告とパネルディスカッション、帯広では、「支援費制度の活用方法と障害のあるお子さんの放課後支援」について事例報告とフリートークが行われました。

これらのフォーラムを通じて、地域で活躍している人たちの「思い」が語られ、多くの人たちに伝わっていくことで、市民活動が地域で果たす役割やよりあきらかになり、市民活動が行いやすい環境が少しずつでも整っていけばたいへん幸いです。北海道で巡回フォーラムを開催するにあたってご尽力いただきましたみなさんやフォーラムでご活躍いただいたみなさんに感謝します。(財団法人 まちづくり市民財団 研究交流事業担当運営委員・理事 服部則仁)

第 四 章

平成 14 年度 まちづくり助成金事業
平成 14 年度 アウトドア・クラスルーム登録事業

第四章 平成14年度まちづくり助成金事業、アウトドア・クラスルーム登録事業報告

第一節 平成14年度まちづくり助成金事業 報告

平成14年度にまちづくり助成金事業の対象になった事業なかから、いくつかの報告書をご紹介します。助成事業はこの一覧表のとおりです。

平成14年度 まちづくり助成金 対象事業一覧

事業名	団体名	都道府県
桜井川親子ワークショップ&劇団創作事業	地域創り推進協議会【夢創塾】	志摩郡
まちづくり学習実践報告会	身近な環境と子どもたちを考える会	金沢市
石造文化財調査研究事業	白鷹町石造文化財研究会	白鷹町
岩手茅葺き民家ネットワーク創設事業	岩手で茅葺き技術の伝承を促進する委員会	盛岡市
「北海道エコロジー住宅学校」	エコビレッジ実行委員会	札幌市
「ピン玉ロード」創作活動(まちづくり)	まちづくりグループ「With AIBE」	浜島町
とよさとまちづくり委員会	OLD & NEW とよさとまちづくり委員会	豊郷町
大太鼓原木 ケヤキ植林事業 宇土雨乞い太鼓 500年のロマンを秘めて	(社)熊本県青年塾	宇土市
妙高高原町イモリ池のブラックバス駆除作戦	溪流再生フォーラム	新潟市
小泉八雲の世界「雪おんな」展	住江町商店街振興組合	青梅市
五頭の里どんぐり植え隊	新潟県自然観察指導員の会	新潟市
まちづくり事業 定住の環境づくり作業	大東まちづくり研究会	大東町
市民が主役の中津干潟保全活動	水辺に遊ぶ会	中津市
「どんが」島興し事業	ジュントス	西之表市
表浜海岸シンポジウム	田原町太平洋岸総合整備促進協議会	田原町
朝日村循環型社会構築事業	朝日村の循環型を考える会	朝日村
「まちの文化」を生かした交流の場づくり事業	本町区まちづくり推進協議会	小諸市
住民参加型でのやすらげる憩いの場の創造	まち・コミュニケーション	神戸市
都会の廃校の市民による再利用ワークショップ	21世紀の学校をつくる会	名古屋市
自転車利用促進事業	環境NPO良環	三条市
町の魅力発見!たまねぎ倉庫の再利用	たまねぎ倉庫ネットワーク	札幌市
日本一安全な村プロジェクト	グリーンウッド体験教育センター	泰阜村
イーストベガス構想、企画、策定事業	イーストベガス推進協議会	秋田市
大津・町家・まちなか・博覧会	大津の町家を考える会	大津市
里山レディース講座 NPO団体	赤目の里山を育てる会	名張市

1 桜井川親子ワークショップ&劇団創作事業

【団体名】地域創り推進協議会【夢創塾】 【代表者】飯田武正

【事業実施期間】平成14年4月1日~平成15年3月31日

【事業実施場所】志摩町桜井地域周辺

【共催、後援、協力団体】地域創り【野北みらい塾】 桜野公民館、糸島民舞会、古武道、町づくり
応援団、志摩町 地域創り推進協議会 グループ、児童育成 わいわい塾、劇団 わびすけ
関係者

【事業内容・参加者数】

(1)桜井川フィールドワーク&ワークショップ

親子・桜井川動植物実態調査 5月19日 47名(大人:25名、子供:22名)

(2)桜井・野北近辺海岸フィールドワーク

親子・鳴砂海岸探索&清掃 8月10日 41名(大人:23名、子供:18名)

(3)HP作成 <http://www.sakurano.jp>

桜野地域創りHP作成 10月1日 桜井・野北地域創り、桜野公民館行事等掲載

(4)植樹祭記念イベント

劇団創作事業&各種文化推進事業の展開 10月19日 250名

(出演者+スタッフ:約60名含む)

(5)蕎麦づくり

蕎麦種蒔~刈取り~脱穀~手打ち~試食会 8月10日~12月31日迄 延べ:120名

(6)その他に文化推進事業を実施予定

【事業効果】

- (1)地域の住民親子でのふれあいを深めることができた。
- (2)自然環境を守り育むことの大切さへの認識を深めることができた。
- (3)新旧住民間の暖かな交流を深められた。
- (4)地元での新たな活動に地元住民より興味と賛同の声が増えてきた。
- (5)HP作成により新たな情報発信が広範囲に可能となった。

【反省点】

- (1)ボランティア活動への積極的参加者があまり増えなかった。
- (2)野外劇場(能舞台)での演出が昨年に引続き風雨に見舞われた。
- (3)平成15年度は、蕎麦作り等を都市部住民へ広く周知し継続していきたい。

【今後の課題】

- (1)劇団の今後の育成。
- (2)各種文化事業の推進。
- (3)環境保全への持続性ある積極的取組み。
- (4)地域新旧住民間の交流推進。

2 まちづくり学習実践報告会

【団体名】身近な環境と子どもたちを考える会 【代表者】馬場先恵子

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成15年3月31日

【事業実施場所】石川県文教会館4階（金沢市）

【共催、後援、協力団体】金沢市教育委員会

【事業内容・参加者数】

・子どもたちを対象にしたまちづくり学習を行っている活動グループ間の情報交換を行った。案内配布総数約250件、報告会参加者20名、報告書配布総数約250件

【活動内容】

(1) 金沢市内の小中学校の校長・育友会（PTA）、公民館、その他市内外の活動グループに呼び掛け、活動報告と意見交換会を企画した（11月24日（日））。活動報告は、当会の活動、公民館で行っている活動、行政の活動と支援、他見の活動が報告された。その後、参加者による意見交換会を行った。

(2) (1)の内容を報告書にまとめ、参加者および上記の団体、県内自治体教育委員会に配布した。

【事業効果】

(1) 隣県からの参加や問い合わせもあり、実際に活動しているグループには、関心をもたれた。報告会では、種々の立場からの活動の報告と問題点が出され、その後の交流会で、ざっくばらんな意見交換が行われた。活動の方法、求める支援の内容など、それぞれの立場から必要とすることや解決策などが話し合われた。

(2) 作成した報告書を各団体に配布することにより、これからの活動の参考にしてもらえらる。

【反省点】

(1) 報告会の内容は非常に充実したものになったと考えられるが、残念なことに参加者が期待したほど集まらなかった。これは、子どもたちを対象にしたまちづくり学習・活動を実践しているグループが少ない、関心が低いことが一因と思われる。週5日制により、地域の役割が重要になっている今、さらに啓発に努めたい。また、その他の原因として、一般郵送やインターネットによる案内だけでは効果が薄かったこと、一団体の催しには関心が薄いことも考えられる。

【今後の課題】

(1) このような交流会は必要と考えられ、今後も継続していきたい。しかし、一団体主催の催しには限界があることから、行政や他の団体と連携した活動方法を考えたい。

(2) さらに交流会を通して、市民グループ、地域、行政の相互支援システムを確立する必要がある。

3 岩手茅葺き民家ネットワーク創設事業

【団体名】特定非営利活動法人 岩手で茅葺き技術の伝承を促進する委員会 【代表者】吉岡裕

【事業実施期間】平成14年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）

【事業実施場所】岩手県全域対象 事務局は盛岡市内に設置

【共催、後援、協力団体】岩手県、県内市町村、金ヶ崎町シルバー人材センター等

【事業内容・参加者数】

・岩手県茅・茅葺き需要者協議会の設立と茅葺き相談窓口の開設

参加対象者 茅葺き民家居住者、茅葺き民家保全運動集団、マスコミ、市町村等
人数 助成事業に直接反応し、参与した個人の合計数 約50人

【活動内容】

- (1) 岩手県内茅葺き民家関係情報を収集整理し、名簿を作成した。
- (2) 岩手県茅・茅葺き需要者協議会を設立し、事務局を設置した。
- (3) 茅葺き相談窓口を開設し、事務局を設置するとともに、これを広く県下に広報した。
- (4) 岩手県内茅葺き運動の3拠点（山形村、遠野市、金ヶ崎町）と、委員会との連携システムをつくり上げた。
- (5) 茅葺き民家保存の意義を県及び市町村の広報誌紙、マスコミ、放送等を通じて普及した。
- (6) 茅葺き職人養成確保計画の提言（委員会試案）を提示した。

【事業効果】

- (1) 県内茅葺き民家の相当数が委員会の運動に賛意を示し、連携を約するとともに、その一部は「岩手県茅・茅葺き需要者協議会」に参加した。
- (2) 岩手県内ではじめて「茅葺き相談窓口」を開設し、これを全県下に周知させた結果、県内、県外から相当数の緊急な茅葺きに関する相談が寄せられた。その大部分について、委員会が仲介し、専門家の点検と茅葺きコストの見積、茅葺き工事などが行なわれた。
- (3) 多数の新聞、雑誌、テレビ等が委員会の活動を報道したため、茅葺き民家保全に関する県内の認識が高まり、委員会活動に対する理解者が増えた。
- (4) 県内、県外の茅及び茅葺き需要に関する情報が増え、委員会が進めている県内茅場開発の規模に関する具体的な目標を立てることが容易になった。

【反省点】

- (1) 茅葺き民家のネットワークを結成するためには、古い伝統民家に住むことを卑下する場合も多い居住者や所有者の委員会に対する個人的な信頼関係の構築が前提となる。その人的、時間的準備が十分出来なかったため、茅葺き民家のネットワーク結成は、期待ほどには進まなかった。
- (2) 活動資金が不足し、結局会員からの借入金に頼る結果となった。より具体的な資金計画と資金準備が必要である。

【今後の課題】

- (1) 茅場開発の具体的な中長期的計画の策定
- (2) 茅の生産・供給を事業とする企業の企業化
- (3) 茅葺き民家の拡大ネットワークの結成と適正な価格による茅の供給システムの開発
- (4) 茅葺き職人の養成・研修システムの実現（研修手当の確保など）

4 北海道エコロジー住宅学校

【団体名】エコビレッジ実行委員会 【代表者】西條正幸

【事業実施期間】平成14年4月～平成15年2月

【事業実施場所】札幌市北区北7条西5丁目5 北海道環境サポートセンター 多目的ホール他

【共催、後援、協力団体】後援：札幌市

【事業内容・参加者数】一般市民153名

【活動内容】「エコロジー在宅学校」

- (1) 月1回のテーマを決めたセミナーの開催 全6回
- (2) 住まいづくりまちづくりワークショップ 全2回
- (3) 会員に向けての情報発信 会報、ニュースレター

【事業効果】

- (1) 多くの方が望むわかりやすく、なおかつ専門的な話しのできる講師を招くことができた。
- (2) セミナーで得られた知識などをテキストや会報として作成することができ寄り広い普及啓発活動となった。
- (3) 本事業を経済的に無事完了する事ができ、来期へ継続していく原動力となった。

【反省点】

- (1) 受講生募集の呼びかけをより幅広くおこなうことで、さらなる参加者の拡大が図れた。

【今後の課題】

- (1) 来期も継続してこの「北海道エコロジー住宅学校」を開校し、そこから得られた成果を受講生一人一人がライフスタイルの中で活かし、地球・地域・居住環境の改善、保全に寄与できる事業としていきたい。
- (2) より体験的なワークショップ形式をもりこんだり、情報を主催者と参加者の相互受発信できるセミナースタイルを確立していきたい。
- (3) パンフレット、テキストや会報などをより広く一般市民に配布し活動の拡大を図りたい。

5 びん玉ロード創作活動

【団体名】浜島町まちづくりグループ「WITH AIBE」 【代表者】岩崎充宏

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成15年6月30日

【事業実施場所】三重県志摩郡浜島町大字浜島地内

【共催、後援、協力団体】浜島町・浜島町観光協会、伊勢志摩みらいづくり委員会

【事業内容・参加者数】

- (1) びん玉ロード創作活動、(2) 浜島迷路マップづくり、(3) 里山整備及びびん玉ロード周辺環境整備活動、(4) びん玉ロードでのイベント開催、(5) 県外NPO交流活動

【活動内容】

- (1) びん玉ロード創作活動については、不足しているびん玉を町外の方から譲って頂き、メンバー自らが譲り受けに訪問し、活動の内容を提供者の方に伝えた。
- (2) 迷路マップづくり活動は、メンバー会議を十数回にわたって開催した。
- (3) 里山整備&周辺環境活動は、草刈活動・小公園へのテーブル整備等を行った。
- (4) イベント開催については、「with aibe」最大のイベントとして「渚のセッションライブinびん玉ロード」を開催した。
- (5) 県外NPO(滋賀県彦根市のNPO法人)との交流を図り、浜島の自然の良さや、地元の子供達との交流の橋渡しを行った。

【事業効果】

- (1) 上記事業活動を積極的に展開した事により、TV局・新聞社・雑誌社等が好意的に取り上げて頂き、情報発信に努めた事が、地域におけるまちづくりグループとして注目されてきた。びん玉ロードが地域の観光スポットとして市民権を得た。

【反省点】

- (1) びん玉オブジェの創作活動が、当初の計画どおりに増加させることができなかった。今まで設置してきたびん玉がキャンドルの熱で割れるなど、思いもよらないびん玉の消化が増えた。
- (2) マップづくり活動も当初予定より大幅にずれ込んだ。(良い物を作ろうという意気込みが何度も会議を開催することになってしまった。)

【今後の課題】

- (1) 地域住民からの応援が各所で聞かれるようになったが、若者人口の少ない町の現状からか、様々なイベント展開を期待されるようになったが、地道な活動を展開していかなければと考えている。
- (2) まちづくりグループとして大きな期待をいただいているのは良いことだが、限界以上の活動はグループに支障を来すと考えている。

6 とよさとまちづくり委員会 OLD&NEW

【団体名】とよさとまちづくり委員会 【代表者】岡村博之 【事業実施期間】

【事業実施場所】滋賀県 豊郷町

【共催、後援、協力団体】豊郷町商工会、豊郷町、豊郷町観光協会、油藤商事(株)、前田フェンス、(株)岡村本家、西山造園(有)、(有)宮川石油、(有)森観光、三羽鶴、成宮酒店、田中工務店、(有)北川農機、(社)彦根青年会議所 等

【事業内容・参加者数】とよさとまちづくり委員会510人

【活動内容】

- (1) 豊郷町内の空き家、空き蔵調査
- (2) イベント開催場所の修繕整備 憩いの場の再生
- (3) イベントの開催 ・カロム大会・パンプキンまつり・オールディーズライブ

【事業効果】

- (1) カロム大会では、小学生中心、パンプキンまつりでは未就学児中心に、オールディーズライブでは、40～50代が中心に参加していただき、初めて、当委員会の活動を知ってくださる方が多く、また、憩いのほか参加者のみなさんが喜んでくださった。
- (2) 15年度は、蔵がある吉田区の農業委員や、豊郷町特産物検討委員会との合同イベントを開催予定している。

【反省点】

- (1) 事業の準備期間が短い。
- (2) 委員会の独自イベントだけでなく、夏まつりの企画運営や、町のオータムフェスティバルの参加などイベントが多く、本来の目的である空き蔵等の調査がすすんでいない。

【今後の課題】

- (1) 現在、任意団体として活動を進めているが、さまざまな活動を実施していく中で、NPO法人の取得を視野に入れ、活動を拡大させていく。蔵や周辺でイベントを開催することで、地域の魅力を再発見していただき、交流を深めていきたい。

7 大太鼓原木 ケヤキ植林事業 宇土雨乞い太鼓 500年のロマンを秘めて

【団体名】社団法人 熊本県青年塾 【代表者】熊井良洋

【事業実施期間】平成15年3月16日(日)

【事業実施場所】熊本県宇土市 植林地 宇土郡不知火町大字宮庄尾坂592

【共催、後援、協力団体】宇土市・宇土市教育委員会・熊本日日新聞社・天命水の会・網田小緑の少年団・網津小緑の少年団・宇土東小緑の少年団・花園小学校緑の少年団・宇土雨乞い太鼓保存会・地区婦人会

【事業内容・参加者数】280名

【活動内容】

(1)水は更新可能な資源であり循環資源として位置づけ植林を通して地下水保全に取り組むものです。同時に宇土には江戸時代から明治にかけてケヤキの一木を掘り抜いた宇土雨乞い太鼓が26基、数百年の歴史を有して今なお現存し保存传承されている。先人が築きあげてきた歴史的な文化財産、本事業は涵養林保全事業と合わせ『太鼓の原木を後世に残そう』と500年のロマンを秘めて植林する。

【事業効果】

(1)市民主体の事業で地区婦人会、周辺小学校生徒の参加によって実施され名水百選 轟水源の背後地への涵養林の必要性和水資源へ関心を高めることができた。本事業に合わせ市内4小学校に緑の少年団が設置され、その後それぞれの校区で多岐にわたる活動が行われるようになった。

【反省点】

(1)事業当日が雨となり参加者が半減、連絡網の不備が指摘された。

【今後の課題】

(1)今後、下刈りを年一回実施する予定にしているが、参加呼びかけに工夫が必要。また、緑の少年団との連携活動を推進し森の大切さを子どもを巻き込んだ市民運動、活動に結びつける。

8 妙高高原町 イモリ池のブラックバス駆除

【団体名】溪流再生フォーラム 【代表者】飯塚友章

【事業実施期間】2002年5月～2002年4月

【事業実施場所】新潟県妙高高原町イモリ池

【共催、後援、協力団体】ブラックバス問題懇談会・妙高高原町・妙高高原町観光協会・環境省現地事務所

【事業内容・参加者数】

・国立公園内のイモリ池に、不法放流されたブラックバスの駆除会員及び共催者、地域住民等。約150名

【活動内容】

(1)本来棲息していないブラックバスの駆除で、モリアオガエルなどの貴重な生物を守るために、まず棲息密度や、食性調査を行った後、池を干し上げ全面捕獲を目指した。

【事業効果】

(1)地域住民のブラックバスに対する悪影響の認識は高まったと考えている。
(2)事業完結後には、訪れる多くの観光客にも事業PRをし、外来魚の日本の自然に対する影響を訴えていきたい。

【反省点】

(1)池干しを観光シーズン後に設定したため、予定日の数日前から降雪になり、流入する小川の水量が増して駆除は中止になった。したがって、年度内の事業完結が出来なくなった。
(2)最終的には2003年度9月に延期。降雨が少なく、作業にあまり影響のない9月に設定した。

【今後の課題】

(1)池の中心部はやや深くなっていて稚魚などが残存する可能性もあり、いずれ再捕獲を迫られる事が想定できる。したがって最終捕獲時に中心部の稚魚を死滅させる方法を模索する必要がある。

9 小泉八雲「雪女」展

【団体名】住江町商店街振興組合 【代表者】佐野誠

【事業実施期間】平成14年8月17日～18日

【事業実施場所】住吉神社・住江町商店街・住江町自治会館

【共催、後援、協力団体】共催：小泉八雲「雪おんな緑の会」、後援：(財)まちづくり市民財団・青梅市・青梅商工会議所・青梅商業協同組合、協力：多摩ケーブルネットワーク

【事業内容・参加者数】

・一人芝居/雪女・耳なし芳一、朗読/青梅弁の雪女、妖怪ロックコンサート、怪談話し、イラスト展(18日、台風上陸のため屋外中止し1,000名参加)

【活動内容】

(1)街づくりは「住むことに誇りのもてるまちづくり」と認識している当商店街は、八雲が描いた青梅の自然を守り育てるために「雪おんな伝説」を作った。そのため事あるごとに小泉文学を紹介している。今回の事業もその一環で一人芝居、朗読、怪談話し、イラスト展などで八雲の世界をキャンペーンし成果を収めたと自負している。

【事業効果】

(1)小泉八雲の名著「怪談」の一編「雪女」の原点が青梅であることを突き止め、現在、街おこしの起爆剤として活動している当商店街にとって、今回の小泉八雲の世界「雪女」展は市民参加型の活動と更なる小泉文学への認識が深まり素晴らしい事業が出来たと考えている。

【反省点】

(1)事業を屋外で設定したため、台風などの自然脅威にさらされた。また、子供さんたちに対するアピール度が低く、商店街としたら、もう少し遊びの要素を入れたい。

【今後の課題】

(1)商店街は商う街ではあるが、同時に住んでいる街である。これからは商いと住環境をどう折り合いをつけるかが問題点となろうが、青梅の美しい風土はぜひ、守り育てたい。

10 五頭の里 どんぐり植え隊

【団体名】新潟県自然観察指導員の会 【代表者】諸橋潔

【事業実施期間】平成14年4月14日～平成14年12月30日

【事業実施場所】新潟県笹神村五頭スキー場・五泉市巾農場

【共催、後援、協力団体】共催：NPO溪流再生フォーラム、後援・協力：笹神村

【事業内容・参加者数】

(1)植林：五頭スキー場の跡地を緑化すべく植林する。

(2)育苗：植林用の苗木を実生から育てる。畑の確保。

・参加対象：参加延人数120人。会員を主として地元にも参加を呼びかけ。今年ではできなかった。

【活動内容】

(1)植林 11月17日 植林実施。ブナ、ナラ260本植林。五頭スキー場の麓。旧リフト乗場を中心として行った(23人)。7月14日 植生調査を実施(12人)

(2)育苗 5月巾農場の畝づくり、種まき。7月8月畑の草取り。10月幼木の採取と移植(24人)

【事業効果】

- ・笹神村及び五頭登山者に共感を得ることができた。次回からは参加者を募りたい。又会員にも植林の大切さをあらためて認識する者が増えた。
- ・現地では裸地化して駐車が横行していた部分に柵をして植林した事への評価の声が多かった。緑になるには年月がかかる。

【反省点】

- (1) 育苗には草取り等手間がかかる事。
- (2) 植林用苗木は地元でなければならぬ事。広域移動には批判が多いこと。
- (3) 地元や登山者への呼び掛けができなかった事。
- (4) マスコミ等へのPRが不十分だった事。

【今後の課題】

- (1) 植林後の管理が欠かせない。幼木で丈が低く草刈りをしなければならない。
- (2) 地元市町村及住民との協力が必要。自分達だけでは無理。これへの呼び掛けが課題。
- (3) スキー場では表土が流出し全く地肌の露出した部分がある。この被植が問題。息の永い取り組みが必要。

1 1 まちづくり事業 定住の環境づくり作業

【団体名】大東まちづくり研究会 **【代表者】**矢壁敏宏

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成14年11月30日

【事業実施場所】島根県 大東町全域

【共催、後援、協力団体】共催：財団法人まちづくり市民財団・大東町、(名義)島根県建築士会・大東町商工会

【事業内容・参加者数】

- (1) まちづくり役場の開設 700人
- (2) 空き家調査 64人(延)
- (3) ふるさとアンケート 620人
- (4) チャレンジショップ 360人(延)

【活動内容】

- ・まちづくり役場の開設、空き家・空き地調査、ふるさとアンケート、ホームページ、研修会、行政への提案、チャレンジショップの開店

【事業効果】

- (1) 住民の意識：定住という言葉やそのもつ意義も知り得なかった人も多く、事業の展開によって多くの住民に対して意識高揚がはかれた。
- (2) 行政の意識：住民の胎動によって従来の受動的な行政に+ が見いだせた。特に本年度、官民協働事業として定住推進協議会ができた。
- (3) 移住など直接的効果：Eメールや電話などによる問い合わせがあるようになったが、実際に移住するまでに至っていない。

【反省点】

- (1) 事業のボリュームが膨張し、資金的な裏付けをもっと確実にすべきであった。
- (2) 先進地研修ができなかった。

【今後の課題】

- (1) 会員意識をさらにレベルアップの必要がある。そのための研修会、講演会、交流会や会員の新規募集などが必要である。
- (2) 全町民の意識高揚を目指し、広くイベントなどを開催すべきである。
- (3) 市町村合併に向けて対応や取り組みをすべきである。

1 2 市民が主役の中津干潟保全活動

【団体名】水辺に遊ぶ会 【代表者】足利由紀子

【事業実施期間】2002年4月1日～2003年3月31日

【事業実施場所】大分県 中津市

【共催、後援、協力団体】中津市(7月干潟観察会)、大分県港湾課(7月海岸清掃)、JEAN(9月海岸清掃)、助成支援(WWF J・全労済・セブンイレブン・教職員共済)

【事業内容・参加者数】参加対象：中津市民および一般 参加人数：のべ2,398名

【活動内容】 活動の一覧は別紙添付

- (1) 中津干潟の調査研究活動(通年)
- (2) 中津干潟保全のための啓発活動(観察会4回・学習会1回他)
- (3) 教育活動(総合的学習のべ9校・教職員学習会講師など)
- (4) 清掃活動・海岸漂着物調査(4回)
- (5) 海と浜にまつわる郷土史の聞き取り調査
- (6) 広報活動(会報誌の発行・HPその他)
- (7) 水辺に遊ぶ会ミュージアムの設立(インターネット上)

【事業効果】

- (1) 観察会や清掃活動などへの参加者の数、地域の小中学校からの指導依頼の多さなどからも、中津干潟に対する市民の認知度が確実に高くなってきていることが想像される。また、平行して行っている調査・研究活動から、中津干潟の生物や自然環境の希少性、現在の環境状況の悪化、環境の維持や保全が急務であることなども明らかになりつつある。

【反省点】

- (1) 多くの市民とともに活動する2～4の事業は予想を超えて着実に活動が大きくなりつつあるが、反面、人材不足などの問題により1の調査研究活動が思うように進まなかった。建物のない博物館「水辺に遊ぶ会ミュージアム」もネット上に設立したが、現在までに収集している生物情報等が非常に多いため、情報の処理が提供に間に合わないのが残念である。

【今後の課題】

- (1) 調査・研究活動の向上(ベントス類・鳥類・植物)
 - (2) 水辺に遊ぶ会ミュージアムの内容の充実
 - (3) より広い情報の発信
 - (4) 中津の漁民との協力関係
- ・従来の活動に加え、上記の向上を図ることにより、より多くの人々とともに故郷の海を守りながら、持続可能な社会のシステムを造り出すことが今後の課題である。

1 3 「どんが」島興し事業

【団体名】NPO法人ジュントス 【代表者】有馬寛治
【事業実施期間】平成14年4月29日～平成15年10月5日
【事業実施場所】種子島全島
【共催、後援、協力団体】各商工会、各行政
【事業内容・参加者数】島内1000人、島外300人

【活動内容】

- (1) 地域通貨（感謝通貨どんが）の導入及び普及活動
 - 「どんが」紙幣の印刷
 - ちらしパンフレットの作成
 - ハイビスカス植樹ボランティアで感謝券として発行開始（200人の参加）
 - 「どんが」広報普及活動の一環として「どんが」祭りの開催（延べ3回）
 - 「どんが」実行委員会を設置し、商工会と共同体制を敷く。
 - どんが協賛店の募集開始（現在15店）
- (2) 「種子島DONGA」カードの導入
 - 国内信販のNPOサポートカードと提携
 - 出郷者の会とのコンタクト（名古屋地区）
 - 現在の会員約100名

【事業効果】

- (1) 感謝通貨「どんが」は、その狙い及び仕組みが理解されにくく、その告知が重要課題である。プレミアムイベント等を打つことで徐々に浸透してきた。
- (2) 商工会、行政の協力を得て新体制で組織的取り組みが強化されてきた。

【反省点】

- (1) 地域通貨の導入による相互扶助の活発化は、島全体が進んでおり、「どんが」を感謝の印として差し出すという意識にならず、相互扶助のみでは流通しづらいことがわかった。
- (2) 「種子島DONGA」カードは、都市部出郷者への告知協力が必須であるが、メールのみではなかなか理解され難いことがわかった。
- (3) 取り組み自体が新しいことから、ねばり強く継続的な活動が必須と考える。

【今後の課題】

- (1) 使用機会の創出をはかる。特に協賛店の増加をはかることが「どんが」の価値を高めることから重点課題とする。
- (2) 「種子島DONGA」カードは、出郷者の会の幹事への理解をはかり、総会等での口コミで会員増強をはかる。

14 「表浜海岸シンポジウム」

【団体名】田原町太平洋岸総合整備促進協議会 【代表者】渥美博孝
【事業実施期間】平成14年8月4日（日）13:00～16:30
【事業実施場所】愛知県渥美郡田原町（田原文化会館 文化ホール）
【共催、後援、協力団体】共催：田原町、赤羽根町、渥美町、後援：全日本サーフィン連盟（愛知支部・岐阜支部）田原町サーフィン協会、赤羽根町サーフィン協会、あかばね塾
【事業内容・参加者数】312名

【活動内容】講演と意見交換会を実施した。

(1) 講演会 13:00～15:40

演題「遠州灘沿岸海岸保全基本計画の検討状況」

講師 那須和雄氏（愛知県東三河建設事務所 調整監）

演題「全国各地における海岸侵食の状況・海岸侵食の仕組み」

講師 宇多高明氏（前国土交通省国土技術政策総合研究所 研究総務官）

演題「表浜の海岸変形の実際」

講師 青木伸一氏（豊橋技術科学大学 助教授）

(2) 意見交換会 15:40～16:30

テーマ「表浜の現状及び、どうすれば海岸侵食はとめられるか」

【事業効果】

(1) 海岸侵食を食い止めるための地道な活動や、侵食防止を願う地元及び関係諸団体との連携の必要性など、多くのキーワードを色々な立場の方が認識できた講演会であった。

(2) 講演では、侵食防止の工事が当地域では西側に大きく影響することを学ぶことができ、一海岸の取り組みでなく広域的な視野に立った侵食防止事業が達成されなければ、互いの海岸を潰し合うことが理解できたと思います。また、侵食のメカニズムに対応した事業でなければ意味がないことも講演会で明かに認識できたと思います。

【反省点】特になし

【今後の課題】

(1) 海岸価値を高める活動等を継続的に行うと同時に、本地域の海岸侵食のメカニズムを明確にした上で、侵食防止策が広域的に実施されるよう国県に働きかけをする必要を感じた。

1.5 朝日村循環型社会構築事業

【団体名】朝日村の循環型を考える会 【代表者】塩原智恵美

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成15年3月31日

【事業実施場所】長野県東筑摩郡朝日村

【共催、後援、協力団体】朝日村

【事業内容・参加者数】「朝日村の循環型を考える会」70名

【活動内容】

(1) 平成14年度は「朝日村の循環型を考える会」として村内の渋柿を利用したドレッシングの製造に重点を置き、試作品開発及び市場評価（アンケート）の実施。

(2) また次年度に向けてドレッシングの材料となる渋柿のチャツネの製造。

(3) ドレッシングの味は会の中より約30種類のサンプル品が出され、その中から2種類の試作品に絞る。

(4) また副知事を招き地域通貨の講演会を開催し、柿マナー（エコマナー）などに関する勉強会を実施。

【事業効果】

(1) ドレッシングの試作品の完成 2種類

(2) 村内外2会場で朝日村野菜とドレッシングの試食を行い評価（アンケート）実施。ドレッシングの味評価と野菜村朝日のPRに繋がった。

(3) 作業はボランティア。柿を頂いたお宅にはドレッシングを柿マナーとしてお礼をした。

- (4) 渋柿を利用することにより、廃棄物の再利用となる。
- (5) 柿取りには、会員の他に国立市民及び一橋大学、松本大学の生徒の手を借り実施。一部ホームステイを行い会と学生の交流を深めた。

【反省点】

- (1) ドレッシングサンプル品は多く寄せられたが、統一の調味料でないため、同じ分量でも味に差が出てしまった。
- (2) 試作品決定のための期間が短かった。
- (3) 限られた予算の中で行うため、ボランティアに頼る所が大きい。

【今後の課題】

- (1) ドレッシング販売に向けて、デザイン、価格の決定。
- (2) 市場の販売ルートの確保。
- (3) 野菜村朝日の高原野菜の出荷時期と上手くドレッシング製造を合わせる。

16 「まちの文化」をいかした交流の場づくり事業

【団体名】本町区まちづくり推進協議会 【代表者】竹内弘

【事業実施期間】平成14年5月～平成15年2月

【事業実施場所】長野県小諸市本町・荒町・与良町・大手町・相生町

【共催、後援、協力団体】小諸市都市計画課・小諸商工会議所・北国街道小諸宿の会・NPO法人小諸町並み研究会

【事業内容・参加者数】

全国の市町村にある「本町」関係者、小諸市民・観光客・高校生小中学生など約300人

【活動内容】

- (1) 平成14年5月5日 「ほんまち町屋館直売所」オープン。かつての「市」復活と「交流」の場を設定し町の活性化を目指す。夏祭り・花市・小諸市民祭り・小諸商工会議所の諸イベントに参加しました。
- (2) 平成14年6月 本町通りとほんまち町屋館小公園に花植栽
- (3) 平成14年11月2日 第2回全国本町活性化シンポジウム in 小諸開催
平成14年11月3日 各種団体による連係イベント開催
- (4) 平成15年2月24日 まとめの報告会開催（別冊参照）

【事業効果】

- (1) 「ほんまち町屋館直売所」のオープンは市民間の交流の輪を広げた。また、「市」復活への足がかりとなっている。
- (2) 各種団体の連係イベントはこれからの「まちづくり」に向けた各団体の共通の認識ができた。
- (3) 第3回全国本町活性化シンポジウムが群馬県桐生市で開催する事が決定し全国的な広がりへの足がかりとなった。

【反省点】

- (1) 幅広く呼びかけたが地域住民にもう一つ浸透していない面がある。

【今後の課題】

- (1) 「市」復活と個別に活動している「まちづくり」の諸団体との関係の強化と維持、地域住民の「まちづくり」への意欲をどう引き出すかなど多くの課題がある。

17 住民参加型でのやすらげる憩いの場の創造

【団体名】阪神・淡路大震災まち支援グループ、まち・コミュニケーション 【代表者】宮定章

【事業実施期間】2002年4月1日～2003年3月31日

【事業実施場所】神戸市長田区御蔵通5・6・7丁目地域

【共催、後援、協力団体】御蔵通5・6・7丁目自治会、御蔵通5・6・7丁目町づくり協議会

【事業内容・参加者数】

神戸市長田区御蔵通5・6・7丁目地域住民：30名程度、学生建設ボランティア（大阪工業技術専門学校・高専等）60名程度

【活動内容】

(1) 集会所として交流の場を建設するためにまちの住民が集まって本当に必要な施設を考えた。勉強会を実施し“木のぬくもり”“暖かみのある場”にするよう集会所建設を考え、“民家移築”を決定。香住町安木村という港町で北廻船を出していた村の船員の家を譲り受ける。最終の寄港地が神戸であった。文化的な繋がりもあり、懐かしい民家の住まい方も一緒に運び込むことを実施。解体を八月に行い、建設をこれから執り行われる。木材の伐採、壁土作り、竹割り、瓦の選別などを実施。ソフト面、ハード面ともに充実できる施設が建設されるようにと両側面から活動を実施。また、学生に参加してもらうことで地域に活気がうまれている。建設工事に参加することで学生は、実体験として家造りを学習することが出来る。

【事業効果】

(1) 昔、家造りは地域を育む要素として寄与していた。その効果をこの集会所には取り込もうと、木材の伐採、壁土作り、竹割り、瓦の選別などを実施。異世代交流が出来る場となり、老人には昔懐かしい場として囲炉裏を囲んで昔話に花が咲く。また、調度品（和箆笥、船箆笥、大八車、提灯、かまどなど）も一緒に頂ける為に子供には昔の日本文化に触れる身近な教材になる。文化伝承の場になる。建設プロセスに参加することで集会所に愛着がわき、メンテナンスも出来ることになる。

【反省点】

(1) 作業の進め方に問題があった。参加した学生や住民は、その工程がなにになるかイメージしにくい、全てに参加できない場合は前の工程を知らずに参加するなど情報の共有が難しかった。

【今後の課題】

(1) 建設に向けて、建設ボランティアがどれくらい参加できるのか、が問題になっている。スケジュールの調整など事務的な準備が必要になる。

18 都会の廃校になった市民による再利用ワークショップ

【団体名】21世紀の学校をつくる会 【代表者】北浦茂

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成15年3月31日

【事業実施場所】名古屋市内

【共催、後援、協力団体】特定非営利活動法人パートナーシップ・サポートセンター、特定非営利活動法人名古屋おやこセンターほか

【事業内容・参加者数】約200名

【活動内容】

- (1)名古屋市の中村区内で廃校になった亀島小学校と廃校予定の本陣小学校(現ほのか小学校)の再利用を地元住民や他の市民団体とともに考えていく。
- (2)そのためにいろいろな場でこの問題について話し合っていく。

【事業効果】

- (1)旧亀島小学校の学区の人たちが再利用についてアンケートを実施し、その結果をふまえて名古屋市長に要請した。
- (2)旧本陣小学校(現ほのか小学校)については、市民団体が集まって再利用を検討しており、それをふまえて当団体で「ほのか小学校再利用計画案」を作成した。

【反省点】

- (1)地元の人たちと市民団体が結びつく場を作れなかった。当団体も地元の反発などもあって、地元の中にはいれなかった。

【今後の課題】

- (1)旧本陣小学校(現ほのか小学校)は平成17年3月に廃校になる。その再利用の計画を市民団体でつめて、地元の住民の合意を得て早急に名古屋市に提案していく。

19 放置自転車を活用した脱車社会への町づくり

【団体名】特定非営利活動法人 環境NPO良環 **【代表者】**川瀬和敏

【事業実施期間】平成14年4月1日~平成15年3月31日

【事業実施場所】新潟県三条市

【共催、後援、協力団体】後援：三条市、三条市教育委員会、協力：三条市自転車商組合

【事業内容・参加者数】

主催、協力、参加イベント回数 9回 イベント参加者総数 16,100人、自転車修理教室開催回数 8回 修理教室受講者総数 121人

【活動内容】

- (1)いつでも、何処でも、誰でも自転車が利用できるシステムを構築する。
共用自転車「チャリっば」配置総延台数 120台
- (2)市内環状線沿いに共用自転車「チャリっば」の駐輪場を設置する。
共用自転車「チャリっば」の専用駐輪場 8カ所(三条駅、北三条駅、中央商店街、一ノ木戸商店街、NPO良環、東三条駅、三条市役所、きりおか荘)
- (3)市民を対象とした自転車修理教室の開催(ごみ減量化対策)6回
- (4)自転車利用促進を目的としたイベント開催 5回

【事業効果】

- (1)共用自転車「チャリっば」は、買い物や用足し、通勤通学、商用、観光などに使われ、市民より利用し易いと喜ばれています。(利用者のアンケートやたよりなど)
- (2)予測していた以上に利用率が高く、「チャリっば」が返却されると直ぐに次の人が利用し、フル稼働の状態です。

【反省点】

- (1)8カ所の「チャリっば」駐輪場の数では、人口比に比較して少なすぎる。また、「チャリっば」総台数120台も少ない。

- (2) 様々な年代層の市民が利用するので、乗れる自転車の種類等についても今後検討すべきである。
(3) 「チャリっぱ」利用の案内看板が小さく、分かりにくいとの指摘があった。

【今後の課題】

- (1) 返却される「チャリっぱ」の破損状態がひどく、修理や点検に時間がかかり過ぎる。マナーの点で問題点があると想定できるので、意識の向上を考えていかなければならない。
(2) 指定された「チャリっぱ」専用の駐輪場に戻さず、適当な場所に乗り捨てる利用者が結構多い。
(3) システムを維持するための専門技術者と財政面での確立が急務である。

20 日本一安全な村プロジェクト

【団体名】NPO法人グリーンウッド自然体験教育センター 【代表者】村上忠明

【事業実施期間】平成14年4月1日～12月31日

【事業実施場所】長野県 下伊那郡 泰阜村 伊那谷あんじゃね自然学校

【共催、後援、協力団体】後援：泰阜村、泰阜村教育委員会、協力：伊那谷あんじゃね自然学校

【事業内容・参加者数】泰阜村住民（12歳以上）6回開催で60名

【活動内容】

- (1) 村民対象の救命救急救護法の国際資格を取得できる安全講習を全6回開催した。国際資格名は、EMPジャパン公認「メディック・ファースト・エイド」。心肺蘇生法と救急法からなる約6時間の講習と、特に学校週休2日制に対応できるよう、体験活動等野外での活動を想定したワークショップ等を講習内容とした。講師は、地域内在住の国際認定インストラクター。会場の「伊那谷あんじゃね自然学校」は、村立の森林体験施設で安定した会場である。

【事業効果】

- (1) 講習修了者には国際認定カードを発行した。修了者の半数は地域内で行われる各種体験活動の指導員であり、今後の地域内での活動が期待される。また、保育士や学校教員、医療従事者他一般主婦の受講も多く、地域の安全管理意識の向上が期待される。

【反省点】

- (1) 人口の少ない村内だけでは定員基礎数に達しない場合が多く、72名定員のうち60名の参加となった。

【今後の課題】

- (1) 救命法の意義及びプロジェクトの趣旨を村内に広く広報すること。また村内に限らず村外からも受講者を集める内容にしていくこと。

21 イーストベガス構想 企画・策定事業

【団体名】イーストベガス推進協議会 【代表者】長谷川敦

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成15年3月31日

【事業実施場所】秋田県全域（主に雄和町、秋田市その周辺）ラスベガス

【共催、後援、協力団体】特になし

【事業内容・参加者数】メンバー22名、サポーター140名

【活動内容】

- (1) ラスベガス視察研修

メンバー10名と一般公募で集まった市民、サポーターの18名で構成。イーストベガス構想のモデル都市であるアメリカネバダ州ラスベガスへ赴き、都市計画の専門家のコーディネイトのもと、クラーク郡役所やラスベガス商工会議所でまちづくりに関するレクチャーを受けた。

(2) サポーター集会及び諸星裕氏講演会

サポーターを対象に約50名を参加し、今までの活動報告と視察報告を通して、イーストベガス構想に関する啓蒙を行った。同時開催した講演会では、秋田にゆかりがあり、オーストラリアのカジノにも造詣が深い諸星裕桜美林大副学長をお招きし、自身の経験をとおして、この構想に関するご意見をいただいた。

【事業効果】

(1) ラスベガス視察研修

日本の団体が、このような形で行政にレクチャーを受けるといった例は初めてということで、街づくりに関して実に丁寧な説明をしていただき、現地でしか手に入れない資料等も大量に提供してくれた。今後の活動、特にマーケティングに関しては今後活動していく上で大きな武器を手に入れたといえる。さらに、実際現地に行くことによって、その場でしか味わうことができない街の雰囲気、空気、天候、文化などに触れることで、視察メンバーのモチベーションが更に高まった。

(2) サポーター集会及び諸星裕氏講演会

メールマガジン、ホームページ等でしか周知していなかった活動報告を、直接サポーターのみなさんにすることができた。それにより、サポーターが持っていた疑問などにも答えることができ、相互理解が深まった。講演会ではテレビでも活躍している諸星氏に語ってもらうことで、より一層この活動に対する真剣さをアピールでき、なおかつ氏に構想に関する意見をってもらうことで、我々自身も今後活動していく上での知識や情報を得ることができた。

【反省点】

(1) ラスベガス視察研修

4日間缶詰状態での勉強だったため、もう少し街を歩き、「楽しみ」の部分も味わった方が良かったかもしれない。また金額が少々はったこと、日程が平日だったことでメンバー全員が参加できなかったことが残念である。

(2) サポーター集会及び諸星裕氏講演会

報告会であるにもかかわらず、事前準備の悪さが目立ち本当にサポーターが理解してくれたかどうか不安もある。講習会は諸星氏のスケジュールを抑えることができたのが大きかった。成功。

【今後の課題】

(1) サポーター集会、講習会、視察などで各メディアに取り上げられ大分この構想をアピールすることができたと感じるが、それでもまだまだ認知が足りないのが現状である。今後も引き続き一般市民にこの構想を広めていくことを重点においた活動を展開し、実現を目指したい。

2.2 大津・町家・まちなか・博覧会

【団体名】大津の町家を考える会 【代表者】森川稔

【事業実施期間】平成13年11月16、17日

【事業実施場所】大津市丸屋町商店街周辺

【共催、後援、協力団体】丸屋町商店街、大津市21世紀記念事業実行委員会、大津市産業振興課

ひとと木ネット、(特)CASN、湖人の会志滋海社中、大津古美術研究会、大津シネマクラブ、きょうと土曜サロン、碧いナマケモノ、滋賀の「地蔵」を記録する会、ビジュアルアーツ専門学校生【事業内容・参加者数】約1,000人

【活動内容】

(1)丸屋町商店街にある「まちづくり大津百町館」や空店舗、空地をおもな会場に、2日間にわたって15のイベントを開催した。(内容については別紙チラシを参照)開催にあたっては、「大津の町家を考える会」を中心に、さまざまな市民活動団体、学生団体等が参加する実行委員会を結成し、また地元商店街の協力を得て、企画・実施した。

【事業効果】

(1)さまざまな団体の参画を得ることによって、団体同志間のネットワークを形成することができた。とくに、これまでこうした活動を行うに際して連携があまりなかった地元商店街の協力を得て実施できたことが大きい。また、沈滞気味にある商店街の活性化にも貢献することができたと考える。

【反省点】

(1)さまざまな団体に参加してもらうための調整に時間がかかり、実行委員のメンバーの足並みがなかなか揃わなかった。また、PR等に十分な時間と労力をさくことができず、博覧会開催の周知という点で不十分であった。

【今後の課題】

(1)本年度以降も博覧会を開催しようと考えている。開催経費の確保、PRの徹底など課題は多いが、今回形成することができたネットワークと、この2日間の盛り上がりをも無にすることなく、来年度以降もさらに継続発展させていきたい。

23 里山レディース講座

【団体名】NPO法人 赤目の里山を育てる会 【代表者】吉森加大

【事業実施期間】2002年5月1日～2003年3月31日 月1回

【事業実施場所】三重県名張市上三谷地区

【共催、後援、協力団体】日本野鳥の会、(財)三重県環境事業団、名張市社会福祉協議会

【事業内容・参加者数】延べ人数185名

【活動内容】

5月...開講式・里山のお話・春の野草摘みと天ぷら・里山散策

6月...自然観察と「絵手紙を書いてみよう」

7月...里山の野鳥観察と染物体験

9月...日本の竹林の現状・里山の現状・竹のクラフト作り(竹笛)

10月...里山整備・バイオマスエネルギーについて・森の中でティータイム

11月...わたしのあなたの「まちづくりについて」・森の中での講演とミニコンサート
・落ち葉かきと焼きいも

12月...冬の里山散策・冬の里山の暮らしについて・しめ縄づくり

1月...かき餅づくりと羊毛の小物作り

2月...地元でとれた冬野菜3品の調理実習とおいしい手前味噌作り

3月...開講式・1年を振り返って森の中でパーティー

【事業効果】

- (1) 身近な自然「里山」に関心を持ち、自分の住む町の環境について考え保全整備も活動の中で行うことができた。
- (2) 地元の方がボランティアスタッフとして関わってくれるきっかけとなった。
- (3) 1年間をかけて講座を行ったことで、日本の風土や旬、季節の伝統文化、食文化に触れることが出来、地元の方が活躍できる場となったこと。
- (4) 参加者が講座で学んだことを次の世代にも伝えていかなければ日本人としてのアイデンティティや原風景を残すことが出来ないし、そのことによって愛着を持ってまちづくりに参加することの自己啓発。
- (5) ボランティアとして自分の住む自然環境整備に参加したいという意識改革。

【反省点】

- (1) 参加者同士は仲良くなったが、その中での議論を交わす場が少なかったと思う。
- (2) 内容盛り沢山でスタッフの人員不足。

【今後の課題】

- (1) 今後、講座を開講するにあたっての財政的運営についての計画
- (2) 参加者の今後の環境保全、まちづくり、伝統文化伝承への参加イベント企画
- (3) 地元との連携をどのように活性化するかということ。

第二節 平成14年度アウトドア・クラスルーム登録事業 報告

平成14年度に「私の”まち”を美しく～アウトドア・クラスルーム～登録事業」で認定になった事業なかから、いくつかの報告書をご紹介します。認定になった事業はこの一覧表のとおりです。

平成14年度 私の”まち”を美しく～アウトドア・クラスルーム～登録認定事業

事業名	団体名	実施場所
藁科の里 花いっぱい運動推進事業	藁科花いっぱい運動実行委員会	静岡市
松代にアンズを広める会	松代にアンズを広める会	長野市
平成15年度新発田地域環境教育講座	加治川ネット21	新発田市
街道を彩るマイプランター作り	わさびの会	名張市
我がふるさととの里山づくり	遊木民倶楽部(ゆうぼくみんくらぶ)	匹見町
さくらプロジェクト	たてやま・海辺のまちづくり塾	館山市
土日のアウトドア・クラスルーム	田子浦ジュニアリーダーズクラブ	富士市
「まちづくり株式会社」設立につき=従業員募集=	ボランティアグループまちづくり倶楽部	むつ市
竹イカダを作成し、川下り及び竹炭作り	中緑がंबर会	熊本市
竹(ちく)再生プロジェクト	小田原角吉倶楽部	小田原市
いーね!おおあさ「菜の花」のまちづくり事業	I N E O A S A	大朝町

1 藁科の里 花いっぱい運動推進事業

【団体名】静岡市立藁科中学校 【代表者】大原一夫

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成15年3月31日

【事業実施場所】藁科中学校を起点とした藁科地区(静岡市大原地区)

【共催、後援、協力団体】藁科中学校、藁科中学校PTA、藁科地区町内会

【事業内容・参加者数】藁科中学校全校生徒137名、PTA及び地域の人々

【活動内容】

- (1) 藁科中学校の全校生徒による栽培計画を作成し、地区に協力体制作りを依頼し事業を推進した
- (2) 生徒の縦割り班により、土作りと花の栽培活動を進めた。
- (3) 生徒が作った花のポットを地域や家庭に配付した。
- (4) 地域の人々と連携して、地区の花壇に生徒が育てた花を移植し、栽培活動を進めた。
- (5) 地区の保育園の園児を招き、花壇広場で遊ぶイベントを実施した。
- (6) 全校生徒による花壇広場での花スケッチ&俳句会を開催した。

【事業効果】

- (1) 校内の活動が地区に広がり、花のポット配付や地区の花壇作りへの期待がますます高まった。
- (2) 地区との連携から、地区内の関わりがさらに深まった。

【反省点】

(1) 地区との検討会、打合会の計画的な運営を図る。

【今後の課題】

(2) 次年度以降も継続して事業を推進し、さらに地域との連携を深めていく。

2 松代にアンズを広める会

【団体名】松代にアンズを広める会 **【代表者】**山本和男

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成15年3月31日

【事業実施場所】長野市松代町

【共催、後援、協力団体】松代商工会議所

【事業内容・参加者数】アンズの優良系の増殖と普及、子供とともにアンズの里づくり延150名

【活動内容】

(1) 松代小学校生徒による栽培管理と収穫の喜びを味わう

(2) 接木技術の向上と苗の配布

(3) 会員の花見会

【事業効果】

(1) 松代がアンズの故里であり、大切な作物であったことを知ること。

(2) 除草・灌水などを通じて樹木への愛着を深めることができた。

【反省点】

(1) 総合学習のカリキュラムとの整合性を更に高め学習効果を発揮できるようにする。

【今後の課題】

(1) アンズの生産量が多くなってくるので、食べ方、特に加工方法、配布（現在は小学生持帰り、ボランティア室へ）方法を検討する。

3 平成14年度新発田地域環境教育講座 水辺の大楽校

【団体名】加治川ネット21 **【代表者】**若月学

【事業実施期間】平成14年3月24日～平成14年11月10日

【事業実施場所】加治川流域全体

【共催、後援、協力団体】加治川を愛する会、上三光蕎麦愛好会、菊水酒造(株)、コココーラ(株)、新発田市（教育委員会、環境推進課、維持管理課、秘書広報課など）、新発田市公民館、新聞社（朝日、日報、毎日他）

【事業内容・参加者数】合計約300名（第2回講座では加治川ネット21からの参加人数を計上）

【活動内容】

第1回講座：「サーモンカムバック in 新発田川」

河川環境改善の啓発を目的として子供たちと鮭の稚魚を放流

第2回講座：「加治川堤クリーン&ウォーク」

河川環境の保全へ向け加治川を愛する会とクリーン活動を実施

独自事業として加治川桜堤の実態調査を同時開催

第3回講座：「海と森～川がつなぐ～」

河川の役割や地域環境などを学ぶ環境講座。午後：蕎麦うち体験

第4回講座：「ぼくらは加治川探検隊！！」

新発田市が遊泳場として指定する天然プールでの体験・環境講座

第5回講座：「阿賀北池沼調査」

地域に残る池沼の動植物調査を行い自然環境の実態を把握

【事業効果】

- (1) 参加者が自分の地域を見直すきっかけとなっている
- (2) 地域や世代を超えた交流の場となっている
- (3) 公民館事業、総合学習として活用されつつある
- (4) 環境指標データの蓄積など

【反省点】

- (1) 専門的な知識や技術を活用し、子供たちの興味や疑問に的確に対応できる反面、保護者の方から「内容が盛りたくさんであり、確実に知識を身につけるのは難しい。内容がある程度絞るべきではないか」との指摘も受けている。

【今後の課題】

- (1) 現在の水辺の大楽校のスタイルが定着しつつあるが、上記のような指摘もあり、また、マンネリ化を防ぐため全体の事業構成や新規事業への展開などについて見直していく必要がある。

4 街道を彩るマイプランター作り

【団体名】わさびの会 【代表者】辻年夫

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成15年3月31日

【事業実施場所】5月5日県道名張曾爾線沿道、6月30日名張市滝之原『広域農道1・2号線』・『県道滝之原美旗停車場線』、10月20日『市道名張桔梗が丘線』及び他路線

【共催、後援、協力団体】名張市、伊賀県民局、水資源開発公団、曾爾村、名張市青蓮寺区、中知山区、滝之原区、JA伊賀南部農協、竹中土木他企業

【事業内容・参加者数】5月5日104人（内子供37人）、6月30日73人（内子供18人）、10月20日102人（内子供36人）、計279人（内子供91人）

【活動内容】

【事業効果】

- (1) 最大の目的である道路から放置ゴミを一掃するという主旨につきましては、予防効果としてゴミを捨てづらい環境を創造する、つまりプランターの設置、ゴミの収集、草刈、立看板による啓蒙活動によって、絶大な効果を上げたと自負しております。
- (2) 道路や当該設置場所の管理者から美観だけでなく、放置ゴミが減少あるいは消滅したとの評価をいただき、本年にひきついで協力関係をいただけるとの朗報を賜りました。
- (3) 親子で間伐材を知り、それを加工し、花を植え、水をやる。
- (4) 木・花・水・土がゴミを放逐することを目のあたりにして、あるいは環境保全に大いに関わる講演を耳にして、すなわち、自然が自然を守るという原点を改めて親が知り、子が感じる事で、環境破壊の現実と自然保護の必要性を痛感し、参加者全員で環境保全の認識を新たになし得ました。

(5)マイプランター設置場所以外への不法投棄は、これからもイタチゴッコとして続くかもしれませんが、しかし、私たちはこの事業に参加された方々の心を通じて、またこのプランターを旅のオアシスとして見入ってくださる人々の良心を懸け橋に、これからも親と子、世代を越えて『ゴミゼロ街道』を目指し、怠ることなくこの事業を推進していきたいと思ひます。

【反省点】

(1)参加人数279人は当初計画した450人には及びませんでした、新しく参加して頂いた方も多数おられ、今後の輪の広がりには一定の期待を確認しています。反面、募集についての広報活動は会としてよりキメ細かな広報を心掛ける事が反省材料として残りました。

【今後の課題】

- (1) 継続していくために、安定した財源をより確保する必要があります。
- (2) イベントのみでなく、日常的に学校関係者や保護者の要請を受け、学校等へ出向いての講演・技術指導等、幅広く活動の輪を広げていきたいと思ひます。

5 我がふるさとの里山づくり

【団体名】遊木民倶楽部（ゆうぼくみんくらぶ） **【代表者】**大島隆司

【事業実施期間】平成14年4月29日～平成15年2月9日

【事業実施場所】遊木の里（島根県匹見町道川）

【共催、後援、協力団体】特になし

【事業内容・参加者数】(1)40人、(2)40人、(3)100人、(4)40人、(5)50人 計270人

【活動内容】

- (1)講演会と道川の春を食べる会：倶楽部顧問の小澤普照先生（環境に優しいライフスタイルの創造）と島根大学教授の山下晃功先生（子供を育む木と森の総合学習）にそれぞれご講演をいただき、その後定期総会に引き続いて、遊木の里付近に自生する豊富な山菜を地元会員の皆さんで天ぷら等に料理していただいたほか、郷土料理のうずめ飯や手打ちそばなど盛り沢山のご馳走を食べながら両講師・参加者・地元会員の交流を深めることができた。
- (2)しまねサマー楽校：益田圏域7市町村がそれぞれに4泊5日の野外体験プログラムを組み、小中学生を公募して実施された事業で、匹見町のプログラムに「遊木の里体験活動」として組み入れてもらい、遊木民倶楽部が製作したピザ釜を使ってのピザづくり体験と、ロープワークの研修を実施し、町外から参加した青少年に遊木の里の自然に親しんでもらうことができた。
- (3)匹見町内小学校集合学習：昨年に引き続き、匹見町内3つの小学校合同の総合学習を「遊木の里」で実施、林業改良指導員や、森林インストラクターを講師に招き、広葉樹の植樹体験や自然観察を行い、里山に関する理解を深めることができた。
- (4)遊木秋の恵み市：広く一般に参加者を募り、きのこアドバイザーの指導によるきのこ採取とその鑑定会、イロハモミジなどの広葉樹の植樹体験、小澤普照先生による「エコビレッジ」のミニ講演、炭焼きの学習や丸太切りや手づくりピザなど多彩な体験活動を実施。多くの参加者に親しんでもらうとともに、山村地域住民との交流も深めることができた。
- (5)雪山遊び：里山における冬の自然を体験活動を通じて学習してもらおうと、遊木民倶楽部の会員を主体に参加者を募り、地元会員の指導による竹スキーやカンジキづくりの体験、炭焼き窯の話、雪合戦やそり遊びなど多くの参加者に雪山の自然を体感してもらうことができた。

【事業効果】

- (1) 豊かな自然が残されている「遊木の里」をフィールドに、子供たちから老人まで一緒になって植樹やきのご狩り、自然観察などさまざまな体験活動遊びを通して行うことができ、里山に対する関心と理解度を深めてもらうことが出来たとともに、都市部と山村との交流も深めることが出来た。

【反省点】

- (1) 事業実施に当たって参加者への周知期間が十分でなく、計画どおりの参加者を集めることが出来なかった。

【今後の課題】

- (1) 活動計画にもう少し計画性を持たせ、十分な企画立案と一般公募の期間を確保すること。
- (2) 活動内容にもう少し青少年を対象とした企画を増やしていくこと。

6 さくらプロジェクト

【団体名】NPOたてやま・海辺のまちづくり塾 【代表者】辰野方哉

【事業実施期間】平成14年4月～平成15年3月31日

【事業実施場所】館山市内各小中学校・他

【共催、後援、協力団体】館山市教育委員会

【事業内容・参加者数】館山市立小・中学校(575名)

【活動内容】

- (1) 4月～ 各小中学校15校・記念植樹
「さくらプロジェクト」事業開始に際し、館山市内各小中学校(15校)の校庭に、記念イベントとして子どもたちと共同で桜(成木)を植樹。
- (2) 5月～ 「さくらマップ」協力校の募集・決定
市内4小学校・3中学校 計7校・575名が参加 那古小学校(6年生・58名) 北条小学校(6年生・120名) 館山小学校(5・6年生・14名) 神戸小学校(3年生・22名) 第二中学校(1年生・165名) 第三中学校(1年生・176名) 房南中学校(生徒会・20名)
- (3) 6月～ 各参加小中学校・さくらワークショップの実施
各参加校ごとに、子どもたち自らが学校周辺や地域の公園、空き地、河川敷など、桜の植樹場所を探し出し、「さくらマップ」としてまとめあげる。(～12月)
- (4) 1月～ 各参加校「さくらマップ」の完成
- (5) 1月～ 植樹場所(地主・行政等)の調整・選定(～3月)
- (6) 5月～ 桜苗木の植樹
植樹場所(市内2か所)・桜苗木70本を植樹、児童・保護者等 60名参加

【事業効果】

- (1) 各小中学校・記念植樹による学社融合の推進
各小中学校校庭への記念植樹によって、児童・生徒自らが校庭に桜の植樹を手がけ、植樹作業を通じてさくらプロジェクトへの動機付け、植栽作業のおもしろさを伝えることができた。
- (2) 桜をテーマにした地域・環境学習の推進
子どもたちが「桜」をテーマに、身近な地域を歩きながら植樹場所を探し出すワークショップによって、桜の植生に関する学習や地域学習を実施することができたとともに、児童・生徒

が協力して「さくらマップ」を作成するなど、桜の植樹活動を通じて子どもたちの環境意識、ふるさと意識を高めるきっかけとなった。

【反省点】

(1) 小中学校との調整

記念植樹においては、市内全小・中学校の参加を得ることができたが、ワークショップ（さくらマップの作成）については、すでに各校とも1年間のカリキュラムがあり、調整期間が短かったため、全ての学校で実施できなかった。

(2) 具体的な活動プログラムの調整

ワークショップの実施形態、実施時期等は各学校の自由としたが、その反面、完成した「さくらマップ」の熟度等が不均等となったため、子どもたちが提案した植樹場所の調整（地主との交渉等）が予想以上に困難をきたし、相当な調整期間・時間を費やす結果となってしまった。

【今後の課題】

- (1) さくらプロジェクト第一期は、学校の協力を得ながら、校庭への記念植樹とともに、子どもたちが描く桜並木をマップとして仕上げ、地域のお年寄りやボランティアの参画を得ながら、市内2か所、計70本の植樹を実施することができた。今後、子どもたちが作成した「さくらマップ」をもとに、継続的に適切な植樹場所の選定、調整作業を進め、子どもたちとともに多くの地域住民も参加できる桜の植樹運動を展開する。

7 土日のアウトドア・クラスルーム

【団体名】田子浦ジュニアリーダースクラブ 【代表者】永友房代

【事業実施期間】平成14年7月～平成15年3月

【事業実施場所】富士市西部浄化センター敷地内、他

【共催、後援、協力団体】新浜子ども会、花の会

【事業内容・参加者数】

土日のアウトドア・クラスルーム下水処理場敷地他への花壇作成) 参加人数60人

【活動内容】

- (1) 下水処理場敷地内へのプランターによる花壇設置、及び新浜グラウンド敷地内への花壇設置
(2) それに伴う草刈り、水やり、花の手入れ等

【事業効果】

- (1) 草が伸び放題で、なおかつ地域のゴミ捨て場の後ろにあたる土地に草花を植えたことにより、地域が明るくなった。
(2) 共同作業をすることで、子ども会会員、ジュニアリーダー、育成者、花に詳しい花の会の方々と交流が図れた。

【反省点】

- (1) 当初、町内会長と下水処理場職員との間で花壇設置の承諾を得ていたが、急遽、市下水処理課の方より書類提出の依頼があったため、事業に取り掛かるのが遅れてしまい、花植えを1度しかできなかった。15年度は季節に応じて花の植え替えをしていきたい。

【今後の課題】

- (1) 15年度は花壇を増やし、他地区の子ども会会員とも交流をかねて一緒に花を育てていきたい。
(2) 地区で建設が進められている公園の完成が、15年度中に間に合えば、植樹に参加したいと計画している。

8 竹イカダを作成し、川下り及び竹炭作り

【団体名】中緑がんばる会 【代表者】馬原昭

【事業実施期間】平成14年7月1日～平成14年12月1日

【事業実施場所】熊本市内加瀬川及びその周辺

【共催、後援、協力団体】国土交通省、加勢川開発研究会、ワンパククラブ、中緑校区自治会、中緑校区青少年育成協議会

【事業内容・参加者数】川下り：子供56名、大人12名、スタッフ20名、計88名

竹炭作り：(3回の延人数)子供65名、大人28名、スタッフ45名、計138名

【活動内容】

(1)平成14年8月4日 竹イカダを作成し、竹イカダ川下りを実施

(2)平成14年11月23～24日 竹炭作りを実施

(3)平成14年11月30～12月1日 竹炭作りを実施

(4)平成14年12月14～15日 竹炭作りを実施

【事業効果】

(1)竹イカダを作成し、イカダにより川下りを体験することにより、川に親しみ、川にふれることが、子供達に感動を与えた。

(2)木炭作りは、材料切断、割、釜入れ、釜出し、また、川に炭を投入する等、貴重な体験をさせることが出来た。

【反省点】

(1)規模が大がかりになり、スタッフが不足し、過労働を与えた。

【今後の課題】

(1)天候、人員、条件等を考慮し、きめ細かな計画が必要と思われる。今後は、これを機会により周回の計画で臨む必要がある。

9 竹再生プロジェクト

【団体名】小田原やんべえ倶楽部 【代表者】石塚義孝

【事業実施期間】平成14年度～平成15年度

【事業実施場所】小田原市板橋

【共催、後援、協力団体】小田原市、板橋まちなみファクトリー

【事業内容・参加者数】小田原市民(板橋地区住民ほか)のべ150名

【活動内容】

(1)竹の地蔵盆

毎年8月23日の板橋地蔵尊の地蔵盆では、旧東海道沿道に約1キロメートルにわたって夜店がたちならぶ。それにあわせて、旧街道からのびる路地に竹燈籠をならべて、参詣に訪れる人の目を和ませた。この竹燈籠は、板橋地区に群生し管理のゆきとどかなくなった竹林を間伐してとれた材を用いた。地元小学生に、町並み調査に訪れた大学生が指導して、おもしろいデザインのスリットをあけた燈籠を約30個制作した。

(2) 秋の竹燈籠の夕べ

平成14年11月22日、23日に板橋地区松永記念館にて開催された「板橋・秋の交流会」にあわせ、地区を訪れる人をもてなすために、竹の燈籠や花入れを制作した。まず11月初旬に地区の竹林を、地元市民組織の板橋まちなみファクトリーのメンバーとともにのべ40人で間伐した。その材を用いて、約500個の竹燈籠と約50個の花入れを制作した。またイベント主催者である小田原市と協力して、イベント会場近隣にある古い竹柵を、間伐材を用いて修復した。市職員をはじめ約60人が参加して、約50メートルの竹柵を制作した。そしてイベント当日には、旧街道や路地に竹燈籠を、板橋まちなみファクトリーメンバー、町並み調査の大学生約30名でならべ、訪れる人を心から出迎えた。また修復した竹柵を中心に、地区の各所に竹の花入れを設け、イベント当日に地区を散策、周遊する人たちに喜ばれた。

(3) 木炭づくり

平成15年には間伐材を一斗缶で木炭に焼く実験を行なった。

【事業効果】

(1)板橋地区の重要な景観資産でもある竹林の存在感を、地区の住民や観光客の心に刻み込むことができた。

【反省点】

(1)竹林の間伐材を竹燈籠などに活用してゆくことはできたが、間伐の手間も含めた管理の仕組みづくりまでには至っていない。

【今後の課題】

(1)竹の間伐材の活用先として竹炭にも注目しており、平成15年に実験的に制作してみたので、今後軌道に乗せてゆきたい。竹炭の販売によって間伐の手間賃を稼ぐことで、竹林を管理する仕組みが定着する途を探りたい。

10 いーね! おおあさ「菜の花」のまちづくり事業

【団体名】特定非営利活動法人 INE OASA 【代表者】保田哲博

【事業実施期間】平成14年4月1日～平成14年12月20日

【事業実施場所】広島県山県郡大朝町町内

【共催、後援、協力団体】菜の花学習 - 大朝町教育委員会。菜の花写生画コンクール - 大朝町、大朝町教育委員会、大朝町観光協会

【事業内容・参加者数】菜の花学習 - 菜の花の刈り取り、プランター移植、廃食油回収、BDFの研究、町内小中学生200名が参加。菜の花写生画コンクール - 菜の花観察、写生、展示、小学生106名が参加

【活動内容】

(1) 菜の花学習

町内小中学生といっしょに「菜の花プロジェクト」に取り組む。大朝小学校では昨年度より「総合学習」の中で行なっており、月に一度(第一火曜日)に家庭から廃食油を回収し、自分たちの乗るスクールバスの燃料としている。10月1日には、5、6年生が、燃料となる作業行程を見学。そして、11月14日には、プランターへ菜の花の移植も行っている。

(2) 菜の花写生画コンクール

4月中旬から5月上旬にかけて、菜の花写生を広く募集し、町内外より106名が応募。6月16日、筏津芸術村で展示と表彰を行う。

【事業効果】

- (1) 小中学生に菜の花を見ることから初め、「菜の花プロジェクト」をとおして、資源循環型社会について学んでもらいました。実際に自分たちのつくった菜の花を見て、その油で料理し、残った油でスクールバスを動かすことで環境問題について興味を持ってもらいました。

【反省点】

- (1) 小中学生に指導をするスタッフが、少人数でいつも同じ人であった。
(2) 写生画コンクールへの呼びかけが遅く、広範囲にわたらなかった。

【今後の課題】

- (1) 写生画コンクールを継続することにより、「菜の花プロジェクト」をもっと子どもたちに知ってもらい、大朝町の自然に触れる機会を作る。
(2) 大人（スタッフや親）たちも興味を持ち、率先して活動に参加できる環境をつくること。

編著を終えて

編著者 服部則仁 まちづくり市民財団 理事・運営委員

「市民活動と自治」というテーマで取り組んだ今回の『まちづくりと市民参加』は、「個人」 - 「自治」 - 「市民社会」という3つのキーワードにもとづいた三部作の第二作目にあたります。NPOが本来持っている、自由度の高い市民の活動の道具という性格を、地域という現場で自治を実現していく手段として活用しようとするとき、どのような可能性があるのかを確かめたいと思い、このテーマを選びました。

今回も、本当にお忙しい人たちがばかりに無理を言って執筆していただきました。おひとりおひとはまぎれもなく、地域でNPOで活躍しておられる人たちがばかりです。A4、40字×40字で10枚程度というボリュームは、一日二日で書ける量ではありません。日頃からこのテーマについて考え、実際に取り組んでおられる人たちだからこそ、突然の依頼に応えていただけていることと思います。内容はいずれも実践に基づいたものであり、その方たちの生き方を彷彿とさせるすばらしいものばかりです。ご堪能いただき、みなさまの活動のご参考になれば幸いです。

そして、第三章以下の「巡回フォーラム事業」「まちづくり助成金事業」「アウトドア・クラスルーム登録事業」などにご登場いただいたみなさんも含めると、地域でまちづくりに真剣に取り組んでおられる50人ほどもの方たちの思いや活躍を、この報告書で紹介できたかたよろこんでいます。全国にはもっともっとはるかに多くの方たちがまちづくりに取り組んでおられます。ほんとうに身近なところに、まちづくり人はいます。そんなまちづくり人を応援し、そのような方たちが活動しやすい環境づくりを進めていきたいと、財団法人まちづくり市民財団は考えています。そんな方法で市民社会づくりを進めていければと思っています。

『まちづくりと市民参加』も今年で5年目となりました。多くのみなさんのご厚意に支えられて今回もなんとか作成することができました。ご尽力いただきましたみなさんに心より感謝します。ありがとうございました。

(平成15年12月10日)

『まちづくりと市民参加』

発行：財団法人まちづくり市民財団

発行人：村岡兼幸

編著者：服部則仁

発行日：2003年12月10日

住所：東京都千代田区平河町

電話：03-3234-2607

<http://home.interlink.or.jp/~machizkr/>